

長崎市 環境白書

令和5年度版



長崎市

ながさき環境都市宣言

～人と自然と文化が輝き続けるまち長崎～

私たちのまち長崎市は、海や山がおりなす豊かな自然によって生まれ、起伏に富んだ地形は特徴的な斜面市街地を形成しています。また、長崎港を中心とした諸外国との交流の中から、多様な文化や伝統を生み出した歴史あるまちです。

この、世界に誇れるかけがえのない長崎のまちをまもり育て、市民が将来にわたって健康でこころ豊かに暮らせるように、きれいな空気と水、豊かな生きもの、そして貴重な歴史遺産を大切に引き継いでいくのは、私たちの責任です。

私たち長崎市民は、共に考え、行動し、「環境を大切にするまち」をつくることを宣言します。

- 1 私たちは、ペーロンのはしる光きらめく海、八夕の舞うさわやかな風を感じ、おいしい空気と水をたのしめるまちをつくります。
- 1 私たちは、小鳥のさえずりで目覚め、ホタル狩りができるような豊かな自然を求め、多くの生きものと共に住める清流と緑豊かなまちをつくります。
- 1 私たちは、出島をはじめとする輝かしい歴史と文化遺産をまもり活かし、文化のかおり高いまちをつくります。
- 1 私たちは、みんなの知恵と工夫で、太陽からもらったエネルギーと限りある地球資源を大切にし、ごみのない美しいまちをつくります。
- 1 私たちは、原子爆弾を受けながらも生きぬいた被爆クスノキのように、自然と平和の大切さを将来へ引き継ぎ、地球環境保全に貢献できるまちをつくります。

平成13年（2001年）12月3日

長 崎 市

目次

令和4年度の主な取組み	1
第1部 長崎市環境基本計画の概要	4
第2部 計画の実現に向けた取組み	12
成果指標実績値一覧	13
第1章 地球環境（脱炭素社会の実現）	
第1節 地球温暖化対策の推進	15
第2節 再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化	18
第2章 循環型社会（資源の有効活用）	
第1節 ごみ排出量の削減とリサイクルの推進	21
第2節 廃棄物適正処理の推進	24
第3章 地域環境（豊かな地域環境の保全と活用）	
第1節 豊かな自然環境の保全・共生	27
第2節 良好な生活環境の確保	30
第4章 都市環境（環境にやさしいまちづくりの推進）	
第1節 環境と調和した快適なまちづくり	35
第5章 環境意識・行動（環境意識・行動の定着）	
第1節 当事者意識の醸成	39
第2節 環境行動の定着	42
第3部 資料編	46
資料1 成果指標詳細	47
資料2 大気汚染に係る環境基準等	49
資料3 大気環境測定局別測定項目等	52
資料4 浮遊粒子状物質に係る経年変化	54
資料5 大気中の一酸化炭素に係る経年変化	55
資料6 二酸化窒素に係る経年変化	56
資料7 その他物質に係る経年変化	58
資料8 悪臭に係る各種基準	61
資料9 水質汚濁に係る環境基準	63
資料10 水質調査地点	65
資料11 河川水質測定結果（令和4年度）	66
資料12 海域水質測定結果（令和4年度）	68
資料13 BOD（75%値）、COD（75%値）の経年変化	70
資料14 その他の項目の測定結果（令和4年度）	71
資料15 道路交通振動の測定結果（令和4年度）	73
資料16 自動車交通騒音の測定結果（令和4年度）	75
資料17 環境騒音（一般地域）測定結果（令和4年度）	77
資料18 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和4年度）	79
資料19 有害大気汚染物質の経年変化	81
資料20 底質調査地点	83
資料21 底質中の総水銀含有量の経年変化	84
資料22 公害関係法令に基づく規制監視状況	85
資料23 諸届出の受理状況	86
資料24 長崎市環境審議会	97
資料25 環境部組織	98
資料26 長崎市環境基本条例	99
資料27 長崎市環境保全条例	107
資料28 長崎市環境保全条例施行規則	120

令和4年度の主な取組み

「ながさきエコライフ・フェスタ 2022」を開催しました！

令和4年10月15日(土)、16日(日)に、魚の町公園をメイン会場とした4つの会場で「ながさきエコライフ・フェスタ 2022」を開催しました。

「ながさきエコライフ・フェスタ」は、より多くの市民が環境行動を実践するためのきっかけづくりとなることを目的として平成22年度から開催しており、今回で13回目の開催となりました。

イベントでは、各会場を巡るスタンプラリーを実施し、スタンプを集めた方には豪華景品があたる抽選会を行いました。

また、市内の環境団体及び事業者によるブース出展のほか、映画で有名なデロリアンの試乗・撮影会も行われ、盛況のうちに終えることができました。

今後も市民の環境行動の実践のため、普及啓発活動に努めていきます。



「省エネ家電等買換え補助金」の受付を開始しました！

令和5年2月6日より、省エネ性の高い家電等を買換えた家庭に対し最大3万円の補助金を交付する「省エネ家電等買換え補助金」の受付を開始しました。

受付開始直後から多数の申請があり、令和5年6月14日に予算額に達したため受付終了となりましたが、このような状況を受け、令和5年12月25日より「省エネ家電買換え補助金(第2弾)」の受付を開始しました。(詳しくは下記QRコードよりご確認ください)

今後も「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向け、市内の温室効果ガス削減のための施策に取り組んでいきます。



省エネ家電等買換え補助金(第2弾)HP
(予算額到達の場合、受付終了となりますのでご了承ください。)

省エネ家電等買換え補助金

のお知らせ 長崎市民
限定!

省エネ性能の高い家電等の買換えを検討してみませんか?
下記①～④の対象商品への**買換え**を最大**3万円**補助します!

購入対象期間 **令和5年2月1日(水)～**
申請受付期間 **令和5年2月6日(月)～令和6年3月末**

※申請書類の日付は先着順の受付となり、予算額に達した場合は受付終了となります。

5万円以上(LED照明は5千円以上)の下記①～④の対象商品へ買換えた長崎市民の皆さまに購入費の補助があります!

※申請に必要な書類など詳しい情報は市ホームページまで→

対象商品	補助率	補助上限額	条件
1 エアコン	1/6	3万円	最新の省エネ基準達成率が100%以上のもの <small>このマークが目印です(省エネ基準達成率100%以上(保証)) 省エネ製品情報サイト https://eco.nagasaki.jp/ ※お問い合わせください。</small>
2 冷蔵庫			
3 給湯器	1/2	5千円	
4 LED照明器具			

※長崎市民であること
※市税の滞納がないこと
※商品の価格が5万円以上(LED照明は5千円以上)であること(税抜価格。送料や設置工事費用は含みません)
※1～4いずれかの対象機器について、**1世帯1品目まで**
※市内店舗での購入のみ対象
※この機会に**省エネ家電への買換え**を考えてみませんか?

Zero Carbon Action Nagasaki
長崎市のゼロカーボン

お問合せ: 長崎市役所 ゼロカーボンシティ推進室 095-829-1251(平日)9:00～17:00

令和4年度の主な取組み

株式会社ジモティーと協定を締結しました！

令和5年3月9日、株式会社ジモティーと長崎市は、「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結しました。

株式会社ジモティーは、インターネット上の地域特化型掲示板「ジモティー」を運営する会社です。その掲示板「ジモティー」には「売買」のページがあり、まだ使えるけれど要らないものをリユース品としてやり取りができる場となっています。地域に特化しているため手渡しでリユース品を引き渡すことができ、手数料がかからないため0円からの出品も可能となっています。

令和5年4月からは、掲示板ジモティー内に長崎市公式アカウントを作成し、粗大ごみから選出した状態の良い自転車をリユース品として無料で出品しています。



「新東工場」を地球温暖化防止に貢献できる施設として整備しています！

市民生活で排出されるごみの焼却処理を行っている東工場は、稼働開始後、約35年が経過して老朽化が進んでいることから、新東工場整備運営事業として、公共が資金調達を行い、設計・建設から運営までを民間に一括発注するDBO方式により、現在、令和8年度からの供用開始に向けて、建設工事を進めています。

新東工場は、戸石町の現東工場の敷地内に建設し、処理能力が日量210トンで、長期の安定稼働を目指した施設整備を実施し、40年以上の稼働を目指す計画です。

また、エネルギー回収型廃棄物処理施設として、ごみの適正処理を行うとともに、ごみ焼却処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図ることで二酸化炭素(CO₂)を削減し、地球温暖化防止へ貢献できる施設として整備します。



【新東工場イメージパース】



【R6. 2月現在】

第1部 長崎市環境基本計画の概要



(出典:環境省「2100年未来の天気予報」を加工して作成)

このまま有効な対策をとらずに地球温暖化が進行すると、2000年頃からの平均気温が最大4.8℃上昇すると予測されています。上記の画像は、気候変動政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書における世界の平均気温上昇が最も大きくなりうるケースを想定し、また、最新の気象状況等を踏まえ、産業革命以前からの気温上昇を1.5℃に抑える目標を達成できなかった場合の2100年の天気予報です。

このような2100年を迎えないためにも、私たちが今できる環境行動を実践していくことで、みんなで未来を切り開いていきましょう。

長崎市環境基本計画の概要

1 計画策定の目的

長崎市では、平成11年9月に制定した「環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を、市、市民、事業者等全ての者の参加のもとで総合的かつ計画的に推進する事を目的に、平成12年3月に「長崎市環境基本計画」を策定した（平成19年9月改訂）。

その後、これまで実施してきた環境に関する取組みの成果と、長崎市を取り巻く環境の現状や、新たな社会情勢の変化を踏まえ、平成23年3月に「長崎市第二次環境基本計画」を、令和4年2月に「長崎市第三次環境基本計画」を策定した。

2 計画の位置づけ

- (1) 長崎市環境基本条例の基本理念の実現に向けた計画
- (2) 長崎市総合計画を環境面から実現する計画
- (3) 市民・団体、事業者、市役所の行動指針

3 基本理念

- (1) 環境の恵沢の享受と将来にわたっての維持
- (2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等
- (3) 地球環境保全の積極的推進

4 めざす環境像

「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」～豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く～を長崎市がめざす環境の将来像としている。

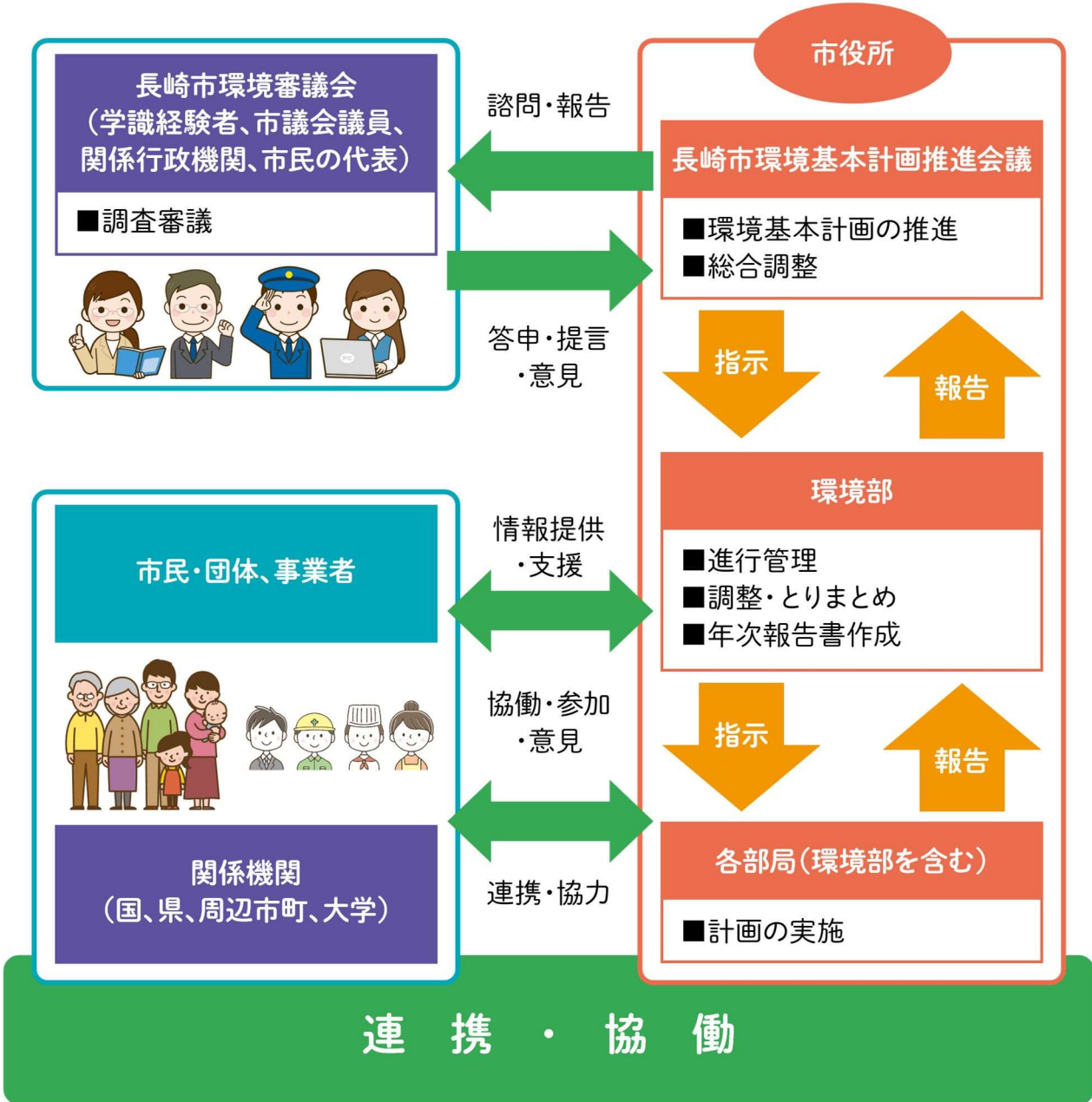
5 計画の対象と期間

- (1) 地域の範囲
長崎市全域とする。ただし、広域的な取組みを必要とする場合は、国や県、近隣自治体との連携を図る。
- (2) 環境の範囲
計画の対象とする環境の範囲は次の5つの分野に大別する。
「地球環境」、「循環型社会」、「地域環境」、「都市環境」、「環境意識・行動」
- (3) 期間
「長崎市第五次総合計画」との整合を図り、令和4年度から令和12年度までの9年間とする。
- (4) 計画推進の主体と役割
計画推進の主体は、市民・団体、事業者、市役所に加え、市外からの通勤・通学者や観光客など、長崎市に来訪するすべての人を含むものとする。

長崎市環境基本計画の概要

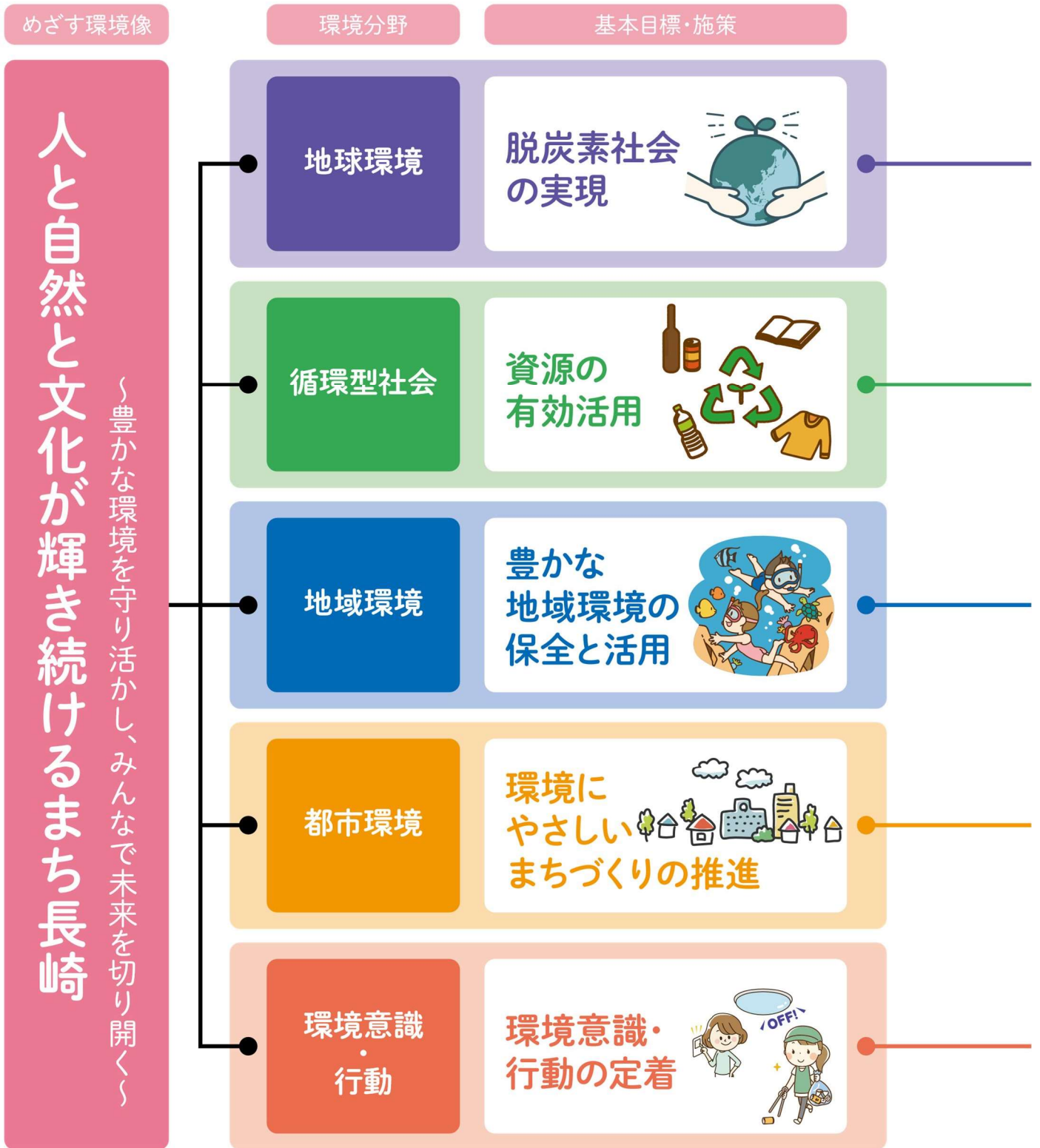
6 計画の推進体制

計画を実効性のあるものにし、めざす環境像を実現するためには、市民・団体、事業者、市役所が、果たすべき役割を理解し、一体となって取り組んでいることが必要です。



長崎市環境基本計画の概要

7 取組みの体系図



長崎市環境基本計画の概要

個別目標・施策	取組みの柱
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●温室効果ガスの排出を抑制する緩和策(排出削減)を推進します ●気候変動の影響に対する適応策を推進します
再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーの地産地消を推進します ●省エネ設備等の普及を促進します ●環境と経済をともに伸ばします
ごみ排出量の削減とリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●資源物分別収集を促進します ●ごみ排出量を削減します
廃棄物適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物を適正に処理します ●処理施設の整備等をすすめます
豊かな自然環境の保全・共生	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境の保全と共生の機会を創出します ●森林の整備と利用を促進します
良好な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●大気環境を守ります ●健全な水の循環を守ります ●騒音・振動のないまちをつくります
環境と調和した快適なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめます ●安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます
当事者意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●幅広い世代への環境教育・啓発を促進します ●環境教育の次世代を担うリーダーを育成します
環境行動の定着	<ul style="list-style-type: none"> ●自発的な環境行動を推進します ●環境行動の次世代を担うリーダーを育成します ●環境行動に向けた周知・広報を推進します

重点化






重点化

長崎市環境基本計画の概要

8 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係

SDGsの17のゴール 計画に掲げる施策	1	2	3	4	5
	 貧困をなくそう	 飢餓をゼロに	 すべての人に健康と福祉を	 質の高い教育をみんなに	 ジェンダー平等を実現しよう
地球環境					
脱炭素社会の実現					
地球温暖化対策の推進					
温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します				●	
気候変動の影響に対する適応策を推進します			●	●	
再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化					
再生可能エネルギーの地産地消を推進します					
省エネ設備等の普及を促進します					
環境と経済をともに伸ばします					
循環型社会					
資源の有効活用					
ごみ排出量の削減とリサイクルの推進					
資源物分別収集を促進します					
ごみ排出量を削減します					
廃棄物適正処理の推進					
廃棄物を適正に処理します					
処理施設の整備等をすすめます					
地域環境					
豊かな地域環境の保全と活用					
豊かな自然環境の保全・共生					
自然環境の保全と共生の機会を創出します					
森林の整備と利用を促進します					
良好な生活環境の確保					
大気環境を守ります					
健全な水の循環を守ります					
騒音・振動のないまちをつくります					
都市環境					
環境にやさしいまちづくりの推進					
環境と調和した快適なまちづくり					
地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめます					
安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます					
環境意識・行動					
環境意識・行動の定着					
当事者意識の醸成					
幅広い世代への環境教育・啓発を促進します				●	
環境教育の次世代を担うリーダーを育成します				●	
環境行動の定着					
自発的な環境行動を推進します				●	
環境行動の次世代を担うリーダーを育成します				●	
環境行動に向けた周知・広報を推進します				●	

長崎市環境基本計画の概要

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
											
安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
●	●				●		●	●	●		●
	●	●	●		●	●	●		●		●
	●	●	●		●	●					●
	●	●	●		●	●					●
		●			●	●					●
		●			●	●		●	●		●
		●			●	●		●	●		●
●							●	●	●		●
						●	●		●		●
					●		●				●
					●		●				●
●					●	●	●	●	●		●
●					●	●	●	●	●		●
●					●	●	●	●	●		●
●					●	●	●	●	●		●

第2部 計画の実現に向けた取組み



**Zero
Carbon
Action
Nagasaki**

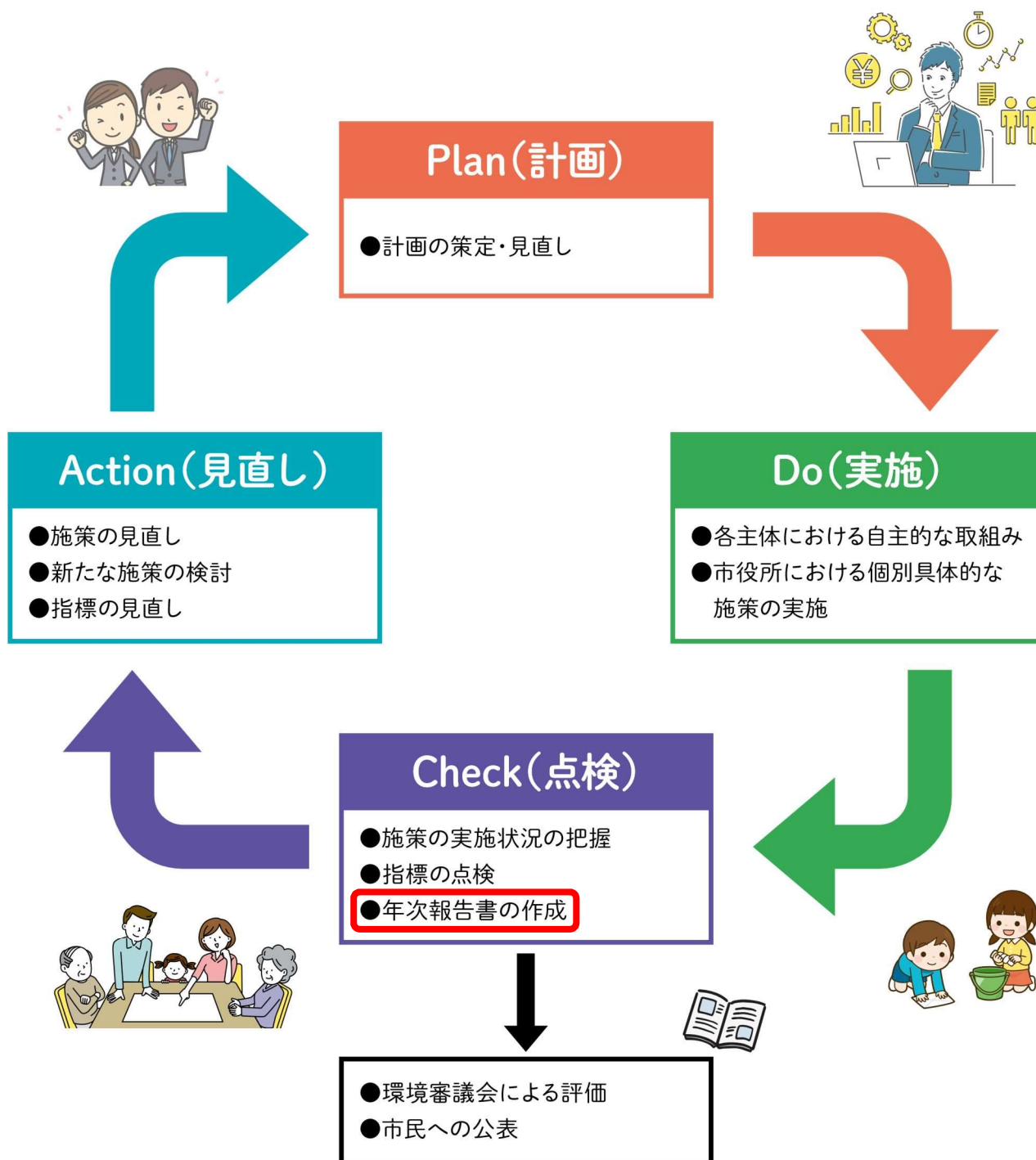
わたしからできるゼロカーボン

成果指標実績値一覧

分野	個別目標・施策	成果指標	計画策定時 (R2)	目標値 (R4)	実績値 (R4)	最終目標値 (R12)
地球環境	地球温暖化対策の推進	長崎市域から排出される温室効果ガスの排出量*(減)	2,044 千t-CO ₂ (令和元年度)	1,656*	1,820*	1,280 千t-CO ₂
		市役所から排出される温室効果ガスの排出量*(減)	66,882 t-CO ₂	60,542*	58,730*	46,689 t-CO ₂
	※令和4年度の実績値は令和6年度に算定するため、参考値として令和3年度の内容を掲載。					
	再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化	公共施設の太陽光発電設備の導入箇所数(増)	56 施設	62 施設	62 施設	93 施設*
※計画策定時は105施設としていたが、その後の調査結果により93施設を目標としている						
循環型社会	ごみ排出量の削減とリサイクルの推進	4Rを実践している人の割合(増)	76.3% (令和元年度)	78.3%	80.9%	86.3%
		1人1日当たりのごみ排出量(減)	968 g	961 g	951 g	937 g
	廃棄物適正処理の推進	最終処分場の年間埋立量(減)	22,485 t (令和元年度)	22,022t	20,738t	19,216t
地域環境	豊かな自然環境の保全・共生	ホテル飛翔定点確認割合(増)	95.1%	100%	93.8%	100%
		森林整備面積(増) (植林、枝打ち、間伐等)【累計】	-	230ha	320ha	2,070ha
	良好な生活環境の確保	大気汚染物質の環境基準達成率(維持)	100%	100%	100%	100%
		公共用水域の水質の環境基準達成率(増)	96.0%	100%	100%	100%
		自動車騒音の環境基準達成率(増)	94.6%	100%	96.5%	100%
都市環境	環境と調和した快適なまちづくり	長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合(増)	89%	89.2%	86.0%	90%
		居住誘導区域内の人口密度(維持)	66.2 人/ha	66.3 人/ha	64.7 人/ha	62.4 人/ha
環境意識・行動	当事者意識の醸成	環境活動に参加した市民の割合(増)	37.8%	41.8%	43.5%	57.8%
		環境学習等への参加者数(増)	29,678 人 (令和元年度)	30,800 人	12,389 人	35,800 人
	環境行動の定着	環境保全団体メンバー数(増)	59,283 人	60,300 人	59,889 人	64,300 人

※令和4年度の目標値を達成している項目は、黄色に着色しています。

～環境分野ごとの年次報告～



第1節 地球温暖化対策の推進

取組みの柱① 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します

【主な取組み】

- 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロのまち「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向け、戦略的取組みを総合的かつ効果的に推進するため、長崎市地球温暖化対策実行計画における削減戦略1から4に基づき、中長期目標である「2030年までに43%削減」の達成に向けた野心的数値目標を掲げ、実施すべき取組みの行程表及び中長期財政計画となる「ゼロカーボンパッケージ2030」を策定し、全庁一丸となつて、着実に実行していくための道筋を示した。
- 市内における電気自動車の充電インフラの整備を促進するため、長崎のもぎき恐竜パークに急速充電設備の設置を行い、空白地域の解消並びに走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及促進を図った。
- 「ながさきエコライフ・フェスタ」は、魚の町公園をメイン会場に、その他3か所の会場で開催し、約6,900人が来場した（令和3年度：約2,600人→令和4年度：約6,900人）。また、「ながさきエコライフ・ウィーク」期間中、家庭・学校・職場等から約39,200人が参加し、市民や事業者がイベントに参加することで、自らできる環境行動を知り、環境行動の実践につなげた。



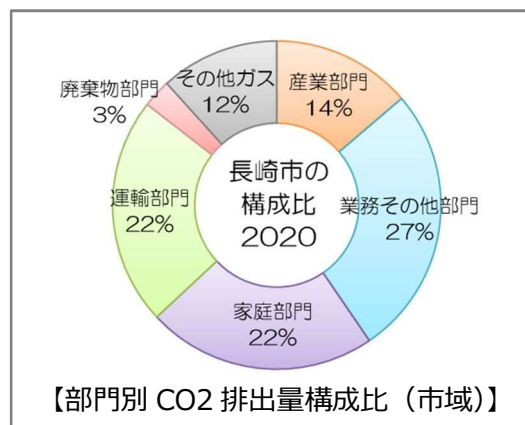
【急速充電設備】



【エコライフ・フェスタ】

【問題点とその要因】

- 長崎市域の温室効果ガス排出量において、直近値である1,820千t-CO₂（令和3年度速報値）は2025年度（令和7年度）に目指す姿である1,489千t-CO₂を上回る結果となっており、目標値まで達していない。民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門の3部門で市域の総排出量の約7割を占めており、市民や事業者の継続的な環境行動と意識がともに不足している。



- 電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド（PHEV）の市内普及率は0.44%（令和3年度実績）であり、基準値である0.37%（平成30年度）からは増加しているものの、2025年度（令和7年度）にめざす姿である3.76%に対して、低い数値となっており、充電インフラの普及促進を図ったものの、市民・事業者への周知や働きかけ等、普及率増加に向けての取組みが不足している。

第1節 地球温暖化対策の推進

取組みの柱② 気候変動の影響に対する適応策を推進します

【主な取組み】

- 集中豪雨や台風の大型化など、気候変動により激甚化する自然災害の影響を共助により軽減するため、未結成の自治会へ自主防災組織の結成に向けた働きかけを行い、新たに5自治会で自主防災組織が結成され、地域防災力の向上につなげた。

【問題点とその要因】

- 自主防災組織の結成促進、既存組織の活動活性化を進めているものの、自治会への加入率の低下と、会員の高齢化により、地域の担い手が不足していることから、自主防災組織の新規の結成数が減少してきており、また、既存の組織においても、単一自治会での訓練実施が難しく、防災活動（避難訓練等）への参加者が減少している。
また、既に現れている気温上昇に伴う気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する取組みの総称である「適応策」に関する周知が不足しているため、市民・事業者の認知度は低くなっている。



【気候変動の要因・対策】

成果指標（令和4年度の目標値と実績）

	計画策定時	令和4年度目標*	令和4年度実績*	令和12年度目標
●長崎市域から排出される 温室効果ガスの排出量（減）	2,044 千 t-CO2 (令和元年度)	1,656 千 t-CO2 (令和3年度)	1,820 千 t-CO2 (令和3年度)	1,280 千 t-CO2
●市役所から排出される 温室効果ガスの排出量（減）	66,882 t-CO2	60,542 t-CO2	58,730 t-CO2 達成!	46,689 t-CO2

※令和4年度実績値は令和6年度に算定予定のため、参考に令和5年9月に算出した令和3年度実績値を掲載。

第1節 地球温暖化対策の推進

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 温室効果ガスの排出を抑制する緩和策（排出削減）を推進します】

- 長崎広域連携中枢都市圏を構成する市町である長崎市、長与町、時津町で「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画【区域施策編】（長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画）を共同で策定し、温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを強化・加速化する。
- 脱炭素型の移動手段を選択する環境に優しいまちを目指し、電気自動車の充電インフラの更なる普及促進に加え、EV車及びPHEV車の普及率増加に向け、市民向け電気自動車導入補助の実施、並びに官民連携した普及促進活動（カーシェアリング等）を実施することで、まち歩きを楽しめる脱炭素な都市の形成に向けた取組みを推進する。

【取組みの柱② 気候変動の影響に対する適応策を推進します】

- 世帯数が少なく自主防災組織の結成や防災活動が困難な自治会も多いことから、連合自治会単位や地域コミュニティ連絡協議会単位での活動を提案することで、単独自治会の枠を超えた単位での自主防災組織の結成促進及び活動の働きかけを行う。
- 令和5年度に、長崎広域連携中枢都市圏を構成する市町である長崎市、長与町、時津町で、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を共同で策定し、適応策を都市圏連携して推進する。
- 温室効果ガス排出量削減のため、全市的な取組みとして、「長崎市地球温暖化対策実行計画」の実施計画である「重点アクションプログラム（令和4～令和7年度）」の着実な進行管理を図る。

第2節 再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化

取組みの柱① 再生可能エネルギーの地産地消を推進します

【主な取組み】

- 三京メガソーラー等の市所有の太陽光発電及び東・西工場の廃棄物発電により作られた二酸化炭素を排出しないクリーンな電力を、自治体新電力「(株)ながさきサステナエナジー」から新市庁舎などの市の公共施設に供給することで、エネルギーの地産地消を促進し、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、地域内循環の仕組みを構築した。

（供給施設数：162 施設 供給電力量：23,378,402 kWh CO₂削減量：10,146t-CO₂）



【三京メガソーラー】



【市庁舎 ZEB Ready 認証】



【長崎市庁舎】

- 環境関連産業の活性化を目指し、これまでの海洋再生可能エネルギーの産業集積に向けて、地場企業の新分野への進出を促進するため、取組みに必要となる機械設備や技術研究開発、人材育成の支援を行ってきたことで、令和4年度の支援実績はなかったものの、洋上風力発電の仕事を行う市内企業も徐々に増えるなど、一定の成果がでてきている。長崎海洋産業クラスター形成推進協議会の市内会員企業数（市内に事業所等を有する企業）は増えてきており、海洋再生可能エネルギーの本格的な普及に向け、関連産業の集積は進みつつある（平成26年度：18社→令和4年度：78社）。

第2節 再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化

【問題点とその要因】

- 「ゼロカーボンシティ長崎」を実現するためには、再生可能エネルギーの利活用が必須となるが、高額な設備導入コストや、FIT 制度売電単価の低下などの要因により、市内の使用電力量に対する再生可能エネルギーの割合は8.8%（令和3年時点）と低い数値となっている。また、今後再生可能エネルギーの地産地消を推進していくにあたり、現在の発電施設（東工場、西工場、三京メガソーラー、低圧太陽光）だけでは、電力を供給できる施設に限界がある。
- 一部の市内企業において、海洋再生可能エネルギー関連の業務を受注している企業も見受けられるものの、具体的な仕事量の見込みが明確になっておらず、具体的なビジネスモデルを描けていないことから、新たな分野への参入に慎重になっている企業も見受けられる。

取組みの柱② 省エネ設備等の普及を促進します

【主な取組み】

- 市民に対して、省エネルギー家電製品等購入費補助金及び住宅性能向上リフォーム補助金を交付し、地域のCO₂排出量の約2割を占める民生家庭部門におけるCO₂削減の促進を図り、エネルギー使用の省力化につながった。
- 公共施設照明のLED化に向けた導入計画を策定するにあたり、公共施設マネジメント基本計画のデータを参考に、LED化対象施設の検討を行った。

【問題点とその要因】

- 市民に対して、省エネルギー家電製品等購入補助金や住宅性能向上リフォーム補助金を交付し、エネルギー使用の省力化を図ったものの、地域のCO₂排出量の約2割を占める民生家庭部門におけるCO₂削減量の2030年度目標値には到達していない。



対象品目	補助率	補助上限額	条件
1 エアコン	1/4	3万円	省エネ基準達成率が10%以上のもの
2 冷蔵庫			
3 洗濯機	1/2	3万円	省エネ基準達成率が10%以上のもの
4 LED照明器具			

【省エネ家電買換え補助金】

取組みの柱③ 環境と経済をともに伸ばします

【主な取組み】

- 市内産学官民が連携する基盤を構築し、PPA（電力販売契約）や木質バイオマス等の再生可能エネルギーを活用した新たな脱炭素化事業の創出を図るため、令和3年度から令和5年度までの3年間で実施する「エネルギー版産学官民連携スタートアップ事業」において、令和5年度の「事業構築」に向けて、令和4年度は「事業検討」として、グループワークを通して地域課題の整理等を行った。

【問題点とその要因】

- 新たな脱炭素化事業の構築に向け、再生可能エネルギーの利活用における地域課題の整理を行ったものの、需要側と供給側のマッチングに向けた双方のニーズの把握等、具体的な方策の検討が不十分である。

第2節 再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化

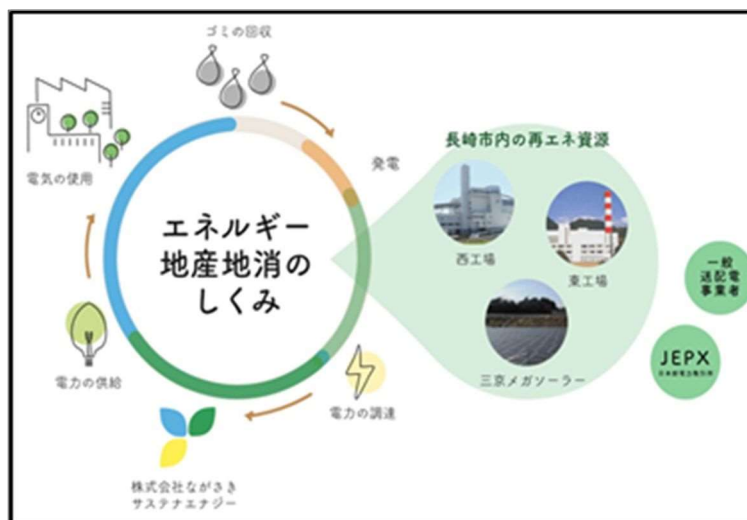
成果指標（令和4年度の目標値と実績）



今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 再生可能エネルギーの地産地消を推進します】

- 令和4年度に実施した地域再生可能エネルギー導入目標の結果を、令和5年度に策定予定の「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」へ反映するとともに、市域における具体的な再生可能エネルギーの導入目標を設定し、再生可能エネルギーの導入・利活用の加速化を図る。
- 自治体新電力「(株)ながさきサステナエナジー」から電力供給ができる施設を増加させるため、公共施設のポテンシャル調査の結果をもとにPPAなどで公共施設及び遊休市有地への太陽光発電の設置可能な施設を選定する。



【(株)ながさきサステナエナジーの事業スキーム】

【取組みの柱② 省エネ設備等の普及を促進します】

- 市内企業の省エネ設備導入の促進に向け、急激なエネルギーコストの高騰に対応するため、市内事業者の省エネ設備更新の取組みを支援する。

【取組みの柱③ 環境と経済をともに伸ばします】

- 令和5年度は、「事業構築」として、令和4年度に行った「事業検討」において抽出された、より効果が見込まれる脱炭素化事業について、専門家の意見を交えながら、事業者と需要者のマッチング等を行い、新たな脱炭素化事業の創出を目指す。

第1節 ごみ排出量の削減とリサイクルの推進

取組みの柱① 資源物分別収集を促進します

【主な取組み】

- 市民と行政が一体となったごみの分別と減量を推進するため、自治会などに対して資源物集団回収活動奨励補助金の交付や用具の譲与など資源物集団回収活動を支援した結果、延 1,920 団体が活動を行い、4,544 t の資源物（古紙 4,468t、古布 2 t、アルミ缶等 74 t）を回収することができた。
- 市民が身近なリサイクルを実感することができるようにするため、ペットボトル回収量のうち5%を用いて水平リサイクル「ボトル to ボトル」の実証事業を実施したことにより、500ml ペットボトル換算約 307 万本のリサイクル（ボトルからボトルへのリサイクル率 86.5%、キャップやラベル等の残渣を含む事業全体のリサイクル率 96.0%）を実現したことを確認できた。

【問題点とその要因】

- 市民のリサイクルの意識や実際の取組みが浸透してきており、リサイクル率は13%程度を維持しているものの、新聞・雑誌の電子化による紙類の流通量の減少に伴い、古紙回収量及び集団回収団体数が減少したことなどにより、資源物回収量が減少していることから、現状の資源物収集の取組みだけではリサイクル率の向上を図ることが困難な状況となっている。



【水平リサイクル「ボトル to ボトル」】



【集団回収活動】

取組みの柱② ごみ排出量を削減します

【主な取組み】

- 市民及び企業等による4Rの推進の強化のため、6月、10月に市内全域でのフードドライブで、メットライフ生命と連携し長崎支店内での受付を実施するとともに、メットライフ生命を通じて長崎経済同友会へフードドライブ、食品ロスを周知して事業者の活動を促したことにより、令和4年度のフードドライブによる食品回収量は2,914 kgとなった。また、広報ながさきの折り込みチラシ「リサちゃんニュース」で食品ロスを特集したことや、出前講座、ホームページ掲載等により食品ロス削減への啓発を行った。
- ごみの1人1日あたりの排出量は951gであり、目標値961gは達成している。

【問題点とその要因】

- 市民1人1日あたりの排出量は951gであり、目標値は達成しているものの、ごみとして排出された物の中には「まだ使えるもの」や「まだ食べられるもの」が含まれている。

第1節 ごみ排出量の削減とリサイクルの推進



【フードドライブ】



【リサちゃんニュースの発行】

成果指標（令和4年度の目標値と実績）

	計画策定時	令和4年度目標	令和4年度実績	令和12年度目標
●4Rを実践している人の割合（増）	76.3 % （令和元年度）	78.3 %	達成！ 80.9 %	86.3 %
●1人1日当たりのごみ排出量（減）	968g	961g	達成！ 951g	937 g

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 資源物分別収集を促進します】

- 循環型社会の実現を目指し、使用済みペットボトルを繰り返し再生する「ボトルtoボトル」など市民が身近にリサイクルを実感できる取組みを民間企業と連携しながら拡大するため、リサイクルしたペットボトルを使用した長崎市の水道水ペットボトルを製造し、イベント等において配布し手に取ってもらうことで、市民一人ひとりのごみ減量・リサイクルの取組みを推進する。
- ゼロカーボンに向けたCO₂削減と地域内資源循環の取組みを進めるために、現在焼却処分しているプラスチック製品をリサイクルするための、プラスチック資源循環法に基づく再商品化計画策定に向け、事業者からの提案を公募し、協議を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により休止していた古布（古着）の回収を再開することで、資源物回収量の増加を図る。

第1節 ごみ排出量の削減とリサイクルの推進

【取組みの柱② ごみ排出量を削減します】

- 食品ロス削減に向け、フードドライブ活動の更なるさらなる浸透・活性化を図るため、寄付された食品ができるだけ近くで活用され、役に立つことが実感できるような仕組みを検討する。
- まだ使えるものをごみとして排出するのではなくリユースしてもらうよう、地域のインターネット情報サイトである「ジモティー」を活用するとともに、リユースを促進するための拠点を整備する。



【リユース自転車の抽選会】

第2節 廃棄物適正処理の推進

取組みの柱① 廃棄物を適正に処理します

【主な取組み】

- 水銀は、極めて有害であり、他の廃棄物と一緒に処理すると環境汚染を引き起こす可能性があるため、分けて回収する必要があることから、ごみステーションにおいて使用済み乾電池等(121,430kg)及び蛍光管(30,778kg)を回収するとともに、地域センター等での拠点回収で水銀体温計(254本)、水銀温度計(12本)、水銀血圧計(24個)を回収したことにより、水銀使用製品の適正処理につながった。
なお、廃蛍光管の排出量はLED化により減少傾向にあるものの、その他の水銀使用製品の排出量には大きな変化は見られない。
- 一個当たりの容積が大きいマットレス等について、三京クリーンランド埋立処分場において、金属資源と燃やせるごみに解体、分別して処理を行ったことにより、埋め立て量が減り、埋立処分場の延命化が図られた(処理実績：マットレス 3,830個、ソファ 793台、折り畳みベッド 793台)。

【問題点とその要因】

- 不適正なごみの搬入を放置すると、状況がさらに悪化する可能性があることから、ごみ処理施設に持ち込まれる事業系一般廃棄物の展開検査を強化し、分別が不十分なものなど不適正なごみを搬入しないよう指導しているが、徹底することが困難である。一般廃棄物と産業廃棄物の区分、燃やせるごみと燃やせないごみの混合物で区分がはっきりしないものなどが不適正なごみの搬入の要因となっていると考えられる。



【水銀体温計回収ボックス】



【ごみの組成調査】

取組みの柱② 処理施設の整備等をすすめます

【主な取組み】

- 新東工場の令和8年度からの稼働開始に向けて、効率的かつ効果的に事業を行うため、DBO方式による建設と運営を一体的に担う事業者と事業契約を締結し、民間の有する最新技術の導入や、施設建設計画への維持管理ノウハウの反映、またこのことによる長期間（20年間）の運営・維持管理費用の低減、標準化の担保ができたなかで、建設工事に着手した。
- 旧西工場について、資源物等の一時保管をするストックヤードとして活用するため、令和5年度の施設完成に向けて、工場棟の内部改修工事を進めながら、煙突の解体工事を完了させるとともに、新たに煙突跡地にストックヤードを整備するための実施設計を行った。

第2節 廃棄物適正処理の推進

【問題点とその要因】

- 新東工場の稼働までは、現東工場を運営しながらの工事となるため、車両動線の輻輳が予想され、工事中の安全管理が必要である。



【旧西工場の煙突跡地に整備したストックヤード】
(R6.2 完成)



【新東工場完成イメージ】

成果指標（令和4年度の目標値と実績）



今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 廃棄物を適正に処理します】

- 長崎市電子申請サービスを利用して、搬入券をオンライン化することにより、市民の利便性を向上させるとともに、申請していないごみを持ち込んでいないか搬入時に確認することで、不適正なごみの持ち込みを減らす。
- ごみ処理場での展開検査と事業者への立入検査等の行政指導を行う組織間の連携により、不適正なごみの搬入を防止する。
- 三京クリーンランド埋立処分場内のマットレス等解体作業場を活用し、嵩張る粗大ごみを解体・再資源化することで施設の延命化を図る。

第2節 廃棄物適正処理の推進

【取組みの柱② 処理施設の整備等をすすめます】

- 新東工場の令和8年度の稼働開始に向けて、工事の進捗状況を確認しながら、施工が適切に図られるよう監理を行う。
- 新東工場建設工事において、令和4年度に引き続き、建設事業者と連携し、安全に配慮した車両動線や誘導人員を確保するとともに、施設利用者や地元住民へ周知の徹底を図る。
- 既存のし尿等処理施設である琴海クリーンセンター廃止までの稼働延長、及び新たなし尿等受入施設の整備について、それぞれの地元自治会等と地域の環境保全に向けて協議を行い、円滑な事業実施を図る。

第1節 豊かな自然環境の保全・共生

取組みの柱① 自然環境の保全と共生の機会を創出します

【主な取組み】

- 海、山、川での親子環境教室など自然体験イベントを行ったことにより、合計 35,233 人が自然との触れ合いを通じて自然や生物多様性の恩恵を学んだことで、自然環境保全の意識向上につながった。
また、海岸や河川のごみ拾いなど、自然環境保全を行っている市民団体等の取組みも行われている。

（主な自然体験イベント）

・親子環境教室	3回	201人
・相川休耕田	5回	111人
・黒崎永田湿地自然公園	1回	16人
・体験の森の森林体験館等	18回	644人
・あぐりの丘（旧いこいの里）	延	30,179人



【親子環境教室（川）】

- グリーンツーリズムの体験プログラムの参加者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、減少していたが、令和3年度 4,460 人と比較して令和4年度は、5,723 人と上昇に転じていることから、コロナの影響があるものの、回復の兆しが出てきている。
- 自然環境保全のパロメーターとして「ながさきホタルの会」との協働によりホタル飛翔調査を 81ヶ所実施し、飛翔状況を市ホームページにおいて発信することで、鑑賞の機会を促し身近な自然に対する保全意識の向上につながった。
- 「長崎市外来種リスト」を改定し、市内に生息する外来種の情報発信を行った。



【グリーンツーリズムの体験プログラム】



【ホタル飛翔の様子】



【長崎市外来種リスト】

- 大井手川の河川整備のうち、防災性向上に合わせ、環境保全積ブロックの設置等自然環境へ配慮した整備を行った。
- 環境負荷の少ない環境保全型農業の促進を図るため、有機質肥料の施用や化学肥料・化学合成農薬の低減等の取組みに対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付した。
- 里山地域の体験プログラムにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、土と自然に親しみながらのレクリエーションを実施することができず、市民・団体による体験プログラムも減少していたが、令和4年度からは徐々に体験プログラムを行うことができている。

第1節 豊かな自然環境の保全・共生

【問題点とその要因】

- コロナ禍においても実施できる体験プログラムや安全安心な受入れ体制の整備が十分ではない。
- 現状として、環境保全型農業直接支払交付金制度に係る取組みを行う団体が少ない。

取組みの柱② 森林の整備と利用を促進します

【主な取組み】

- 市有林などにおいて、間伐や下刈りなどを実施した（10.47ha）
- 市有林の間伐材で木製品などを製作し、資源の有効活用を図った。

【問題点とその要因】

- 林業の担い手の不足などにより、維持管理が行われない森林が増加している。



【森林整備の様子】



【間伐材の活用】

成果指標（令和4年度の目標値と実績）

	計画策定時	令和4年度目標	令和4年度実績	令和12年度目標
● ホタル飛翔定点確認割合（増）	95.1 %	100 %	93.8 %	100 %
● 森林整備面積（増） （植林、枝打ち、間伐等） 【累計】	— ha	230 ha	320 ha	2,070 ha

第1節 豊かな自然環境の保全・共生

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 自然環境の保全と共生の機会を創出します】

- 「親子環境教室」など自然体験イベントを継続して実施し、自然環境に対する意識の高揚を図る。
- 大井手川の河川整備において、環境保全型の積ブロックの設置等自然環境に配慮した整備を行い、令和5年度に完了させる。
- 研修等により体験プログラム作成のスキルアップを図るとともに、長崎市グリーンツーリズム連絡会議などにおいて、団体相互及び関係団体との意見交換を行いながら連携強化に努め、活動の充実を図る。
- 里山地域の体験プログラムにおいて、コロナ禍でも実施可能な内容を企画・検討し、来園者が更に土や自然にふれあうことができるように努める。
- 農薬や化学肥料使用の削減に向けた国の支援制度の周知に努める。

【取組みの柱② 森林の整備と利用を促進します】

- 森林の持つ多面的機能を発揮させるため、森林の整備促進を図り、森林資源の有効活用と公益的機能の充実を図る。

第2節 良好な生活環境の確保

取組みの柱① 大気環境を守ります

【主な取組み】

- 大気汚染防止法に基づき、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、一般環境大気測定局（4箇所）及び自動車排出ガス測定局（2箇所）による大気汚染の常時監視、有害大気汚染物質モニタリング調査（2箇所×22項目）を行った。
- 大気汚染防止法に基づく届出対象施設47事業場で立入調査を行った。
- 上記調査の結果、光化学オキシダントは環境基準を超過した日はあったが、注意報発令に達するような数値の超過は見られなかった。その他の物質は環境基準に適合しており、環境汚染の未然防止に寄与している。

【問題点とその要因】

- 光化学オキシダントについて、長崎市は日本列島の西端に位置しており、大陸からの越境汚染物質等の外的要因の影響を受けやすいため、大気汚染に係る環境基準を超過している。

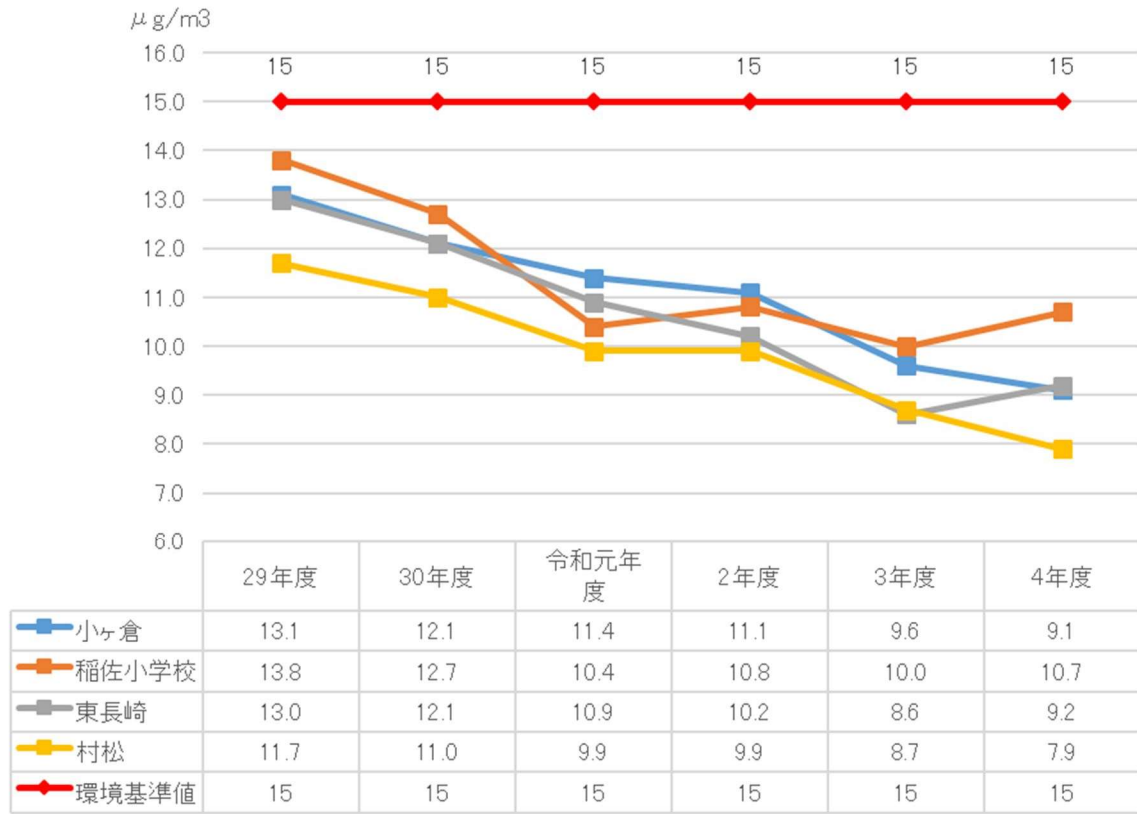


測定局等の区分	測定局名
一般環境大気測定局	東長崎測定局
	小ヶ倉測定局
	稲佐小学校測定局
	村松測定局
自動車排出ガス測定局	長崎駅前測定局
	中央橋測定局
中央監視モニタリング（環境部内）	-

【大気環境測定局等の配置】

第2節 良好な生活環境の確保

【大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の経年変化（平成29～令和4年度）】



取組みの柱② 健全な水の循環を守ります

【主な取組み】

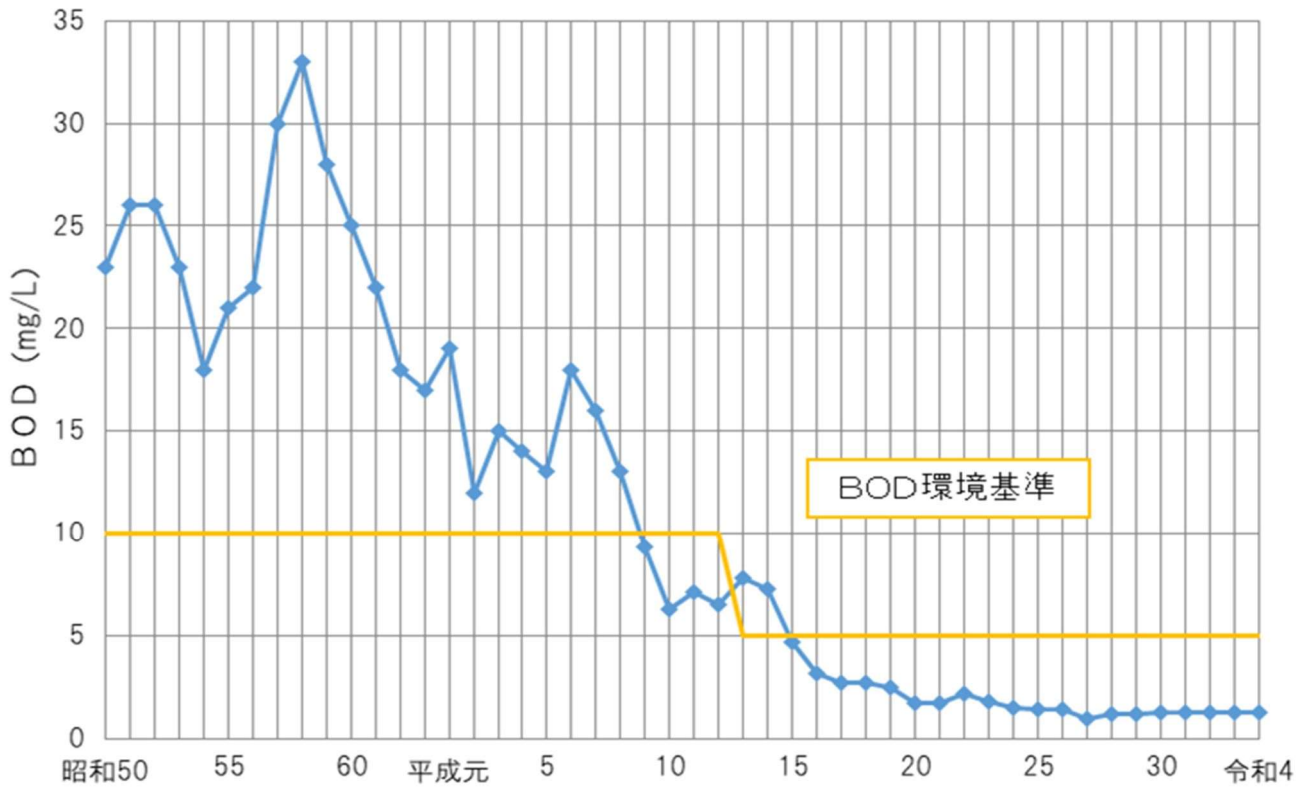
- 水質汚濁法に基づき、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、公共用水域（13 河川 18 地点、4 海域 21 地点）、地下水（37 地点の井戸）の常時監視及び同法に基づく届出対象施設（特定事業所 37 箇所）の立入調査をするなど監視・指導を行った。
- 上記の監視の結果、公共用水域において環境基準を達成しており、環境汚染の未然防止に寄与している。
- 下水道事業計画区域外の地域において、21 基の合併処理浄化槽設置に対し浄化槽設置整備補助金を交付したことで公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上につなげた。

【問題点とその要因】

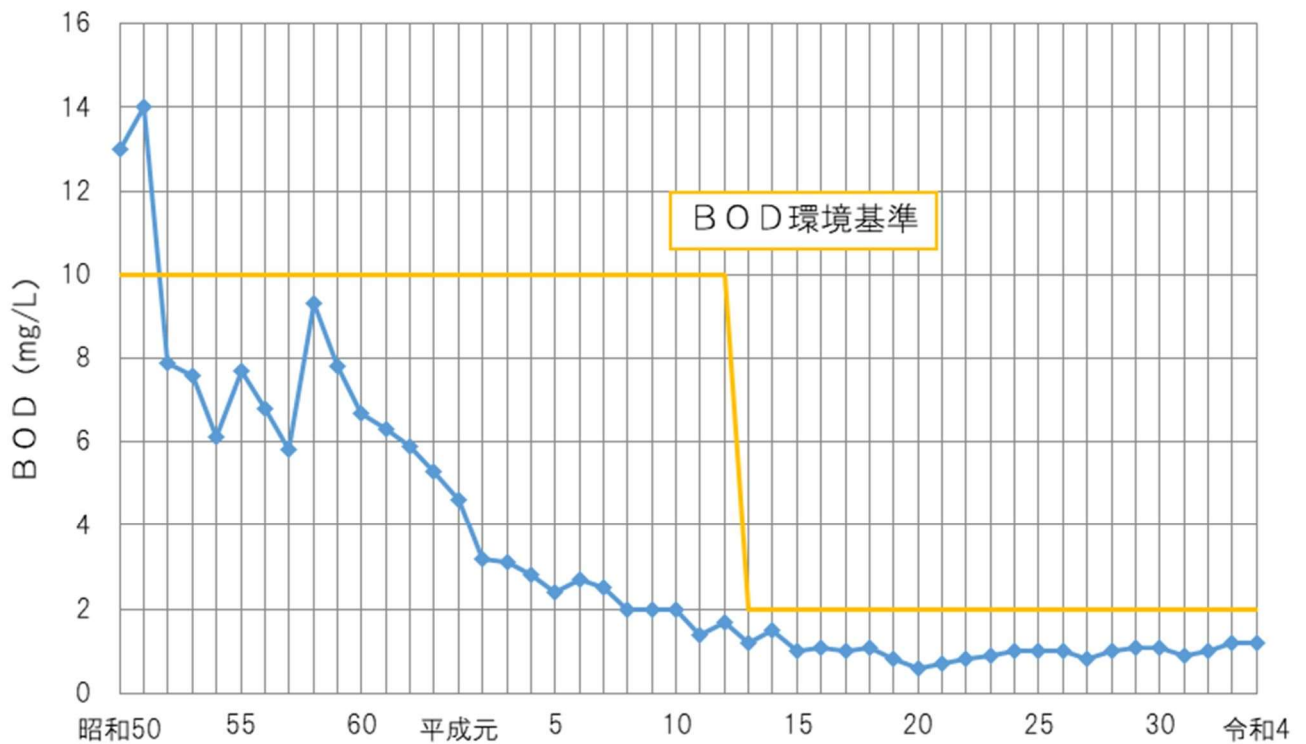
- 高齢者世帯の増加や経済的理由により、し尿汲み取りや単独処理浄化槽の下水化や合併処理浄化槽への転換が進んでいない。

第2節 良好な生活環境の確保

【浦上川 大橋堰における水質経年変化】



【中島川 東新橋における水質経年変化】



第2節 良好な生活環境の確保

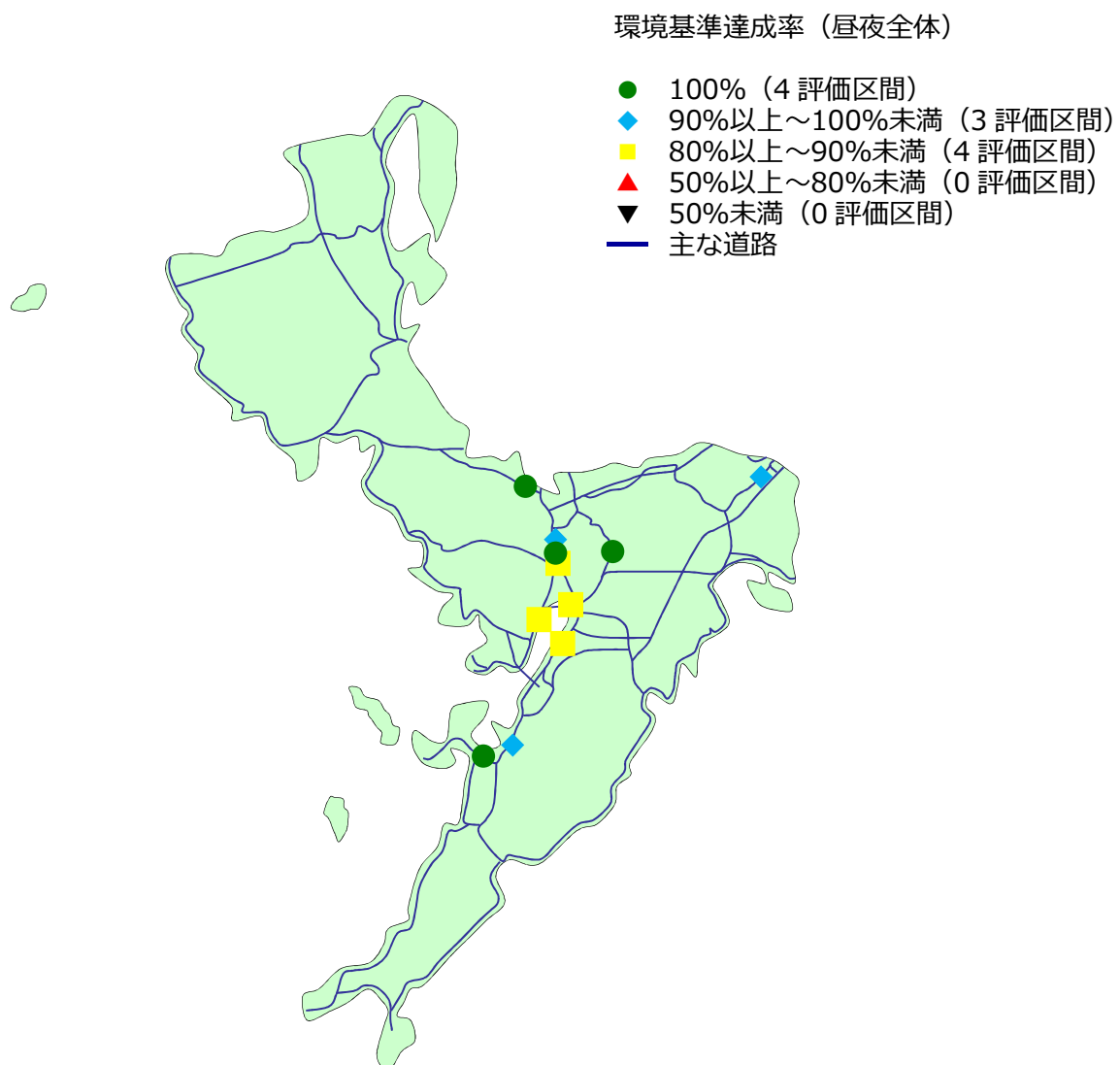
取組みの柱③ 騒音・振動のないまちをつくります

【主な取組み】

- 騒音規制法に基づき、生活環境を保全し、市民の健康の保護に資するため、自動車騒音の常時監視（11区間）、環境騒音の測定（40地点）、立入検査（新設17件、苦情対応：施設1件、建設作業24件）を全42件実施し、防音対策の指導や基準適合の確認を行ったことにより、生活環境の保全につなげた。

【問題点とその要因】

- 長崎の地形的特徴から幹線的な道路網が平地部に集中しやすいため、自動車騒音の環境基準達成率が比較的低い。



【自動車騒音の測定地点（令和4年度）】

第2節 良好な生活環境の確保

成果指標（令和4年度の目標値と実績）

	計画策定時	令和4年度目標	令和4年度実績	令和12年度目標
●大気汚染物質の環境基準達成率（維持） ※1	100 %	100 %	100 % 達成!	100 %
●公共用水域の水質の環境基準達成率（増）	96.0 %	100 %	100 % 達成!	100 %
●自動車騒音の環境基準達成率（増）	94.6 %	100 %	96.5 %	100 %

※1 大陸からの越境汚染や黄砂に影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）を除く。

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 大気環境を守ります】

- 光化学オキシダント生成原因物質の一つである二酸化窒素や非メタン炭化水素を削減するため、自動車排気ガス抑制のため施策の継続を図る（公共交通機関の利用促進、電気自動車等の普及促進、道路網の整備（渋滞緩和））。

【取組みの柱② 健全な水の循環を守ります】

- 公共用水域の常時監視、特定事業所の監視指導、合併処理浄化槽の普及促進により、水質の環境基準達成を維持する。

【取組みの柱③ 騒音・振動のないまちをつくります】

- 環境基準達成率を向上させる施策を講じる（公共交通機関の利用促進、電気自動車等の普及促進、道路網の整備（交通量の分散減少））。

長崎市の大気環境状況

測定地名	SO2 (ppm)	NO (ppm)	NO2 (ppm)	NOx (ppm)	CO (ppm)	Ox (ppm)	光化学オキシダント (ppmC)	非メタン炭化水素 (ppmC)	メタン (ppmC)	全炭化水素 (ppmC)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	PM2.5 (μg/m ³)	風向 (NEWS)	風速 (m/s)
小ヶ倉		0.001	0.004	0.005		0.056					0.009	5	NE	2.1
稲佐小学校	0.001	0.000	0.006	0.006		0.047					0.004	3	NNW	2.0
長崎駅前		0.011	0.017	0.028	0.2		0.10	2.24	2.34		0.008			
村松	0.000	0.000	0.003	0.003		0.043	0.03	1.95	1.98		0.005	4	N	1.7
東長崎		0.001	0.008	0.009		0.042					0.008	4	N	2.2
中央橋		0.024	0.029	0.053			0.14	1.99	2.13		0.011			

【長崎市の大気環境状況（ホームページ）】



【PM2.5自動測定器（小ヶ倉）】

第1節 環境と調和した快適なまちづくり

取組みの柱① 地域の景観や自然などの個性を生かしたまちづくりをすすめます

【主な取組み】

- 良好な景観の形成を図るための景観に関する届出の際に指導を行い、また、ながさきデザイン会議による助言を行った。
- 公共空間のデザイン向上を図るため、景観専門監協議やながさきデザイン会議を行った。
- 長崎の歴史文化を生かしたまちづくりを推進するため、長崎居留地歴史まちづくり協議会と協働して重点区域である東山手・南山手地区において、今後取り組む事業について整理を行った。

【問題点とその要因】

- 民間建築物等について、ながさきデザイン会議などによる助言を行っているものの、建築計画等の届出がされる前に計画が決定している物件もあり、全ての助言に対応が難しい場合がある。
- 東山手・南山手地区においては空き家、空き地が増えており、老朽化したブロック塀や茂りすぎた樹木により視界がさえぎられて十分な眺望が確保できない。また、街並みとしても統一されていない。



【長崎居留地まつり】



【ながさきデザイン会議】

取組みの柱② 安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます

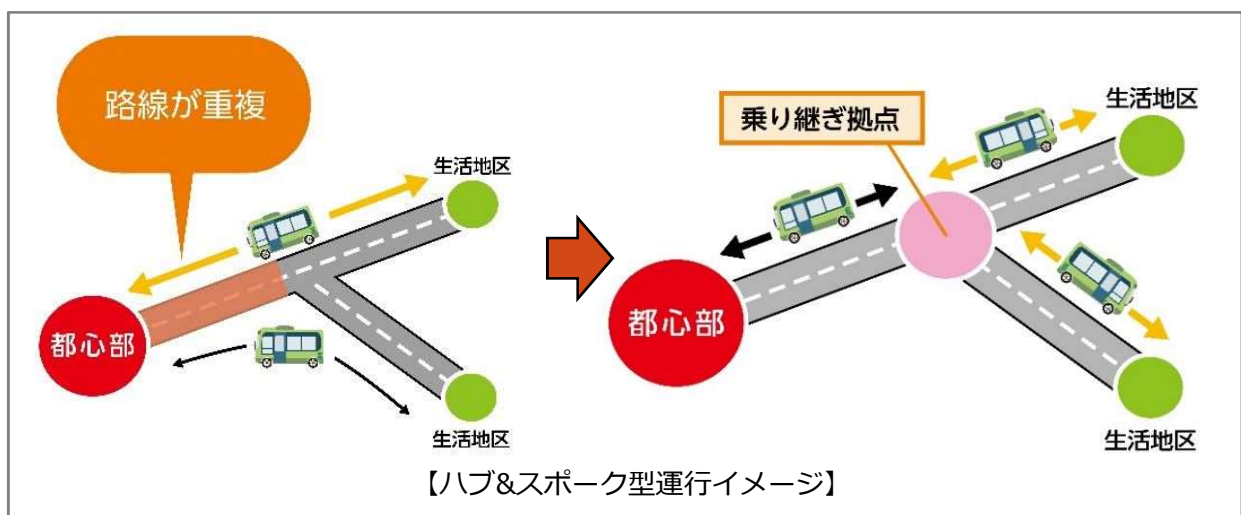
【主な取組み】

- 安全で暮らしやすい場所へ居住を誘導するため、令和2年度に実施した容積率の緩和によって、令和4年度までに、緩和容積率を活用した共同住宅棟が9件建設されるなど、安全で暮らしやすい場所に住宅や生活利便施設等が立地しやすい環境を整えた。
- 斜面市街地の住環境と防災性の向上を図るため、斜面市街地再生事業による着手済み路線の早期完成に努めたことや、「車みち整備事業」などの即効性・実現性の高い事業を推進したことにより、新たに車道に隣接する家屋数が増加した。
- 高規格道路長崎南北幹線道路及び西彼杵道路の早期整備に向け、国や県等に対して積極的に要望を行い、長崎南北幹線道路のアクセス道路となる（主）長崎畷刈線 滑石工区が令和5年度に新規事業化され、西彼杵道路（時津工区）についても令和5年2月に整備が完了し供用開始されるなど着実に進捗が図られた。
- 東部地区のバス路線の維持のため、ハブ&スポーク型運行への再編や幹線路線の運行頻度の適正化等を図り、併せて、ハブ（乗継）バス停の上屋・ベンチ増設等を行ったことにより、東部地区のバス路線の持続性と利用者の利便性の向上につながった。

第1節 環境と調和した快適なまちづくり

【問題点とその要因】

- 居住の誘導にあたっては、幹線道路沿道を中心とした容積率の緩和によって徐々に宅地の供給量は増加しているものの、社会減等による人口減少や、限られた平坦地に住宅需要が集中し住宅コストが高騰していることなどを要因として、居住誘導区域の人口密度が目標値を下回っている。
- ネットワーク型コンパクトシティ長崎の中核となる都心部の活力の維持・向上にあたっては、まちなかにおいて空き店舗数が増加が見られるなど、長崎駅周辺などで行われている大規模開発の効果が波及していないものと考えられる。
- 斜面市街地再生事業については、住環境の改善や防災性の向上に繋がっているが、事業を進める中での事業用地の確保に時間を要し、事業が長期化している。
- 高規格道路長崎南北幹線道路及び西彼杵道路の未着手区間について、一部の区間が事業化されたが、整備区間が長く、ルートを選定や構造など検討すべき項目が多岐にわたることから、全ての区間において事業化に至っていない。
- 人口減少と新型コロナウイルス感染症拡大による利用者の急減により、交通事業者は依然として厳しい経営状況にあり、さらに運転手不足により需要に見合った便数を運行することも難しくなっている。
- 路線の効率的な運行を目的としたハブ＆スポーク型運行は、利用者に乗継ぎなど新たな負担が生じるためその軽減を図りたいが、新型コロナウイルス感染症拡大による交通事業者の収益悪化により、新たな設備投資が難しい状況となっている。



第1節 環境と調和した快適なまちづくり

成果指標

	計画策定時	令和4年度目標	令和4年度実績	令和12年度目標
●長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合（増）	89 %	89.2 %	86.0 %	90 %
●居住誘導区域内の人口密度（維持）	66.2 人/ha	66.3 人/ha	64.7 人/ha	62.4 人/ha

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 地域の景観や自然などの個性を生かしたまちづくりをすすめます】

- 建物等の計画に関して事業者により早期の景観協議を行うよう周知活動を行い、併せてながさきデザイン会議等による助言を継続して行っていく。また、東山手・南山手地区において、ランドデザインやアクションプランに基づく事業の推進により、眺望の支障となる樹木や塀等の撤去を行うとともに、景観まちづくりガイドラインに沿った良好な周辺環境の修景整備を進める。

【取組みの柱② 安全・安心でコンパクトなまちづくりをすすめます】

- 住宅供給量の増加を図るとともに、安全で快適な場所への居住誘導を進めるため、市街化調整区域における住宅団地開発を可能とする地区計画制度の運用・見直しや、新たに防災指針の策定を踏まえた立地適正化計画の改訂を行う。
- 都心部の賑わいと活力の持続・発展のため、「長崎都心まちづくり構想」を策定し、大規模開発が進む長崎駅周辺部とまちなかの回遊性を向上させる。
- 斜面市街地再生事業については、引き続き用地交渉に取り組み、着手済み路線の早期完成に努めるとともに、車みち整備事業などのより即効性のある事業への見直しも検討しながら、住環境の改善と防災性の向上に取り組む。



第1節 環境と調和した快適なまちづくり

- 良好な道路ネットワークを形成するため、高規格道路や幹線道路の早期整備及び未着手区間の早期事業化に向け、国や県などに対して要望を行う。
- 公共交通の路線を維持するため、その対応策について市民や公共交通事業者と一体となって推進するとともに、コミュニティバスや乗合タクシー、デマンド交通(予約型乗合タクシー)は、関係者と協議・調整を図りながら、地域の生活実態に即した運行内容へ見直しを行うなど、路線の維持に努める。
- 公共交通サービスの向上に向け、ハブ&スポーク運行における乗継時間の軽減や乗継環境の整備に継続して取り組むとともに、車両等のバリアフリー化や先進的な ICT 技術の積極的な導入など公共交通事業者と一体となって推進していく。

第1節 当事者意識の醸成

取組みの柱① 幅広い世代への環境教育・啓発を促進します

【主な取組み】

- 新型コロナウイルス感染症の影響でイベントが未開催またはイベントへの参加者が少なかった状況があったものの、「親子環境教室」や「親子で省エネ実験・施設見学会」を開催したことで、親子での自然環境、省エネ等の体験を通して、家庭においても環境行動への意識を高め、率先して環境行動を実践するきっかけにつながった。

「親子環境教室」 3回 201人

「親子で省エネ実験・施設見学会」 1回 41人 ※九州電力株式会社長崎営業所との共催



【親子環境教室の実施】



【親子で省エネ実験・施設見学会の実施】

- 様々な団体に対し実施する地球温暖化防止活動推進員による環境出前講座にて、LED化の啓発や牛乳パックやシーグラスを用いたエコ工作を実施することにより、幅広い世代において自ら課題を見つけ解決していく能力を身に着ける機会につながった。

「環境出前講座」 21回 545人

- 小中学校 61校において、総合的な学習の時間等における環境学習をはじめ、節電・節水、緑のカーテン、落ち葉や給食残滓を利用した堆肥づくりなどの環境行動の取組みを通して、環境意識の醸成が図られた。

また、26校において給食用牛乳パックの回収を行い、77校において家庭から排出されるペットボトル等のふたやプルタブの回収を行ったことから、児童・生徒及び保護者のごみ分別・リサイクル意識の醸成が図られた。

【問題点とその要因】

- 開催した講座、説明会の多くが、関心をもってもらうことを目的とした内容となっており、さらなるレベルアップやスキルアップを目指す方々への情報提供や意見交換などに繋がるような研修、講座が不足していた。

第1節 当事者意識の醸成

取組みの柱② 環境教育の次世代を担うリーダーを育成します

【主な取組み】

- 環境団体との連携により小中学校の授業として実施するESD（持続可能な開発のための教育）講座を7校で実施したことにより、子どもたちが自ら課題を見つけ解決していく能力を身に着ける機会につながった。



【ESD 講座の実施】

- サステナプラザながさきを中心として、地球温暖化防止活動推進員を対象としたスキルアップ研修及び市民ネットワーク『ながさきエコネット』と連携、協力することで、環境教育の次世代を担うリーダーの育成に努めた。「スキルアップ研修」 1回 16人

- 環境副読本の内容やデザイン等を刷新し、長崎市の情報をより多く掲載したデータをタブレット端末へ提供したことにより、子どもたちにとって環境問題がより身近な問題として感じられ、その問題解決や改善に向けて取り組む意識の向上と環境学習のサポートにつながった。



【環境副読本】

【問題点とその要因】

- 小中学校においてはESD 講座などの新たな取組みを実施する時間的な余裕がないため、学校側が実施しやすいような講座内容の工夫をしているものの、その効果が一部にとどまっている。
- 地球温暖化防止活動推進員の若年層（18～34歳）の割合が26人中3人と少なく、また、推進員向けスキルアップ研修が年1回のみと少なかった。

第1節 当事者意識の醸成

成果指標（令和4年度の目標値と実績）



今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 幅広い世代への環境教育・啓発を促進します】

- 「親子環境教室」や「親子で省エネ実験・施設見学会」を継続し、家庭においても環境行動への意識を高め、率先して環境行動を実践するきっかけづくりに努める。
- 経済的メリットが得られる場を設けることで新規の参加者を増やしつつ、更なるレベルアップやスキルアップを目指す方々への講座を実施する等、目的や対象を意識した講座となるよう努める。

【取組みの柱② 環境教育の次世代を担うリーダーを育成します】

- 環境団体との連携により小中学校の授業として実施するESD（持続可能な開発のための教育）講座の取組みを広げるとともに、他の手法についても検討しながら、「ゼロカーボンシティ長崎」の推進と子どもたちが自ら課題を見つけ解決していく能力の育成を図る。
- 環境活動を行っている学生団体に働きかけることで若年層の推進員を増やしつつ、推進員を対象としたスキルアップ研修を増やすことで環境教育の次世代を担うリーダーの育成を図る。

第2節 環境行動の定着

取組みの柱① 自発的な環境行動を推進します

【主な取組み】

- 「ながさきエコライフ・フェスタ」は、魚の町公園をメイン会場に、その他3か所の会場で開催し、約6,900人が来場した。また、「ながさきエコライフ・ウィーク」期間中、家庭・学校・職場等から約39,200人が参加し、市民や事業者がイベントに参加することで、自らできる環境行動を知り、環境行動の実践に繋がった。
- 「エコアクション21」説明会を開催し、22社27人の事業者が参加し、事業者へ環境に配慮した事業活動を促すことができた。また、そのうち2社は全4回の認証・登録取得構築講座に参加し、随時エコアクション21地域事務局が認証に向けた支援を行っている。



【エコライフ・フェスタ】



【エコアクション21】

- 市民大清掃等のイベントや、ボランティア清掃団体に対してごみ袋の支給を行っており、約500団体、延べ約9万人がボランティア清掃に参加し、地域や職域、学校など様々な単位・団体による自発的な活動が定期的になされるようになっており、環境行動に対する意識の醸成が図られた。
- ごみ出しマナーについて、新大学生へ向け、啓発促進のためのブースを学内に設置し、ごみの減量と分別の徹底を呼びかけることで、ごみ出しのマナーやごみの減量、分別に対する意識の向上につながった。

【問題点とその要因】

- 「ながさきエコライフ・ウィーク」の取組み及び周知方法が恒常化しており、環境活動に興味がない層の参加があまり広がっていない。



【清掃活動】

第2節 環境行動の定着

取組みの柱② 環境行動の次世代を担うリーダーを育成します

【主な取組み】

- 持続可能な地域づくりを担う人材育成推進を目的とした「ながさきサステナプロジェクト」の一環として、「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」において、より幅広い市民の身近な環境行動を促進するため、サステなひろば（19回）や海洋プラスチックごみ削減を目的とした山・まち・川・海での清掃活動（1回）等の市民向けイベントを実施した。
- 市内の中学生、高校生、大学生で構成される「ecoN ながさき」のメンバーが、市議会議員とグループワークを行い、ゼロカーボンシティ長崎実現に向けた取り組み等について意見交換を行った。このような若者の活動を拡大し、継続的なものとするため、活動紹介の場の提供等支援を行った。

【問題点とその要因】

- ecoN ながさきの構成校が4校のみでかつ環境分野のメンバーのみと限られており、より市内全域の若者にゼロカーボンシティ長崎達成のための意識醸成を図るためには、構成校の増加及び他分野の若者の参加に努める必要がある。



【サステなひろば】



【若者と議員による意見交換】

取組みの柱③ 環境行動に向けた周知・広報を推進します

【主な取組み】

- 広報ながさきに『ちょこっとゼロカーボン』を新設し、毎月市民の方が身近に行える環境行動の紹介等を行うことで、ゼロカーボンシティ長崎実現に向けた機運醸成を図った。
- ゼロカーボンシティ長崎の実現を市民、事業者、行政が一丸となって目指すことを表現し、広く浸透していくことを目的としてロゴマークを作成した。
- 環境のために一人ひとりができることをまとめた「環境行動11か条」を広報ながさき折込や各種公共施設、長崎バスや路面電車などへ掲示し、併せて市公式ラインでも幅広く周知することにより、環境行動の実践につながるきっかけづくりにつながった。



【ゼロカーボンシティ長崎ロゴマーク】



【環境行動11か条
-49-
ロゴマーク】

第2節 環境行動の定着

- 子ども達に花や緑へ興味関心を抱いてもらうため、公共花壇デザインコンクールを開催し、多くの小学生（3～6年生）に花や緑について考える機会を提供できた。更に、デザインを花壇へ表現することで、子ども達に、より深く花や緑へ興味関心を抱いてもらうことにつながった。
- より多くの人に花や緑に触れ、その理解と知識を深めてもらうため、造園関係団体等と連携して、「ながさきグリーンキャンペーン」において4年ぶりに会場イベントを開催し、約1,500人が来場した。多くの人に花や緑に触れる機会を提供することで、その理解や知識をより深めるきっかけづくりにつなげることができた。

【問題点とその要因】

- 「サステナプラザながさき」が「環境行動の推進役」としての存在が知られていないため、認知してもらうための方法を模索することが必要である。
- 広報ながさきなど紙媒体での周知は行っているが、若者がよく利用しているスマートフォンで周知可能なバナー広告やSNS等での広報が十分でない。
- 環境行動を促すための情報提供やアドバイス等が市民まで行き届いていないため、環境行動に新たに取り組む方の掘り起こしが十分でない。
- 緑化推進事業の取組み及び周知方法が恒常化しており、より多くの市民の参加が見られていない。

成果指標（令和4年度の目標値と実績）

	計画策定時	令和4年度目標	令和4年度実績	令和12年度目標
●環境保全団体 メンバー数（増）	59,283人	60,300人	59,889人	64,300人

今後の取組みの方向性

【取組みの柱① 自発的な環境行動を推進します】

- 「ながさきエコライフ」の取組み等を通じて、市民生活や事業活動における温室効果ガスの排出削減や、省エネなど身近な環境行動を促し、市民及び事業者への周知・啓発を充実することで、継続的な環境行動の実践を進める。
- ゼロカーボンシティ長崎をPRするため、ポータルサイトやPR動画等を作成し、ポータルサイトでは市民参加型アプリ「actcoin」の利用を促すことで、周知だけでなく市民の環境行動が変容するよう努める。

【取組みの柱② 環境行動の次世代を担うリーダーを育成します】

- ecoN ながさきの構成校増加及び他分野の若者の参加を促すことで、市内全域の若者に環境に関する関心を持ってもらい、次世代を担うリーダーの育成を図る。

第2節 環境行動の定着

【取組みの柱③ 環境行動に向けた周知・広報を推進します】

- 「環境行動 11 か条」を SNS 広告や公共交通機関広告を活用して PR し、環境行動の啓発を行う。
- 「環境行動の推進役」としての「サステナプラザながさき」の周知を行うとともに、市の様々な広報手段と連携して、取り組み内容を発信し、幅広い市民の参加につなげる。
- ゼロカーボンシティ長崎を PR するため、ポータルサイトや PR 動画等を作成し、幅広い年代に認知してもらえよう、紙媒体だけでなく、SNS 等のデジタル媒体も積極的に活用する。
- 幅広い世代へ緑化の推進を図るため、市の様々な広報手段と連携し、緑化の魅力を発信するとともに、イベント等を開催することで、花や緑への興味関心を促す等、緑化の啓発に取り組む。



【デジタル媒体用 PR 動画の作成】

第3部 資料編



長崎市イメージキャラクター サステなっちゃん

資料1 成果指標詳細

地球環境				
脱炭素社会の実現				
個別目標・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
地球温暖化対策の推進	長崎市域から排出される温室効果ガスの排出量(減)	2,044千t-CO ₂ (令和元年度)	1,280千t-CO ₂	①長崎市内から排出される温室効果ガスの量。 ②温室効果ガスの排出量の特徴を把握し、適切な温暖化対策を行うための指標となるため。 ③毎年度ごとの温室効果ガス排出量算定により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画上の令和12年度の削減目標値。
	市役所から排出される温室効果ガスの排出量(減)	66,882t-CO ₂	46,689t-CO ₂	①市役所の事務及び事業を実施するにあたって排出される温室効果ガス排出量。 ②持続可能な脱炭素社会を構築し、実効性のある地球温暖化対策を進める上で市役所自らの温室効果ガスの排出量を把握し、市民、事業者等に率先した対策を講じていく必要があるため。 ③市役所庁内から収集した電気、ガス、その他燃料使用量等のデータに基づく温室効果ガス排出量算定により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画上の令和12年度の削減目標値。
再生可能エネルギーの地産地消の推進と活性化	公共施設の太陽光発電設備の導入箇所数(増)	56施設	93施設※	①庁舎や学校等の市有公共施設への設備の設置件数。 ②市有公共施設における再生可能エネルギーの導入実績を把握する指標となるため。 ③市役所庁内への導入実績調査により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画上の令和12年度の目標値。 ※計画策定時は105施設としていたが、その後の調査結果により93施設を目標としている
循環型社会				
資源の有効活用				
個別目標・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
ごみ排出量の削減とリサイクルの推進	4Rを実践している人の割合(増)	76.3% (令和元年度)	86.3%	①市民意識調査において4Rに関する取組みを実践していると回答した人の割合。 ②4Rに関する取組みを実践している人の割合が増えることで、ごみ減量及びリサイクルの推進が図られると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。(令和元年度の数値は環境政策課実施の環境基本計画市民意識調査結果より) ④令和元年度調査時「今後実践する」「実践するつもりはない」「わからない」と回答した人の割合(24.7%相当)を実践している状態となるように1年あたり1%向上を目標に設定する。
	1人1日あたりのごみ排出量(減)	968g	937g	①ごみの総排出量を1人1日あたりに換算した数値。(ごみの総排出量/人口/365日) ②ごみの排出量が減少することで、4Rの推進が測られていると考えられるため。 ③ごみ処理統計により把握する。 ④R7年度目標値(平成30年度の中核市平均値)から毎年度3gずつ減を目標に設定する。
廃棄物適正処理の推進	最終処分場の年間埋立量(減)	22,485t (令和元年度)	19,216t	①最終処分場に持ち込まれる不燃ごみが1年間に埋め立てられる総量。 ②廃棄物の適正処理により、埋め立てられる不燃ごみなどが抑制されることにつながると考えられるため。 ③最終処分場で集計される数値により把握する。 ④最終処分場を令和79年(2097年)まで使用したい。そのためには令和7年度までの埋立量は20,637tまでに抑えることを目標とする。(計画期間中は前年度比年間約1.4%減を目標。)
地域環境				
豊かな地域環境の保全と活用				
個別目標・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
豊かな自然環境の保全・共生	ホテル飛翔定点確認割合(100%)	95.1%	100%	①定点のうちホテルの飛翔が確認できた箇所数の割合。 ②ホテル飛翔の確認割合が増加することで、川の水、周辺の空気、餌となる生物の生息など、自然環境の保全が図られていると考えられるため。 ③定点調査により把握する。 ④全調査地点においてホテルが観測できることを目標とする。
	森林整備面積(増)(植林、枝打ち、間伐等)【累計】	-	2,070ha	①森林の整備面積。 ②森林保全の程度を把握できるため。 ③林業関係団体からの聞き取り調査により把握する。 ④計画期間中に毎年230ha増を維持することを目標とする。

資料1 成果指標詳細

地域環境				
豊かな地域環境の保全と活用				
個別目標・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
良好な生活環境の確保	大気汚染物質の環境基準達成率(100%)	100%	100%	①大気(大陸からの越境汚染や濃さに影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)を除く)の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④100%を維持し続けることを目標とする。
	公共用水域の水質の環境基準達成率(100%)	96.0%	100%	①水質の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④毎年向上させ、最終的に100%を目標とする。
	自動車騒音の環境基準達成率(100%)	94.6%	100%	①騒音の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④毎年向上させ、最終的に100%を目標とする。
都市環境				
環境にやさしいまちづくりの推進				
個別目標・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
環境と調和した快適なまちづくり	長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合(増)	89%	90%	①長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合。 ②市民が景観に誇りを持つことは、施策の重要な成果であると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和7年度までに市民の9割が満足することを目指し、令和12年度までは9割を維持することを目標とする。
	居住誘導区域内の人口密度(維持)	66.2人/ha	62.4人/ha	①立地適正化計画の集約の視点からの目標値。 ②市街地のコンパクト化を定量的に評価するため。 ③年度末の住民基本台帳(人口)により把握する。 ④立地適正化計画における現況値(平成28年度)と目標値(令和17年度)の案分により各年の目標値を算定する。
環境意識・行動				
環境意識・行動の定着				
個別目標・施策	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
当事者意識の醸成	環境活動に参加した市民の割合(増)	37.8%	57.8%	①環境活動に参加した市民の割合。 ②環境活動に参加した市民が増えることで、自発的な環境活動の実践が図られると考えられるため。 ③市民意識調査結果により把握する。 ④令和2年度を基準に毎年2%増を目標とする。
	環境学習等への参加者数(増)	29,678人 (令和元年度)	35,800人	①親子環境教室や施設見学等の環境学習、あぐりの丘、市民の森、科学館、ペンギン水族館等で開催されている観察会や体験学習、及び、市立小中学校が行った環境講座等への参加者数。 ②参加者数が増えることで、環境学習を行う市民が増え、環境意識の醸成が進むと考えられるため。 ③年度末の実績を把握する。 ④令和元年度から毎年550人増を目標とする。
環境行動の定着	環境保全団体メンバー数(増)	59,283人	64,300人	①市民ネットワーク「ながさきエコネット」登録メンバー数及びアダプトプログラム参加者数を合算。 ②人数が増えることで、環境行動を実践する市民が増加していると考えられるため。 ③年度末時点における数値を把握する。 ④令和2年度から毎年500人増を目標とする。

資料2 大気汚染に係る環境基準等

1 環境基準及び評価方法

大気汚染物質の環境基準による評価方法

物質名	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、0.10mg/m ³ を超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値（1日を8時間ごとの3区分した時の各区分の平均値）が20ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば環境基準非達成である。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		昼間（5時～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば環境基準非達成である。
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。		長期基準である1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、短期基準である年間の1日平均値のうち、98%値が35μg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、どちらか一方でも超えれば環境基準非達成である。

資料2 大気汚染に係る環境基準等

環境基準の適用除外	<p>環境基準は、人の健康保護の見地から設定されたものであり、次のような通常、住民の生活実態が考えられない地域・場所については適用されない。</p> <p>① 都市計画法に規定する工業専用地域 ② 港湾法に規定する臨港地区 ③ 道路の車道部分 ④ 埋立地・原野・火山地帯</p>
備考	<p>① 短期的評価は、連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価する。</p> <p>② 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期に観察し、次の方法によって行う。1日平均値である測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値（日平均値の2%除外値）で評価する。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いはしない。</p> <p>③ 日平均値の2%除外値とは、1年間に得られた日平均値を整理し、数値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の日平均値が得られた場合は、$365 \times 0.02 \div 7$日分）を除外した残りの日平均値の最高値をいう（高い方から8番目の値）。</p> <p>④ 日平均値の年間98%値とは、1年間の日平均値を数値の低い方から並べて98%に相当（365日分の日平均値が得られた場合は、$365 \times 0.98 \div 358$番目の値）するものをいう。</p> <p>⑤ 日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が、1日（24時間）のうち4時間を超える場合は評価対象としない。したがって、20時間以上測定された日のみを対象とし、有効測定日という。</p> <p>⑥ 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とし、有効測定局という。</p> <p>⑦ 光化学オキシダントの環境基準による評価は、昼間（5時～20時）の1時間値で行う。これは、光化学オキシダント生成が、主に日射のある昼間の時間帯であることによる。</p>

■ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ダイオキシン類	$0.6 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下（年間平均値）

2 炭化水素濃度の指針

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（昭和51年8月13日中央公害対策審議会答申）」において、環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルの指針が次のように設定された。

『光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（ppmC：メタン換算した濃度）』

資料2 大気汚染に係る環境基準等

3 自動車排出ガスによる大気汚染の限度

大気汚染防止法第21条第1項において、「都道府県知事は、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気汚染が環境省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。」と規定されており、環境省令で定める限度は、次のように設定されている。

『一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値 100万分の10 (10ppm) とする。』

4 緊急時の措置

大気汚染防止法施行令別表第5及び長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱別表1

物質	注意報基準	警報基準
いおう酸化物	① 大気中における含有率の1時間値（次項を除き、以下単に「1時間値」という。）0.2ppm以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合 ② 1時間値0.3ppm以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合 ③ 1時間値0.5ppm以上である大気汚染の状態になった場合 ④ 1時間値の48時間平均値0.15ppm以上である大気汚染の状態になった場合	① 1時間値0.5ppm以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合 ② 1時間値0.7ppm以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合	大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合
一酸化炭素	1時間値30ppm以上である大気汚染の状態になった場合	1時間値50ppm以上である大気汚染の状態になった場合
二酸化窒素	1時間値0.5ppm以上である大気汚染の状態になった場合	1時間値1ppm以上である大気汚染の状態になった場合
オキシダント	1時間値0.12ppm以上である大気汚染の状態になった場合	1時間値0.4ppm以上である大気汚染の状態になった場合

物質	注意喚起の基準
微小粒子状物質	午前5時、6時、7時の3時間の平均値が85µg/m ³ を超過又は午前5時から12時までの平均値が80µg/m ³ を超過

5 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物質	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が2µg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10µg/m ³ 以下であること。
水銀	1年平均値が40ngHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が25ngNi/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18µg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6µg/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5µg/m ³ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が140ngMn/m ³ 以下であること。

資料3 大気環境測定局別測定項目等

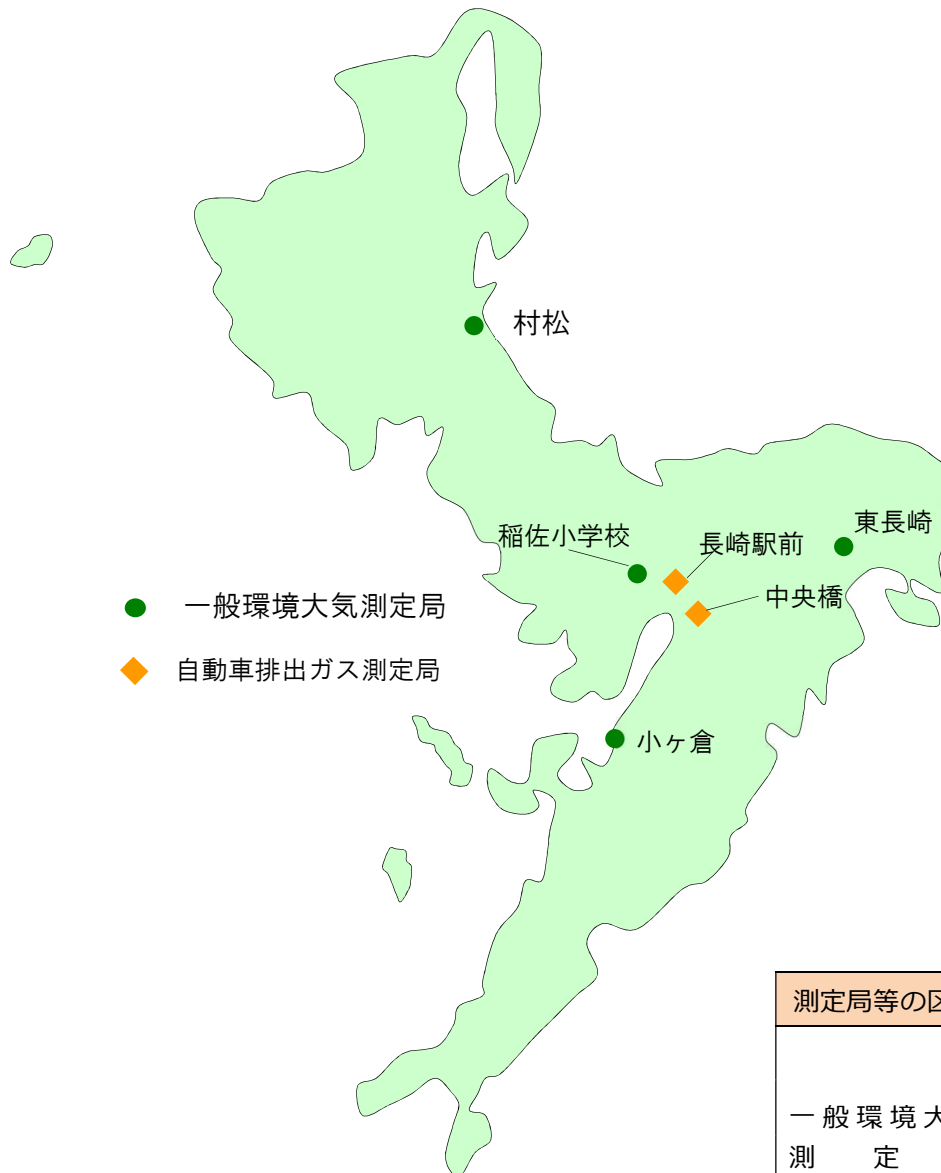
1 大気環境測定局別測定項目

測定局種類	測定局等の名称	所在地	測定項目							都市計画による用途地域		
			浮遊粒子状物質 SPM	一酸化いおう SO ₂	窒素酸化物 NO NO ₂ NO _x	光化学オキシダント O _x	一酸化炭素 CO	炭化水素 HC	微小粒子状物質 PM2.5		風向・風速	
一般環境大気測定局	東長崎	矢上町	○		○	○				○	○	商業
	小ヶ倉	小ヶ倉町	○		○	○				○	○	工業
	稲佐小学校	稲佐町	○	○	○	○				○	○	第1種 住居
	村松	琴海村松町	○	○	○	○			○	○	○	—
自動車排出ガス測定局	長崎駅前	大黒町	○		○			○	○			商業
	中央橋	江戸町	○		○				○			商業

注) 微小粒子状物質 (PM2.5) は平成 25 年 3 月から稲佐小学校測定局にて、平成 25 年 11 月から小ヶ倉測定局にて、平成 26 年 2 月から東長崎測定局にて、平成 26 年 3 月から村松測定局にて測定を開始した。

資料3 大気環境測定局別測定項目等

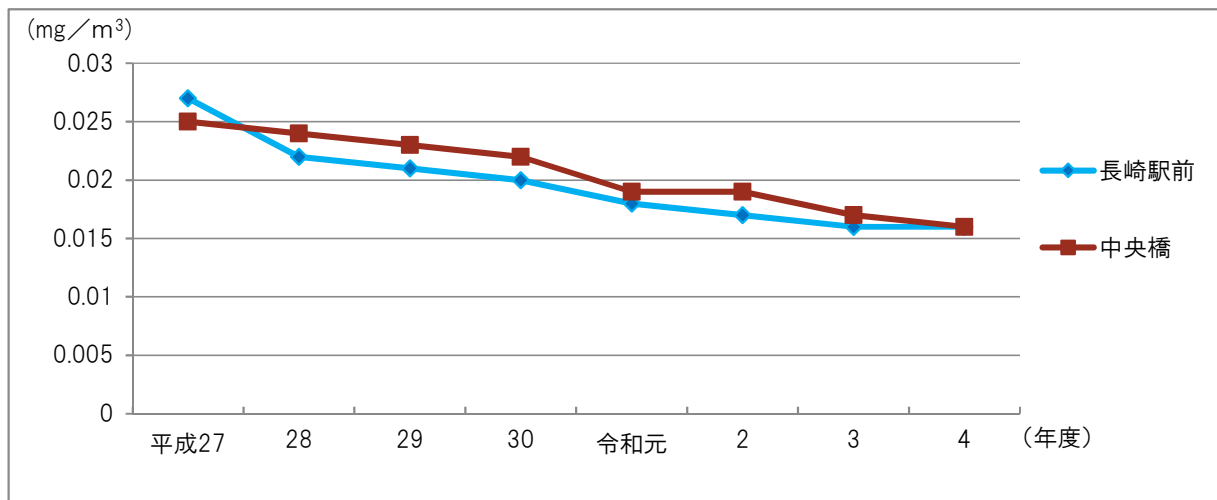
2 大気環境測定局等の配置



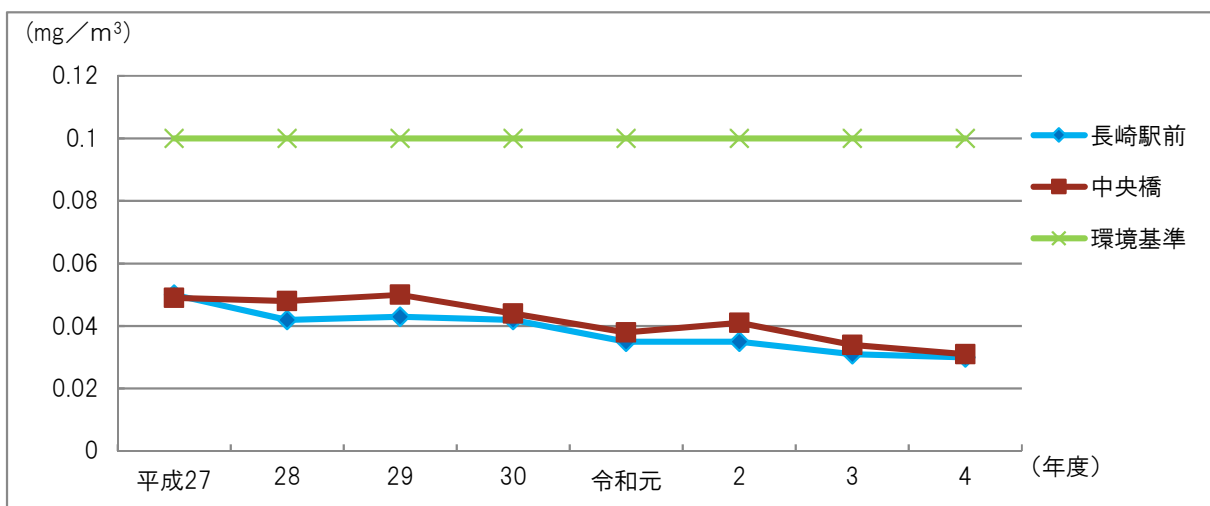
測定局等の区分	測定局名
一般環境大気測定局	東長崎測定局
	小ヶ倉測定局
	稲佐小学校測定局
	村松測定局
自動車排出ガス測定局	長崎駅前測定局
	中央橋測定局

資料4 浮遊粒子状物質に係る経年変化

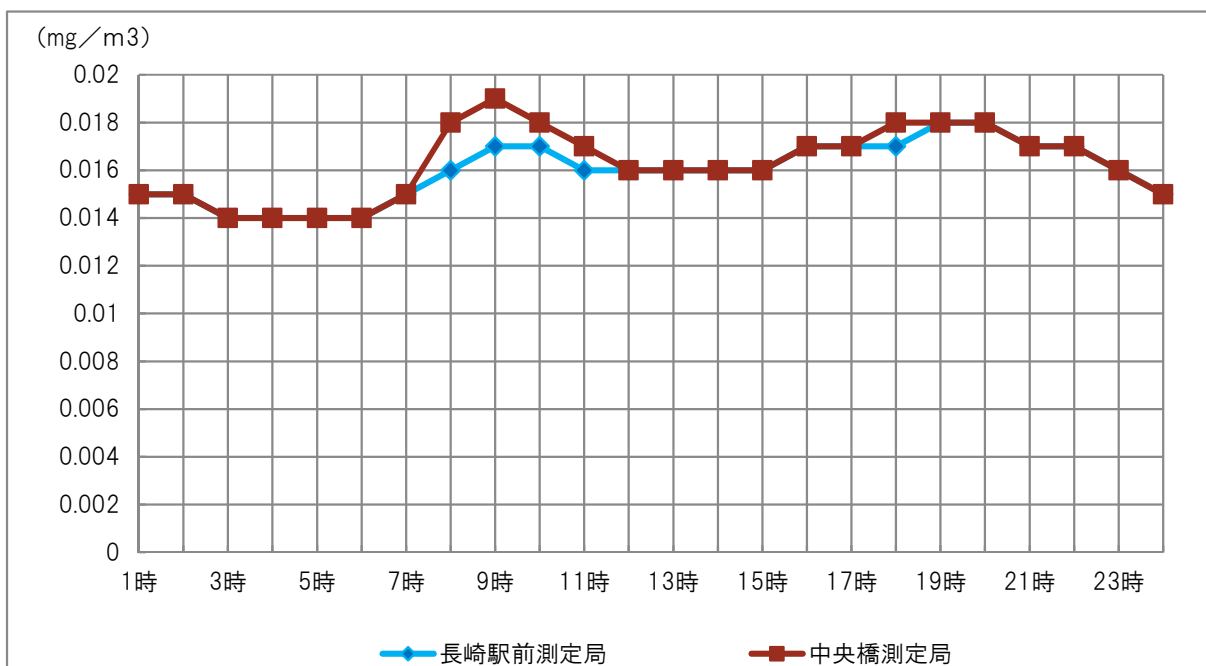
1 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化 (単位: mg/m³)



2 浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の経年変化 (単位: mg/m³)

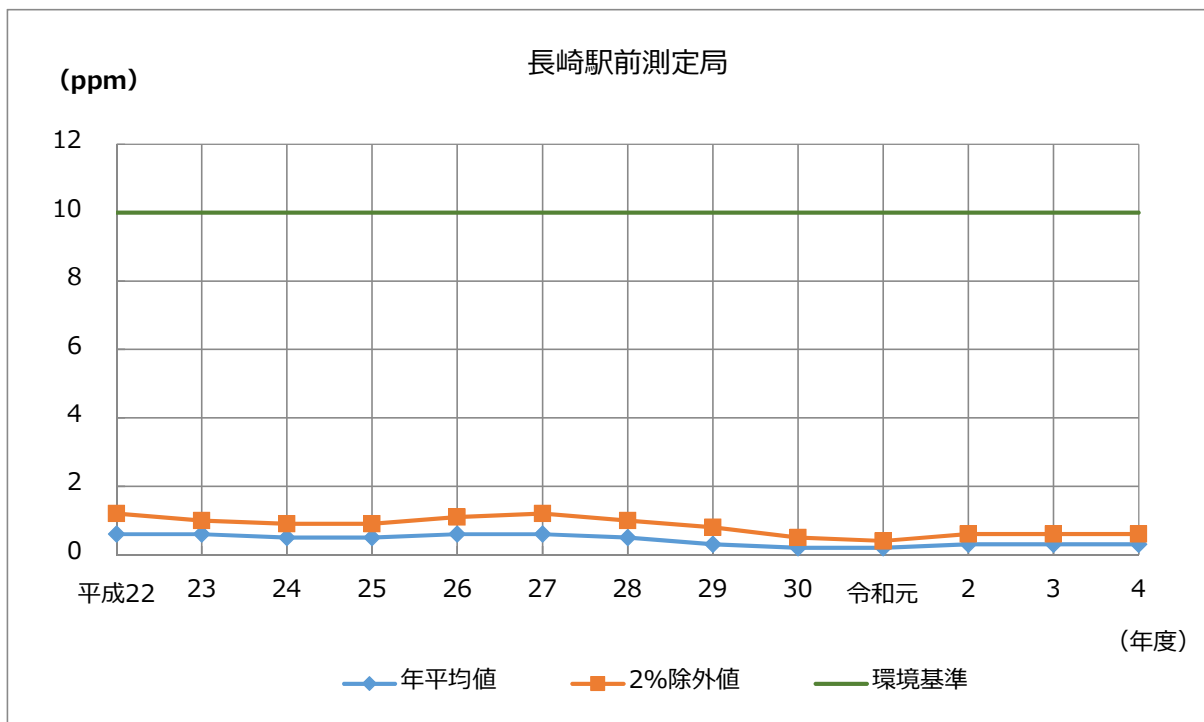


3 大気中の浮遊粒子状物質濃度の年平均時刻変化 (令和4年度)

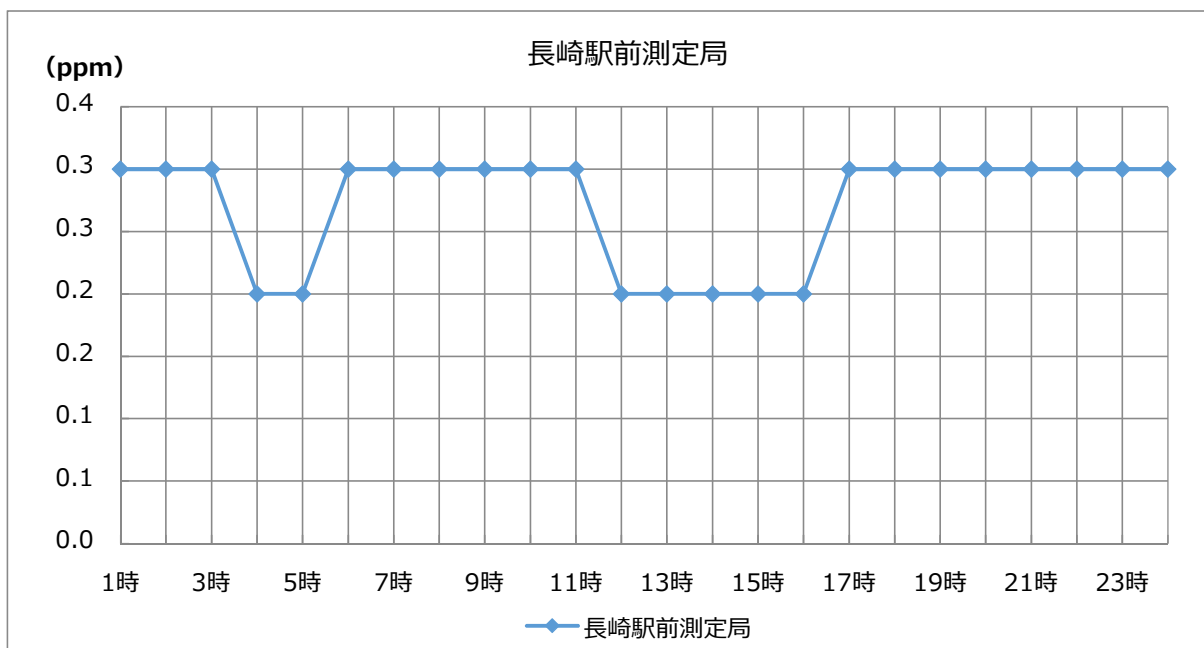


資料5 大気中の一酸化炭素に係る経年変化

1 大気中の一酸化炭素濃度の経年変化

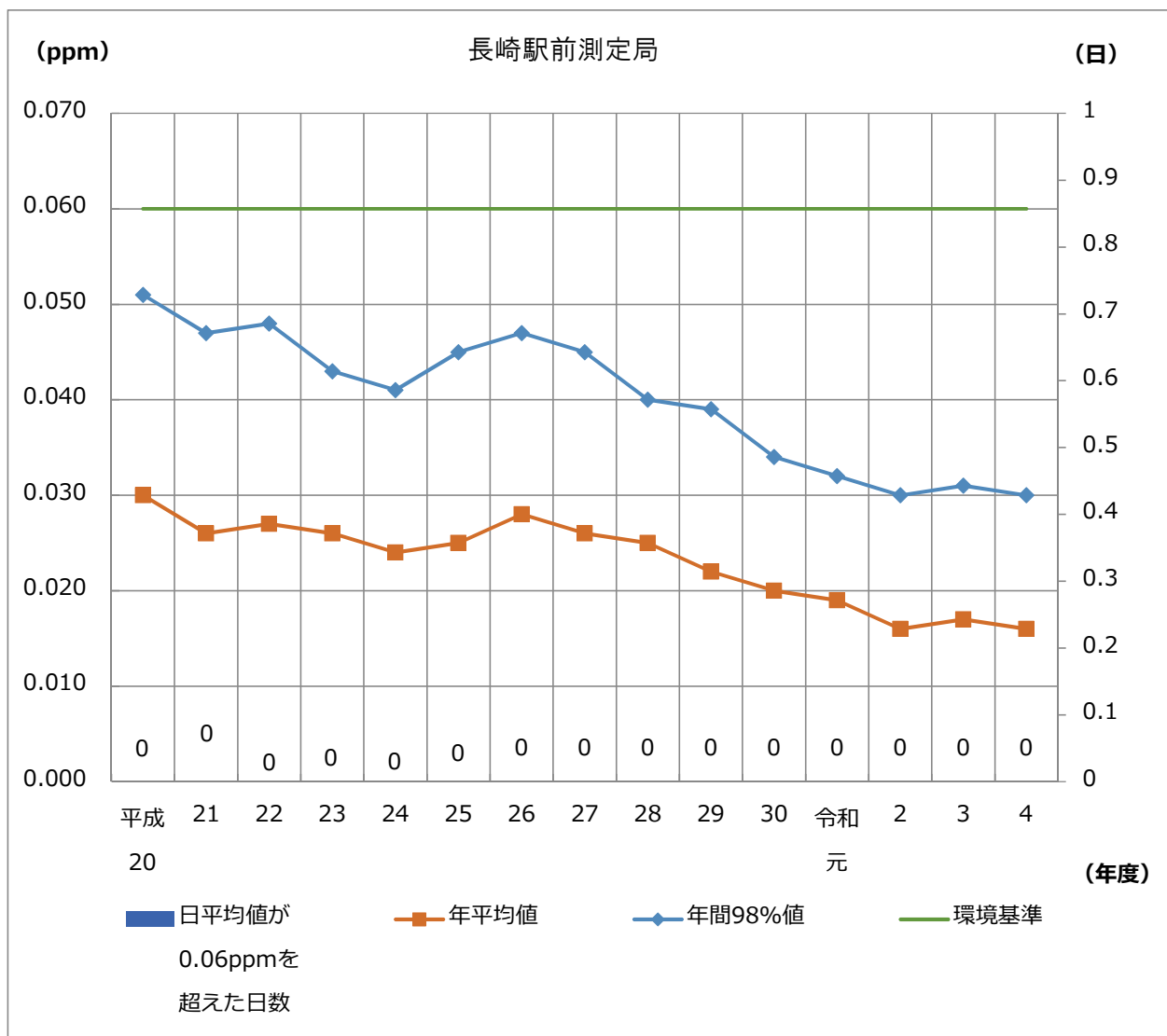


2 大気中の一酸化炭素濃度の年平均時刻変化 (令和4年度)

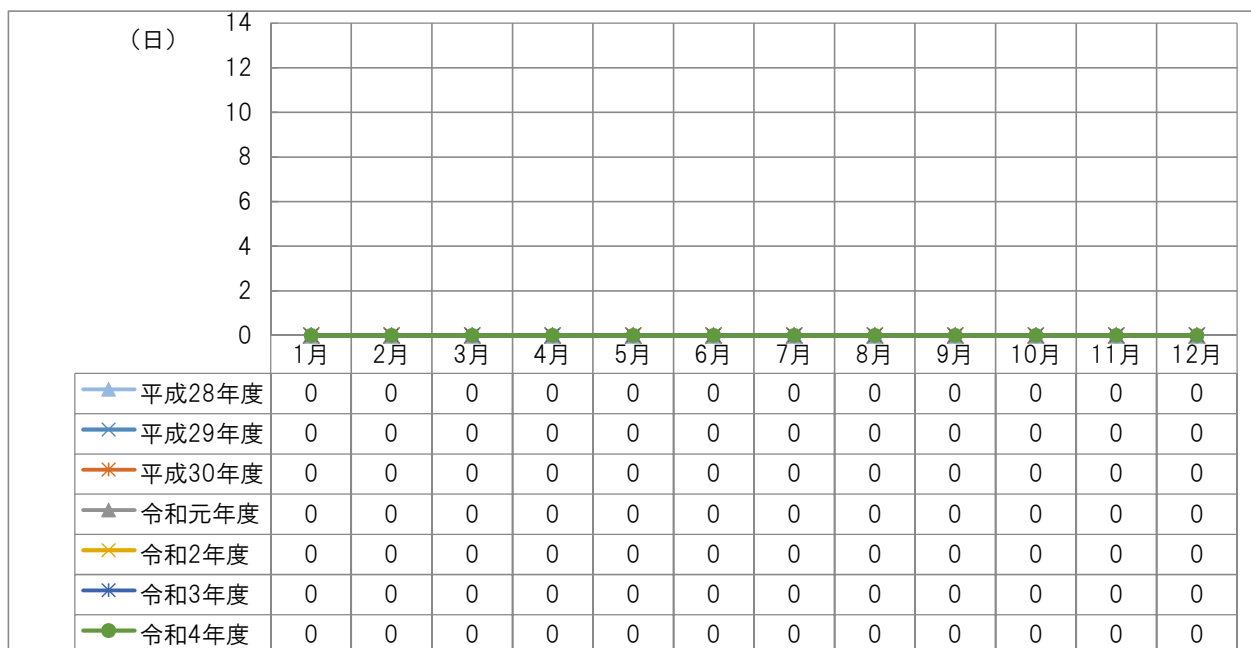


資料6 二酸化窒素に係る経年変化

1 長崎駅前測定局における二酸化窒素濃度等の経年変化

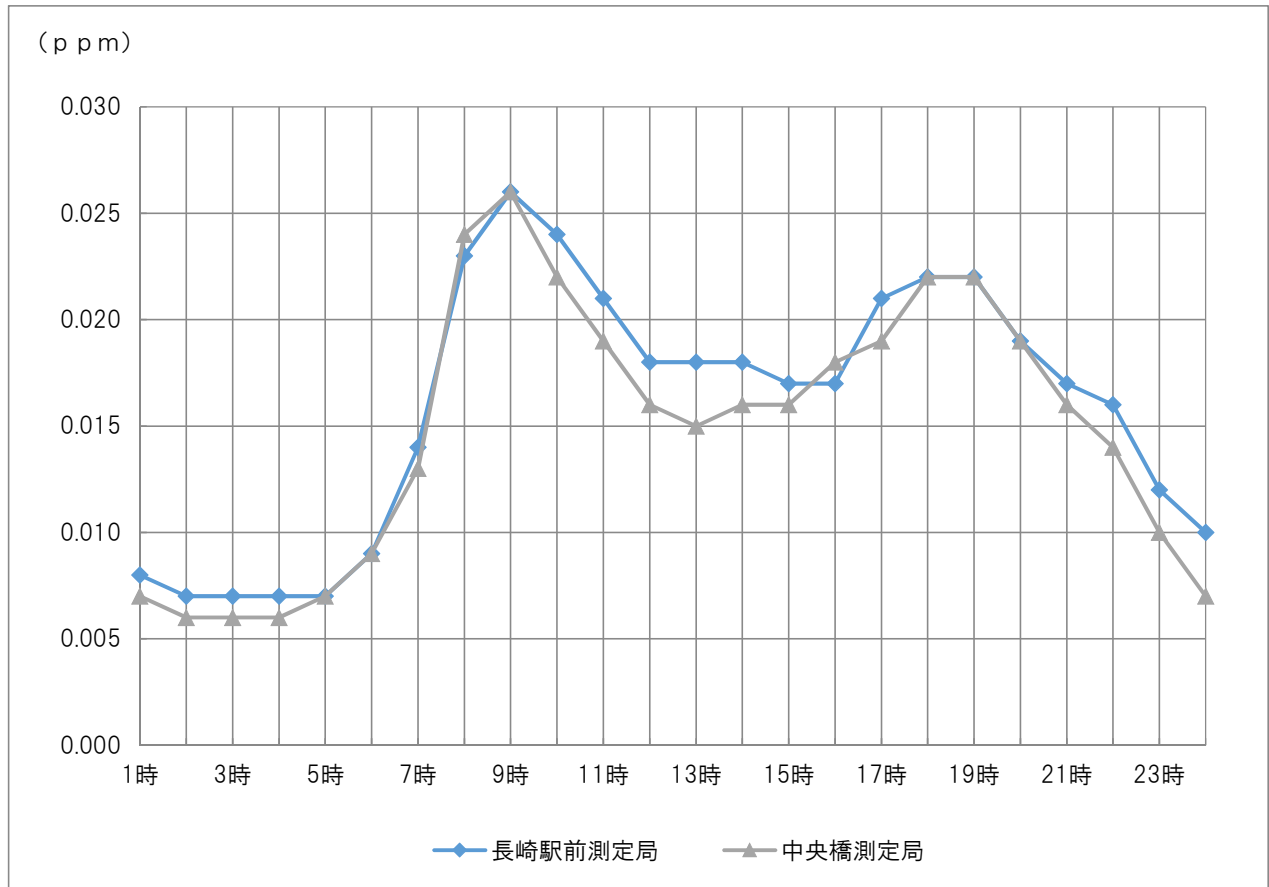


2 長崎駅前測定局における二酸化窒素の日平均値が0.06ppmを超えた日数の月別変化



資料6 二酸化窒素に係る経年変化

3 大気中の二酸化窒素濃度の年平均時刻変化（令和4年度）

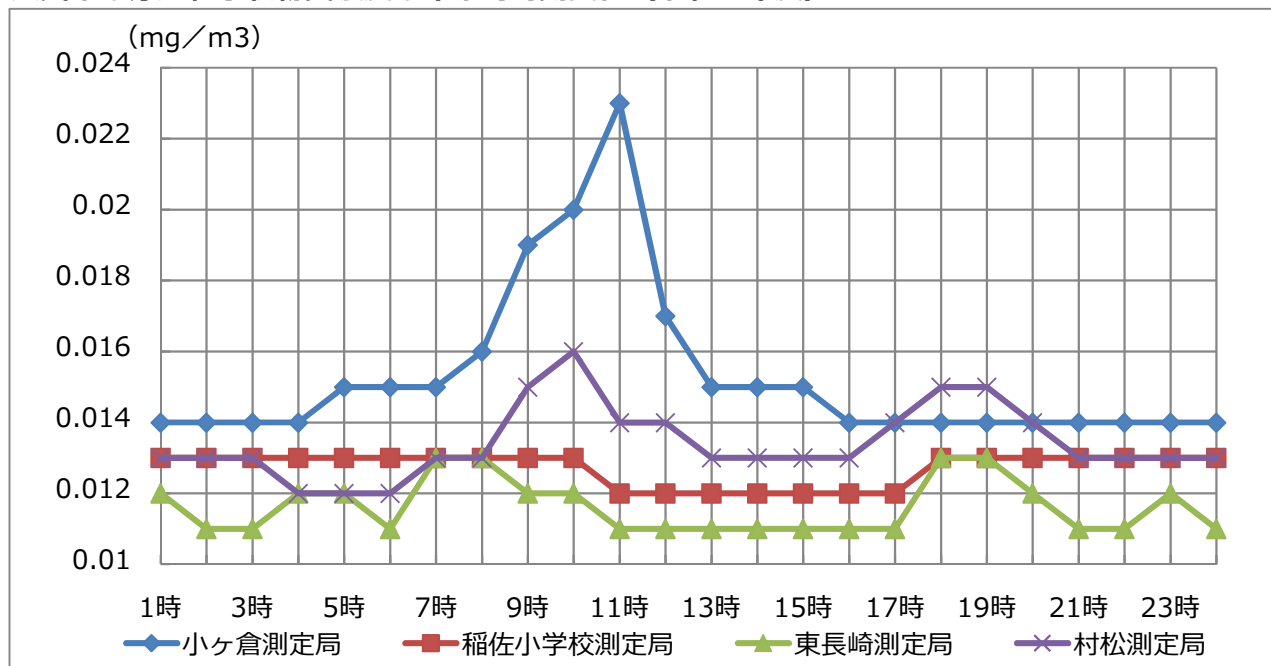


資料7 その他物質に係る経年変化

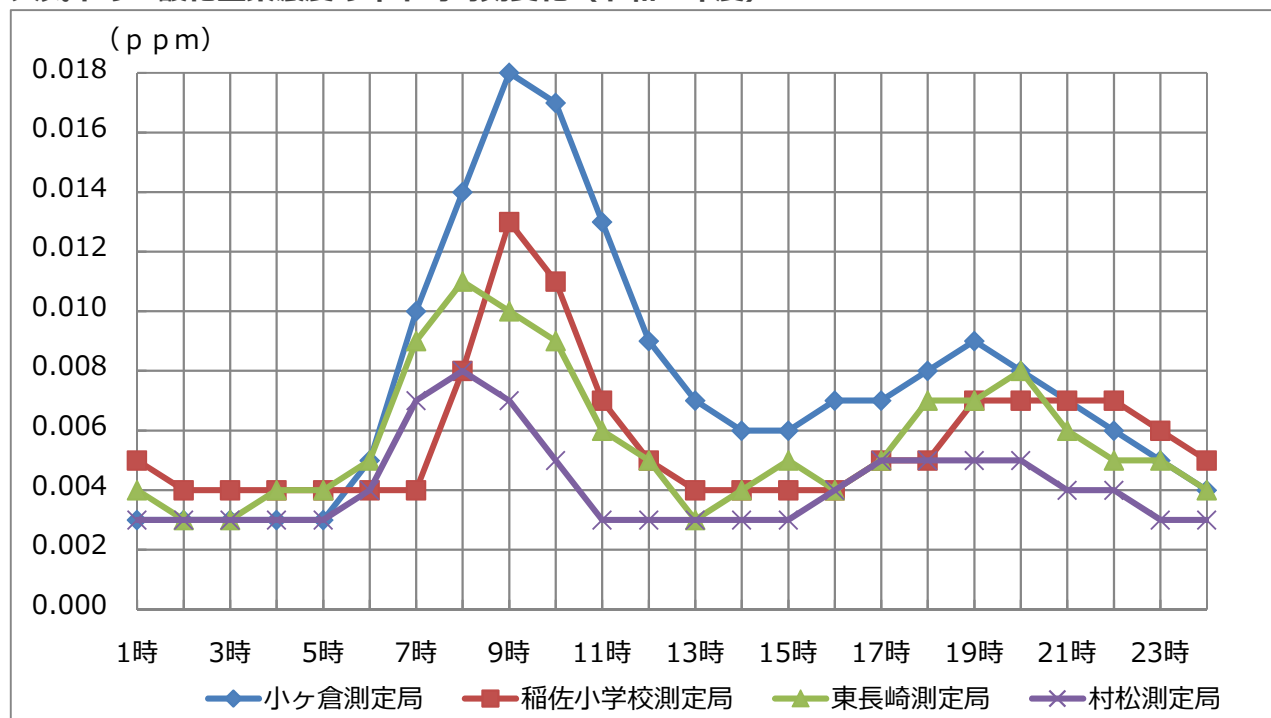
1 非メタン炭化水素の6～9時における年平均値の経年変化（令和4年度）（単位：ppmC）

測定局	年度	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
長崎駅前		0.22	0.24	0.21	0.24	0.18	0.14	0.13	0.12	0.10	0.09
中央橋		0.22	0.22	0.20	0.21	0.23	0.15	0.15	0.14	0.13	0.14

2 大気中の浮遊粒子状物質濃度の年平均時刻変化（令和4年度）

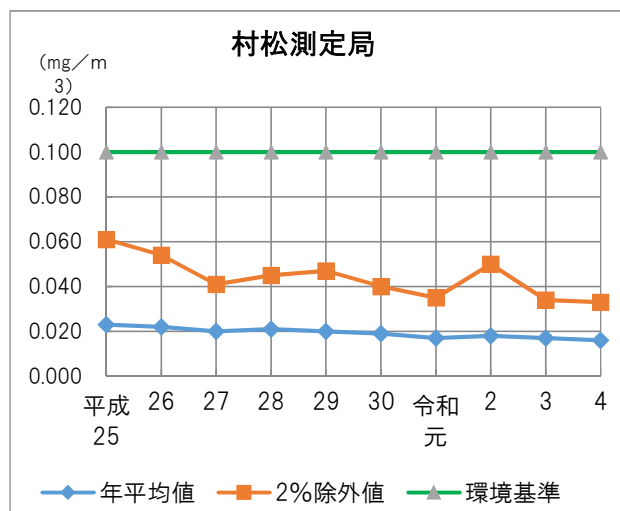
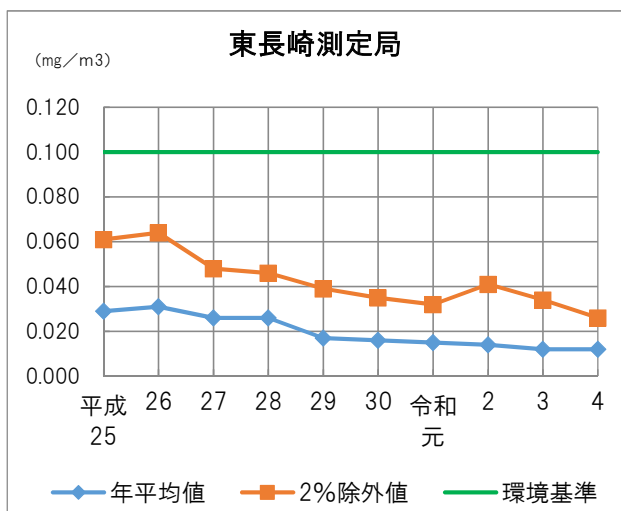
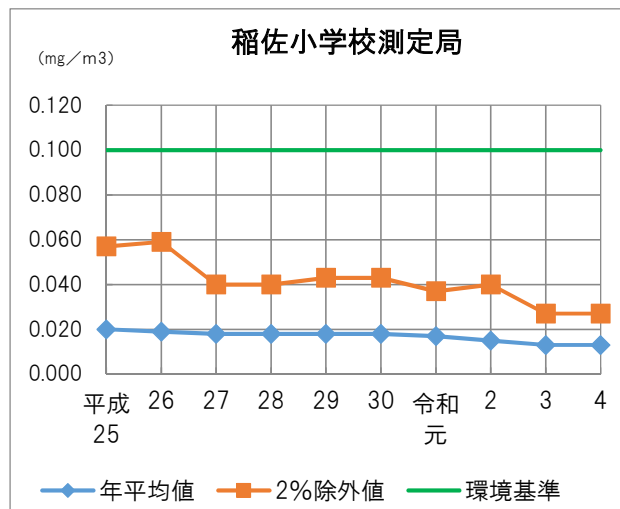
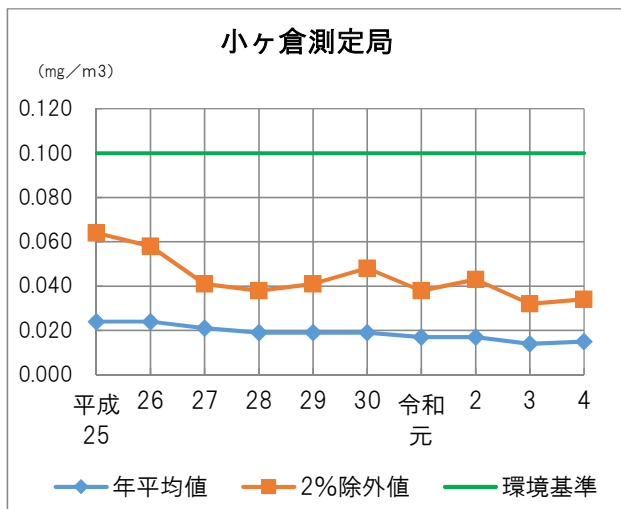


3 大気中の二酸化窒素濃度の年平均時刻変化（令和4年度）

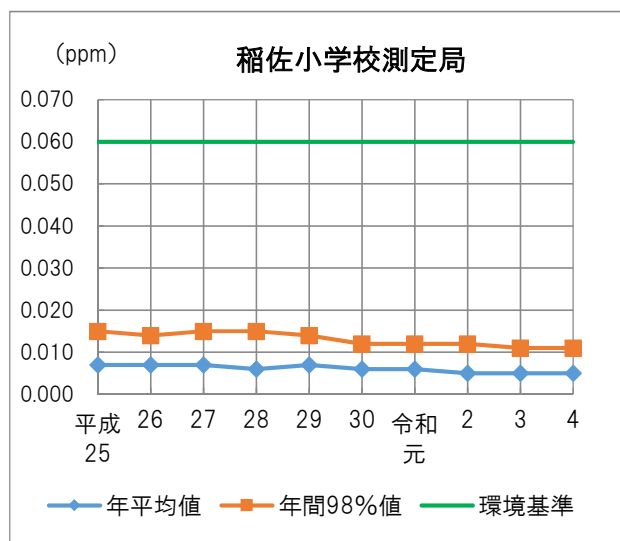
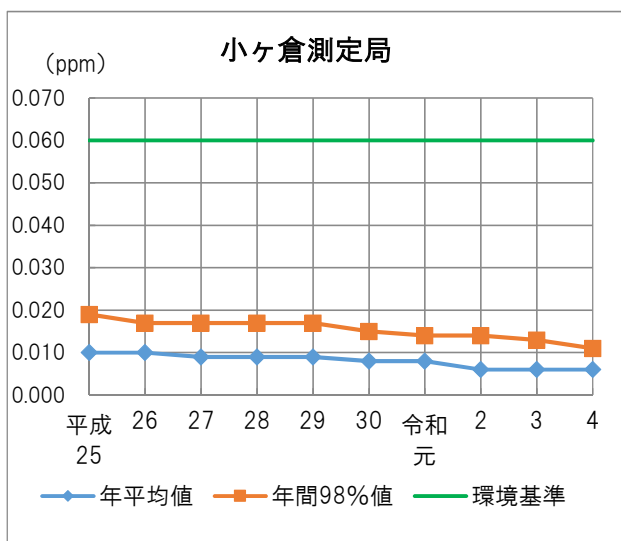


資料7 その他物質に係る経年変化

4 大気中の浮遊粒子状物質濃度の経年変化

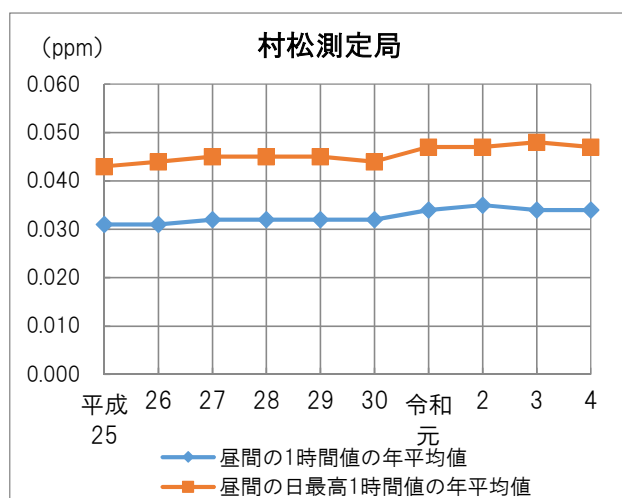
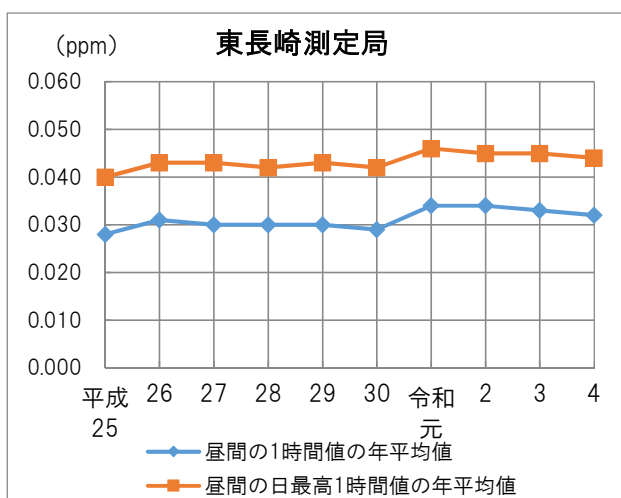
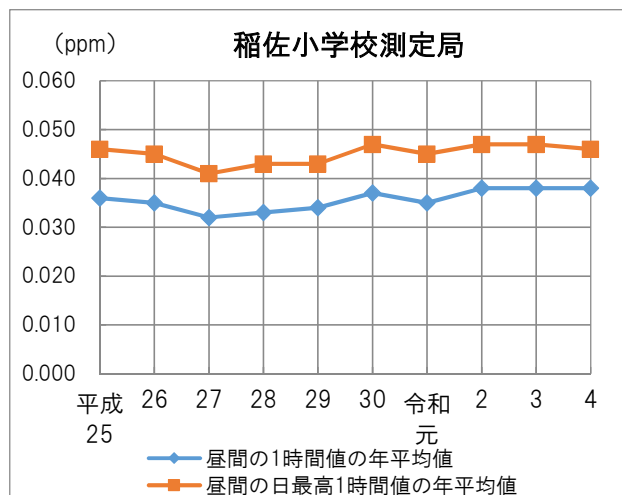
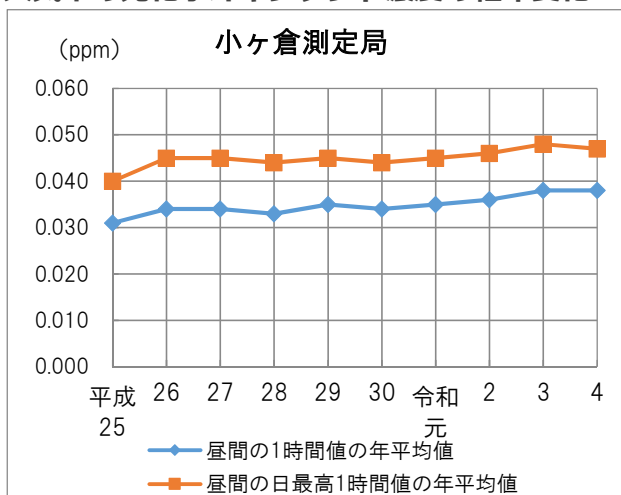


5 大気中の二酸化窒素濃度の経年変化

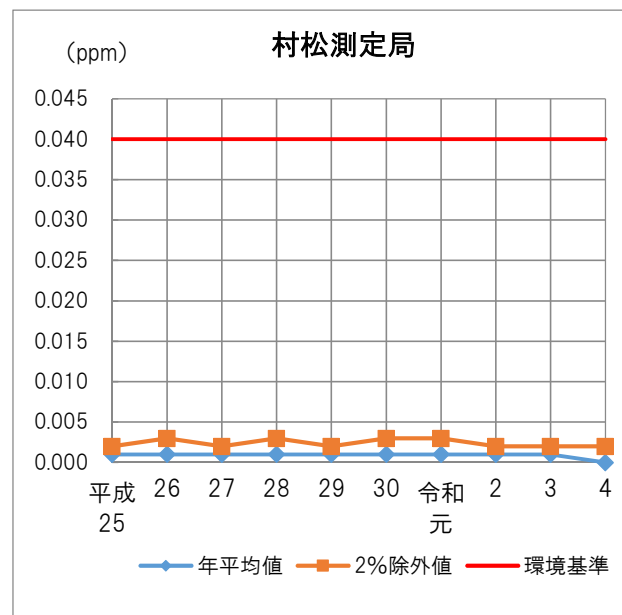
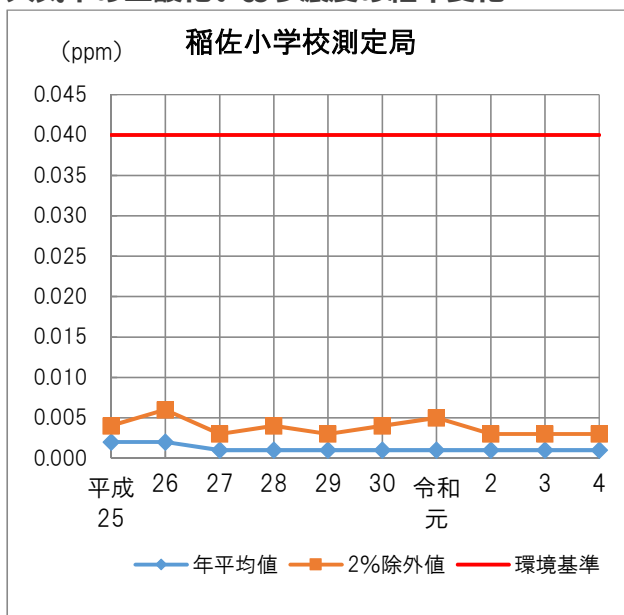


資料7 その他物質に係る経年変化

6 大気中の光化学オキシダント濃度の経年変化



7 大気中の二酸化いおう濃度の経年変化



資料8 悪臭に係る各種基準

1 悪臭物質のにおい及び主な発生源・敷地境界線における規制基準（悪臭防止法）

悪臭物質	におい	主な発生源	規制基準 (ppm)	
			A 区域	B 区域
アンモニア	し尿のようなおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	1	2
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなおい	パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.002	0.004
硫化水素	腐った卵のようなおい	畜産事業場、パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.02	0.06
硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい	パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.01	0.05
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい	パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.009	0.03
トリメチルアミン	腐った魚のようなおい	畜産事業場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等	0.005	0.02
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等	0.05	0.1
スチレン	都市ガスのようなおい	化学工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場等	0.4	0.8
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等	0.03	0.07
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等	0.0009	0.002
イソ吉草酸	むれた靴下のようなおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等	0.001	0.004
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.003	0.006
イソブタノール	刺激的な醗酵したにおい	塗装工程を有する事業所等	0.9	4
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等	3	7
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなおい	塗装行程又は印刷工程を有する事業所等	1	3
トルエン	ガソリンのようなおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等	10	30
キシレン	ガソリンのようなおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等	1	2

(注) A 区域には6段階臭気強度表示の臭気強度 2.5 に対応する濃度を、B 区域には 3.0 に対応する濃度をそれぞれ基準値としている。

資料8 悪臭に係る各種基準

2 排出基準（長崎県悪臭防止指導要綱）

区域の区分	工場等の敷地の境界線における臭気濃度	工場等の煙突その他の排出口における臭気濃度
第1種区域	20	500
第2種区域	30	1000

- （備考）
- 1 第1種区域とは、悪臭防止法第3条の規定に基づいて市長が定めた規制地域のうち「A区域」をいう。
 - 2 第2種区域とは、第1種区域以外の区域をいう。
 - 3 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率をいう。
 - 4 臭気濃度の測定は、別に定める3点比較式臭袋法により行うものとする。
 - 5 煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用しないものとする。

資料9 水質汚濁に係る環境基準

1 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く）

項目 類型	基準値					
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU /100mL以下	50 MPN /100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU /100mL以下	1,000 MPN /100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000 CFU /100mL以下	5,000 MPN /100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上		
D	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上		
E	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上		

利水状況が水産利用のみの場合は、当分の間、大腸菌数の基準は適用しない。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

水域類型 浦上川(1) (川平取水堰より上流) : A
 浦上川(2) (大井手川浦上貯水池えん堤より上流) : A
 浦上川(3) (浦上川(1)、浦上川(2)を除く水域) : C
 中島川(1) (本河内低部貯水池えん堤より上流) : A
 中島川(2) (西山高部貯水池えん堤より上流) : A
 中島川(3) (中島川(1)、中島川(2)を除く水域) : A
 鹿尾川 (全域) : A
 西海川 (全域) : A
 神浦川 (全域) : A
 八郎川 (全域) : A
 手崎川 (全域) : A

(2) 海域

項目 類型	基準値								
	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	類型	全窒素 (N)	全磷 (P)
A	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L 以上	300 CFU /100mL 以下	1,000 MPN /100mL 以下	検出され ないこと	Ⅱ	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
B	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L 以上			検出され ないこと	Ⅲ	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下

水域類型 長崎湾(1) (長崎市神崎鼻立標と同女神立標を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域) : B Ⅲ
 長崎湾(2) (長崎市四郎ヶ島西端と西彼杵郡香焼町長刀崎を結ぶ線及び陸岸に
 囲まれた海域のうち長崎湾(1)を除く海域) : A Ⅱ
 長崎湾(1)、長崎湾(2)以外の長崎市沿岸海域 : A
 長崎湾(2)及び網場湾は、大腸菌数の基準は適用しない。

資料9 水質汚濁に係る環境基準

2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	※0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

(備考) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

※六価クロムの基準値は、令和3年度まで0.05mg/L以下。地下水も同じ。

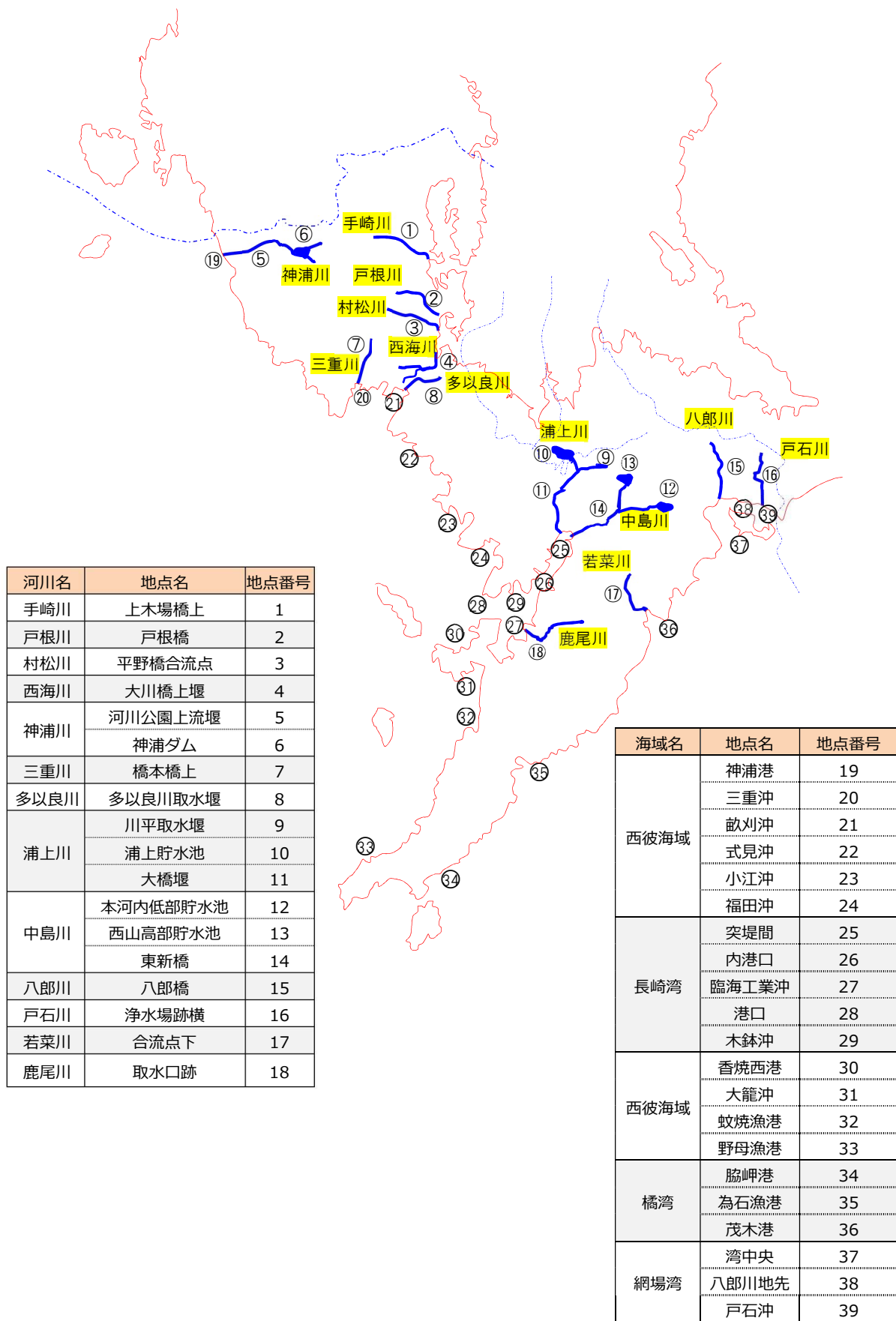
3 要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	-
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フェントロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	ニッケル	-
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
		PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L以下

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	※0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

資料 10 水質調査地点



資料 11 河川水質測定結果（令和4年度）

河川名	地点名	類型	pH			DO(mg/L)			
			最小値	最大値	m / n	最小値	最大値	m / n	平均値
浦上川	川平取水堰	A	7.8	9.5	7 / 48	7.5	14	0 / 48	9.8
	浦上貯水池	A	7.8	9.1	3 / 12	7.8	12	0 / 12	9.6
	大橋堰	C	7.8	9.6	30 / 48	8.1	15	0 / 48	11
中島川	本河内低部貯水池	A	7.7	8.9	3 / 12	7.7	13	0 / 12	10
	西山高部貯水池	A	7.4	8.2	0 / 12	8.1	13	0 / 12	10
	東新橋	A	7.7	9.3	11 / 48	6.7	14	2 / 48	10
鹿尾川	取水口跡	A	7.3	7.9	0 / 48	4.9	14	14 / 48	8.6
西海川	大川橋上堰	A	7.4	8.9	5 / 48	6.9	14	3 / 48	11
手崎川	上木場橋上	A	7.1	7.5	0 / 12	7.9	12	0 / 12	10
八郎川	八郎橋	A	7.4	9.2	9 / 48	6.6	14	6 / 48	9.9
神浦川	河川公園上流堰	A	7.1	8.8	1 / 48	6.9	12	2 / 48	9.6
	神浦ダム	A	7.2	7.4	0 / 4	7.6	11	0 / 4	9.5
若菜川	合流点下		7.6	8.9	- 48	7.6	15	- 48	9.9
戸石川	浄水場跡横		7.8	9.1	- 48	7.0	13	- 48	9.9
三重川	橋本橋上		7.6	7.9	- 16	7.0	12	- 16	9.3
多以良川	多以良川取水堰		7.6	7.8	- 16	7.8	12	- 16	10
戸根川	戸根橋		7.2	7.4	- 4	8.3	12	- 4	10
村松川	平野橋合流地点		7.4	7.6	- 4	8.3	11	- 4	9.8

河川名	地点名	類型	BOD(mg/L)							
			最小値	最大値	m / n	m/n (%)	X / Y	X/Y (%)	平均値	75%値
浦上川	川平取水堰	A	<0.5	3.6	1 / 48	2.1	0 / 12	0	0.7	0.7
	浦上貯水池	A	0.8	4.3	2 / 12	16.7	2 / 12	16.7	1.8	1.8
	大橋堰	C	<0.5	2.7	0 / 48	0	0 / 12	0	1.0	1.0
中島川	本河内低部貯水池	A	0.7	2.6	2 / 12	16.7	2 / 12	16.7	1.7	1.9
	西山高部貯水池	A	0.9	2.6	2 / 12	16.7	2 / 12	16.7	1.4	1.5
	東新橋	A	<0.5	3.7	1 / 48	2.1	0 / 12	0	1.0	1.2
鹿尾川	取水口跡	A	<0.5	1.2	0 / 48	0	0 / 12	0	0.6	0.6
西海川	大川橋上堰	A	<0.5	1.4	0 / 48	0	0 / 12	0	0.6	0.7
手崎川	上木場橋上	A	<0.5	0.5	0 / 12	0	0 / 12	0	0.5	<0.5
八郎川	八郎橋	A	<0.5	1.2	0 / 48	0	0 / 12	0	0.7	0.8
神浦川	河川公園上流堰	A	<0.5	1.0	0 / 48	0	0 / 12	0	0.5	0.5
	神浦ダム	A	<0.5	0.6	0 / 4	0	0 / 4	0	0.5	<0.5
若菜川	合流点下		<0.5	0.9	- 48		- 12		0.6	0.7
戸石川	浄水場跡横		<0.5	4.1	- 48		- 12		1.2	1.3
三重川	橋本橋上		<0.5	0.9	- 16		- 4		0.6	0.6
多以良川	多以良川取水堰		<0.5	0.6	- 16		- 4		0.5	0.5
戸根川	戸根橋		<0.5	0.6	- 4		- 4		0.5	<0.5
村松川	平野橋合流地点		<0.5	<0.5	- 4		- 4		<0.5	<0.5

資料 11 河川水質測定結果（令和4年度）

河川名	地点名	類型	SS(mg/L)					大腸菌数(CFU/100ml)				
			最小値	最大値	m / n	平均値	最小値	最大値	m / n	平均値		
浦上川	川平取水堰	A	<1	8	0 / 48	2	11	1000	8 / 48	210		
	浦上貯水池	A	2	16	0 / 12	10	1	670	1 / 12	72		
	大橋堰	C	<1	10	0 / 48	2	4	2400	- 48	280		
中島川	本河内低部貯水池	A	1	25	0 / 12	16	2	100	0 / 12	34		
	西山高部貯水池	A	7	27	2 / 12	16	1	14000	2 / 12	1900		
	東新橋	A	<1	9	0 / 48	2	13	21000	36 / 48	2300		
鹿尾川	取水口跡	A	<1	2	0 / 48	1	6	2700	11 / 48	240		
西海川	大川橋上堰	A	<1	4	0 / 48	2	1	920	9 / 48	130		
手崎川	上木場橋上	A	<1	<1	0 / 12	<1	11	700	2 / 12	130		
八郎川	八郎橋	A	<1	8	0 / 48	2	12	5600	17 / 48	430		
神浦川	河川公園上流堰	A	<1	1	0 / 48	1	1	140	0 / 48	27		
	神浦ダム	A	<1	1	0 / 4	1	2	60	0 / 4	18		
若菜川	合流点下		<1	7	- 48	1	13	460	- 48	130		
戸石川	浄水場跡横		<1	9	- 48	3	13	1600	- 48	300		
三重川	橋本橋上		1	9	- 16	4	94	2300	- 16	420		
多以良川	多以良川取水堰		<1	4	- 16	2	32	440	- 16	130		
戸根川	戸根橋		<1	1	- 4	1	18	890	- 4	250		
村松川	平野橋合流地点		<1	3	- 4	2	25	350	- 4	120		

（備考） m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数 X：環境基準に適合しない日数
 Y：総測定日数 平均値：日間平均値の年平均値

資料 12 海域水質測定結果（令和4年度）

海域名	地点名	類型	pH				DO(mg/L)			
			最小値	最大値	m / n	最小値	最大値	m / n	平均値	
長崎湾	突堤間	B	8.0	8.3	0 / 48	5.8	11	0 / 48	8.2	
	内港口	B	8.2	8.3	0 / 48	4.0	11	1 / 48	8.3	
	臨海工業沖	A	8.2	8.3	0 / 48	6.7	11	6 / 48	8.4	
	港口	A	8.2	8.3	0 / 48	7.1	11	4 / 48	8.5	
	木鉢沖	A	8.2	8.3	0 / 48	7.0	11	4 / 48	8.5	
網場湾	湾中央	A	8.1	8.3	0 / 16	7.2	10	5 / 16	8.3	
	八郎川地先	A	8.2	8.3	0 / 16	7.4	11	1 / 16	8.3	
	戸石沖	A	8.2	8.3	0 / 16	7.2	10	5 / 16	8.2	
西彼海域	神浦港	A	8.1	8.3	0 / 16	6.8	10	4 / 16	8.3	
	香焼西港	A	8.2	8.3	0 / 16	7.3	10	2 / 16	8.3	
	蚊焼漁港	A	8.2	8.3	0 / 16	6.8	10	6 / 16	8.0	
	野母漁港	A	8.1	8.3	0 / 16	6.9	10	5 / 16	8.0	
	大籠沖	A	8.2	8.3	0 / 16	6.7	11	8 / 16	8.0	
	三重沖	A	8.2	8.3	0 / 16	6.7	11	3 / 16	8.7	
	畝刈沖	A	8.2	8.3	0 / 16	6.9	10	2 / 16	8.6	
	小江沖	A	8.2	8.3	0 / 16	6.9	11	4 / 16	8.5	
	福田沖	A	8.2	8.3	0 / 16	6.9	11	4 / 16	8.5	
	式見沖	A	8.2	8.3	0 / 16	6.9	10	4 / 16	8.3	
橘湾	脇岬港	A	8.2	8.3	0 / 16	6.9	10	4 / 16	8.1	
	為石漁港	A	8.2	8.3	0 / 16	7.0	10	8 / 16	8.0	
	茂木港	A	8.1	8.3	0 / 16	7.2	10	6 / 16	8.2	

海域名	地点名	類型	COD(mg/L)							
			最小値	最大値	m / n	m/n (%)	X / Y	X/Y (%)	平均値	75%値
長崎湾	突堤間	B	0.9	3.0	0 / 48	0.0	0 / 12	0.0	1.8	2.1
	内港口	B	1.0	2.3	0 / 48	0.0	0 / 12	0.0	1.5	1.7
	臨海工業沖	A	0.8	1.9	0 / 48	0.0	0 / 12	0.0	1.4	1.6
	港口	A	0.7	1.9	0 / 48	0.0	0 / 12	0.0	1.4	1.5
	木鉢沖	A	0.6	2.2	2 / 48	4.2	0 / 12	0.0	1.4	1.7
網場湾	湾中央	A	1.1	1.9	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.3	1.3
	八郎川地先	A	0.7	1.9	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.3	1.4
	戸石沖	A	0.8	2.1	1 / 16	6.3	0 / 4	0.0	1.3	1.3
西彼海域	神浦港	A	0.9	1.5	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.1	1.1
	香焼西港	A	0.9	1.9	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.2	1.1
	蚊焼漁港	A	0.7	1.8	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.2	1.3
	野母漁港	A	1.0	1.9	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.3	1.3
	大籠沖	A	0.8	1.5	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.1	1.2
	三重沖	A	0.9	2.4	3 / 16	18.8	1 / 4	25	1.4	1.3
	畝刈沖	A	0.9	2.8	4 / 16	25	1 / 4	25	1.5	1.4
	小江沖	A	0.9	1.7	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.2	1.3
	福田沖	A	0.9	2.1	1 / 16	6.3	0 / 4	0.0	1.3	1.2
	式見沖	A	0.8	1.7	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.2	1.2
橘湾	脇岬港	A	0.8	1.4	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.1	1.1
	為石漁港	A	0.7	1.4	0 / 16	0.0	0 / 4	0.0	1.1	1.1
	茂木港	A	1.0	2.2	1 / 16	6.3	0 / 4	0.0	1.5	1.5

資料 12 海域水質測定結果（令和4年度）

海域名	地点名	類型	大腸菌数(CFU/100ml)					全窒素(mg/L)			全燐(mg/L)			
			最小値	最大値	m	/	n	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
長崎湾	突堤間	B	< 1	68		/	48	11	0.16	0.5	0.25	0.017	0.049	0.030
	内港口	B	< 1	66		/	48	5.8	0.09	0.41	0.16	0.008	0.040	0.019
	臨海工業沖	A	< 1	18	0	/	48	1.3	0.10	0.17	0.13	0.008	0.027	0.016
	港口	A	< 1	21	0	/	48	1.5	0.09	0.15	0.12	0.010	0.023	0.015
	木鉢沖	A	< 1	25	0	/	48	1.9	0.10	0.17	0.14	0.010	0.026	0.015
網場湾	湾中央	A	< 1	4	0	/	16	1.3						
	八郎川地先	A	< 1	3	0	/	16	1.3						
	戸石沖	A	< 1	3	0	/	16	1.5						
西彼海域	神浦港	A	< 1	8	0	/	16	2.8						
	香焼西港	A	< 1	1	0	/	16	1.0						
	蚊焼漁港	A	< 1	16	0	/	16	2.2						
	野母漁港	A	< 1	12	0	/	16	1.6						
	大籠沖	A	< 1	<1	0	/	16	<1.0						
	三重沖	A	< 1	19	0	/	16	2.5						
	畝刈沖	A	< 1	4	0	/	16	1.2						
	小江沖	A	< 1	2	0	/	16	1.1						
	福田沖	A	< 1	1	0	/	16	1.0						
橘湾	式見沖	A	< 1	1	0	/	16	1.0						
	脇岬港	A	< 1	1	0	/	16	1.0						
	為石漁港	A	< 1	4	0	/	16	1.3						
	茂木港	A	<	16	0	/	16	2.4						

(備考) m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数 X：環境基準に適合しない日数 Y：総測定日数
 平均値：日間平均値の年平均値

資料13 BOD(75%値)、COD(75%値)の経年変化

1 BOD(75%値)の経年変化

(網かけした箇所は環境基準値を超過していることを示す)

(単位: mg/L)

河川名	地点名	平成 25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4
浦上川	川平取水堰	0.5	0.7	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
	浦上貯水池	1.8	1.9	1.4	1.9	2.5	1.9	1.9	2.1	1.7	1.8
	大橋堰	1.4	1.4	1.0	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.0
中島川	本河内低部貯水池	—※	1.7	1.7	1.5	1.7	2.1	1.4	1.9	1.6	1.9
	西山高部貯水池	1.3	1.4	1.2	1.5	1.1	1.8	1.6	1.5	1.3	1.5
	東新橋	1.0	1.0	0.8	1.0	1.1	1.1	0.9	1.0	1.2	1.2
鹿尾川	取水口跡	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
八郎川	八郎橋	0.7	0.8	0.6	0.7	0.8	0.8	1.0	0.9	0.8	0.8
西海川	大川橋上堰	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7
手崎川	上木場橋上	0.5	0.6	0.6	0.5	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	<0.5
神浦川	河川公園上流堰	<0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

※平成19年度～平成25年度、本河内低部貯水池は改修工事の為、測定を休止した。

2 COD(75%値)の経年変化

(単位: mg/L)

海域名	地点名	平成 25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4
長崎湾	突堤間	1.7	2.4	1.8	1.9	1.7	2.1	1.9	2.2	2.0	2.1
	内港口	1.7	2.2	1.7	1.7	1.7	1.8	1.6	1.7	2.0	1.7
	臨海工業沖	1.4	1.8	1.4	1.7	1.7	1.7	1.4	1.6	1.3	1.6
	港口	1.4	1.7	1.4	1.6	1.7	1.6	1.4	1.5	1.6	1.5
網場湾	湾中央	1.3	1.4	1.5	1.2	1.6	1.3	1.3	1.4	1.7	1.3
	八郎川地先	1.5	1.8	1.4	1.4	1.8	1.4	1.3	1.7	1.9	1.4
西彼海域	神浦港	1.2	1.6	1.2	1.0	1.5	1.3	1.0	1.1	1.5	1.1
	香焼西港	1.1	1.6	1.2	1.3	1.5	1.5	1.4	1.2	1.3	1.1
	蚊焼漁港	1.2	1.4	1.0	1.2	1.5	1.3	1.0	1.2	1.2	1.3
	野母漁港	1.3	1.9	1.5	1.3	1.5	1.5	1.5	1.4	1.8	1.3
	大籠沖	1.1	1.6	0.8	1.2	1.5	1.3	1.1	1.2	1.3	1.2
橘湾	脇岬港	1.2	1.7	1.2	1.2	1.3	1.3	1.1	1.2	1.3	1.1
	為石漁港	1.2	1.5	1.1	1.2	1.3	1.4	1.2	1.1	1.5	1.1
	茂木港	1.1	1.4	1.1	1.3	1.6	1.4	1.1	1.2	1.9	1.5

資料 14 その他の項目の測定結果（令和4年度）

(単位：mg/L)

河川名	地点名	塩化物イオン		
		最小値	最大値	平均値
浦上川	川平取水堰	12	32	18
	浦上貯水池	8.1	20	12
	大橋堰	13	18	15
中島川	本河内低部貯水池	7.9	15	10
	西山高部貯水池	7.4	11	8.7
	東新橋	11	14	12
鹿尾川	取水口跡	8.6	10	9.4
八郎川	八郎橋	9.8	18	12
西海川	大川橋上堰	13	17	15
手崎川	上木場橋上	7.0	8.7	7.9
神浦川	河川公園上流堰	9.3	10	9.7
	神浦ダム	7.8	9.4	8.7
若菜川	合流点下	9.5	12	10
戸石川	浄水場跡横	16	51	33
三重川	橋本橋上	150	630	300
多以良川	多以良川取水堰	9.9	12	10
戸根川	戸根橋	6.5	9.3	7.4
村松川	平野橋合流地点	9.8	11	10

(単位：mg/L)

河川名	地点名	MBAS		
		最小値	最大値	平均値
浦上川	川平取水堰	<0.05	<0.05	<0.05
	浦上貯水池	<0.05	<0.05	<0.05
	大橋堰	<0.05	<0.05	<0.05
中島川	本川内低部貯水池	<0.05	<0.05	<0.05
	西山高部貯水池	<0.05	<0.05	<0.05
	東新橋	<0.05	<0.05	<0.05
鹿尾川	取水口跡	<0.05	<0.05	<0.05
八郎川	八郎橋	<0.05	<0.05	<0.05
西海川	大川橋上堰	<0.05	<0.05	<0.05
手崎川	上木場橋上	<0.05	<0.05	<0.05
神浦川	河川公園上流堰	<0.05	<0.05	<0.05
	神浦ダム	<0.05	<0.05	<0.05
若菜川	合流点下	<0.05	<0.05	<0.05
戸石川	浄水場跡横	<0.05	<0.05	<0.05
三重川	橋本橋上	<0.05	<0.05	<0.05
多以良川	多以良川取水堰	<0.05	<0.05	<0.05
戸根川	戸根橋	<0.05	<0.05	<0.05
村松川	平野橋合流地点	<0.05	<0.05	<0.05

資料 14 その他の項目の測定結果（令和4年度）

(単位：mg/L)

	地点名	塩化物イオン		
		最小値	最大値	平均値
長崎湾	突堤間	19000	19000	19000
	内港口	19000	19000	19000
	臨海工業沖	19000	19000	19000
	港口	19000	19000	19000
	木鉢沖	19000	19000	19000
網場湾	湾中央	19000	19000	19000
	八郎川地先	18000	19000	19000
	戸石沖	18000	19000	19000
西彼海域	神浦港	16000	19000	18000
	香焼西港	19000	19000	19000
	蚊焼漁港	19000	19000	19000
	野母漁港	19000	19000	19000
	大籠沖	19000	19000	19000
	三重沖	18000	19000	19000
	畝刈沖	18000	19000	19000
	小江沖	14000	19000	18000
	福田沖	18000	19000	19000
	式見沖	19000	19000	19000
橘湾	脇岬港	19000	19000	19000
	為石漁港	19000	19000	19000
	茂木港	19000	19000	19000

資料 15 道路交通振動の測定結果（令和4年度）

一連番号	測定地点名称	測定地点住所	測定年月日	測定対象道路			
				路線名	車線数	センサス番号	
						市町村コード	区間番号
1	消防団第29分団2	長崎市古賀町 891-6	2022/10/17	国道 34 号	2	201	10110
2	中央消防署飽の浦出張所	長崎市飽の浦町 10-2	2022/6/23	国道 202 号	4	201	10570
3	長崎駅前自動車公害測定局	長崎市大黒町 3-1	2022/5/31	国道 202 号	6	201	10610
4	平和公園（中心地地区）	長崎市松山町 5	2022/6/27	国道 206 号	5	201	10880
5	北消防署	長崎市大橋町 16-1	2022/7/12	国道 206 号	4	201	10890
6	中央消防署松が枝出張所	長崎市松が枝町 4-31	2022/8/2	国道 499 号	6	201	11980
7	長崎市草草住住宅集会所	長崎市草住町 207	2022/10/3	国道 499 号	4	201	12010
8	長崎市滑石公民館	長崎市滑石 2 丁目 1-8	2022/11/8	県道長崎 畷刈町線	2	201	40650
9	子育て支援センターふるさと	長崎市深堀町 5 丁目 712	2022/9/7	県道香焼 江川線	4	201	40700
10	大橋公園	長崎市大橋町 2400-2	2022/9/12	県道長与 大橋線	4	201	60200
11	消防団第7分団	長崎市西山 2 丁目 6-5	2022/9/27	県道昭和町 馬町線	4	201	61660

備考：25dB(A)未満の測定結果については参考値である。

資料 15 道路交通振動の測定結果（令和4年度）

都市計画 用途地域	要請 限度 区域	測定結果 (dB)		要請限度 (dB)		要請限度 達成状況		交通量 (台/10分)		走行速度 (km/h)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	測定側	反対側	測定側	反対側
準住居	1	42	-	65	60	○	-	117	124	56.3	54.5
工業	2	31	-	70	65	○	-	117	107	56.2	55.8
商業	2	59	-	70	65	○	-	278	281	59.9	59.8
近隣商業	2	41	-	70	65	○	-	292	286	61.6	51.0
商業	2	36	-	70	65	○	-	227	208	54.0	47.6
商業	2	30	-	70	65	○	-	175	236	65.1	62.7
準住居	1	27	-	65	60	○	-	198	195	66.5	66.3
近隣商業	2	23	-	70	65	○	-	105	84	51.2	46.1
準住居	1	24	-	65	60	○	-	64	86	67.7	60.9
商業	2	28	-	70	65	○	-	65	76	49.5	39.7
準住居	1	36	-	65	60	○	-	108	119	62.7	60.9

資料 16 自動車交通騒音の測定結果（令和4年度）

一連番号	測定地点名称	測定地点住所	測定開始 年月日	測定終了 年月日	測定対象道路			
					路線名	車線数	センサス番号	
							市町村 コード	区間 番号
1	消防団第29分団2	長崎市古賀町 891-6	2022/10/17	2022/10/20	国道 34 号	2	201	10110
2	中央消防署飽の浦 出張所	長崎市飽の浦町 10-2	2022/6/21	2022/6/24	国道 202 号	4	201	10570
3	長崎駅前自動車公 害測定局	長崎市大黒町 3-1	2022/5/31	2022/6/3	国道 202 号	6	201	10610
4	平和公園（中心地 地区）	長崎市松山 5	2022/6/27	2022/6/30	国道 206 号	5	201	10880
5	北消防署	長崎市大橋町 16-1	2022/7/12	2022/7/15	国道 206 号	4	201	10890
6	中央消防署松が枝 出張所	長崎市松が枝町 4-31	2022/8/2	2022/8/5	国道 499 号	6	201	11980
7	長崎市草草住宅 集会所	長崎市草草町 207	2022/10/3	2022/10/6	国道 499 号	4	201	12010
8	長崎市滑石公民館	長崎市滑石 2 丁 目 1-8	2022/11/7	2022/11/10	県道長崎畝刈線	2	201	40650
9	子育て支援センタ ーふるさと	長崎市深堀町 5 丁目 712	2022/9/6	2022/9/9	県道香焼江川線	4	201	40700
10	大橋公園	長崎市大橋町 2400-2	2022/9/12	2022/9/15	県道長与大橋線	4	201	60200
11	消防団第 7 分団	長崎市西山 2 丁 目 6-5	2022/9/27	2022/9/30	県道昭和町 馬町線	4	201	61660

資料 16 自動車交通騒音の測定結果（令和4年度）

都市計画用途地域	環境基準類型	測定結果 dB (A)		要請限度 dB (A)		環境基準 dB (A)		街区数	住居等戸数	要請限度達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成率%		交通量 (台/10分)		走行速度 (km/h)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			昼	夜	昼	夜	昼	夜	測定側	反対側	測定側	反対側
準住居	B	69	65	75	70	70	65	8	762	○	○	○	○	95.3	94.8	117	124	56.3	54.5
工業	C	71	64	75	70	70	65	4	677	○	○	×	○	87.7	100.0	117	107	56.2	55.8
商業	C	72	67	75	70	70	65	4	781	○	○	×	×	83.0	83.1	278	281	59.9	59.8
近隣商業	C	71	66	75	70	70	65	6	1854	○	○	×	×	87.5	87.5	292	286	61.6	51.0
商業	C	70	66	75	70	70	65	8	2363	○	○	○	×	99.6	97.6	227	208	54.0	47.6
商業	C	71	64	75	70	70	65	6	640	○	○	×	○	87.5	100.0	175	236	65.1	62.7
準住居	B	68	60	75	70	70	65	4	463	○	○	○	○	98.5	100.0	198	195	66.5	66.3
近隣商業	C	65	59	75	70	70	65	6	1269	○	○	○	○	100.0	100.0	105	84	51.2	46.1
準住居	B	65	56	75	70	70	65	6	545	○	○	○	○	100.0	100.0	64	86	67.7	60.9
商業	C	67	61	75	70	70	65	4	883	○	○	○	○	100.0	100.0	65	76	49.5	39.7
準住居	B	70	61	75	70	70	65	6	725	○	○	○	○	100.0	100.0	108	119	62.7	60.9

資料17 環境騒音（一般地域）測定結果（令和4年度）

一連番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq)		環境基準 (LAeq)		環境基準適合状況	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	鳴見台北公園	2022/4/18~2022/4/19	第一種低層住居専用地域	A	44	37	55	45	○	○
2	小江原台東公園	2022/4/21~2022/4/22	第一種低層住居専用地域	A	44	31	55	45	○	○
3	老人福祉センター しらゆり荘	2022/4/11~2022/4/12	第一種低層住居専用地域	A	49	35	55	45	○	○
4	矢上団地第一公園	2022/5/16~2022/5/17	第一種低層住居専用地域	A	43	33	55	45	○	○
5	シーボルト記念館	2022/4/7~2022/4/8	第一種中高層住居専用地域	A	42	35	55	45	○	○
6	山ノ木公園	2022/4/18~2022/4/19	第一種中高層住居専用地域	A	37	34	55	45	○	○
7	老人憩の家つつじ荘	2022/4/21~2022/4/22	第一種中高層住居専用地域	A	50	38	55	45	○	○
8	下川平公園	2022/5/9~2022/5/10	第一種中高層住居専用地域	A	46	40	55	45	○	○
9	老人福祉センター あじさい荘	2022/5/9~2022/5/10	第一種中高層住居専用地域	A	50	42	55	45	○	○
10	大浜東公園	2022/5/23~2022/5/24	第一種中高層住居専用地域	A	40	33	55	45	○	○
11	立山公園管理事務所	2022/5/9~2022/5/10	第一種中高層住居専用地域	A	46	34	55	45	○	○
12	祝捷山公園	2022/4/7~2022/4/8	第一種中高層住居専用地域	A	47	35	55	45	○	○
13	晴海台地区公民館	2022/4/14~2021/4/15	—	A	49	42	55	45	○	○
14	香焼地域センター	2022/4/11~2022/4/12	第一種住居地域	B	51	31	55	45	○	○
15	淵地区ふれあい センター	2022/4/21~2022/4/22	第一種住居地域	B	52	43	55	45	○	○
16	式見地域センター	2022/5/23~2022/5/24	第一種住居地域	B	43	35	55	45	○	○
17	外海公民館	2022/5/10~2022/5/11	—	B	49	45	55	45	○	○
18	西山2丁目公園	2022/5/19~2022/5/20	第一種住居地域	B	54	43	55	45	○	○
19	戸町地区ふれあい センター	2022/4/14~2021/4/15	第一種住居地域	B	53	44	55	45	○	○
20	恐竜パーク体育館	2022/4/14~2021/4/15	—	B	49	43	55	45	○	○
21	仁田佐古地区ふれあい センター	2022/4/7~2022/4/8	第一種住居地域	B	42	34	55	45	○	○
22	あけぼの公園	2022/5/19~2022/5/20	第一種住居地域	B	36	28	55	45	○	○
23	深堀地域センター	2022/4/11~2022/4/12	第一種住居地域	B	50	36	55	45	○	○
24	白岩公園	2022/4/7~2022/4/8	第一種住居地域	B	48	36	55	45	○	○
25	日見地域センター	2022/5/19~2022/5/20	第一種住居地域	B	49	43	55	45	○	○
26	老人憩の家東望荘	2022/5/16~2022/5/17	第一種住居地域	B	47	40	55	45	○	○
27	戸石地区公民館	2022/5/19~2022/5/20	第一種住居地域	B	43	36	55	45	○	○
28	長崎市営陸上競技場	2022/4/18~2022/4/19	準住居地域	B	54	48	55	45	○	×

資料 17 環境騒音（一般地域）測定結果（令和4年度）

一連番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		測定地点測定期間	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
29	緑ヶ丘地区ふれあいセンター	2022/4/21~2022/4/22	近隣商業地域	C	55	45	60	50	○	○
30	老人憩の家ひまわり荘	2022/4/25~2022/4/26	近隣商業地域	C	54	50	60	50	○	○
31	水の浦公園	2022/4/25~2022/4/26	近隣商業地域	C	51	47	60	50	○	○
32	老人福祉センターすみれ荘	2022/4/18~2022/4/19	商業地域	C	53	46	60	50	○	○
33	中町公園	2022/5/23~2022/5/24	商業地域	C	56	49	60	50	○	○
34	江平地区ふれあいセンター	2022/5/9~2022/5/10	商業地域	C	53	48	60	50	○	○
35	麴屋町公園	2022/4/25~2022/4/26	商業地域	C	46	44	60	50	○	○
36	樺島町公園	2022/4/14~2021/4/15	商業地域	C	55	47	60	50	○	○
37	中央公園	2022/4/25~2022/4/26	商業地域	C	56	51	60	50	○	×
38	東望公園	2022/5/16~2022/5/17	準工業地域	C	54	43	60	50	○	○
39	長崎県社会保険診療報酬支払基金	2022/4/27~2022/4/28	工業地域	C	50	43	60	50	○	○
40	小ヶ倉地域センター	2022/4/27~2022/4/28	工業地域	C	53	47	60	50	○	○

※類例：Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域

Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域

Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

資料 18 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和4年度）

物質名（単位）	測定地点名	地域分類	検体数	平均値	最小値	最大値	全 国（令和元年度）		
							平均値	最小値	最大値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	小ヶ倉	一般環境	4	0.013	0.0064	0.026	0.017	0.0025	0.23
	中央橋	沿道	4	0.010	0.0068	0.015	0.018	0.0045	0.096
ベンゼン (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	6	0.90	0.32	2.10	0.68	0.34	3.0
	中央橋	沿道	6	0.71	0.39	1.2	0.83	0.44	2.0
トリクロロエチレン (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	6	0.006	0.003	0.019	0.26	0.0033	4.5
	中央橋	沿道	6	0.007	0.003	0.024	0.28	0.0033	2.0
テトラクロロエチレン (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	6	0.006	0.004	0.007	0.078	0.0040	0.55
	中央橋	沿道	6	0.006	0.003	0.007	0.098	0.0052	0.73
ジクロロメタン (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	6	0.69	0.53	0.99	1.1	0.024	5.6
	中央橋	沿道	6	0.71	0.59	0.86	1.3	0.45	5.6
アクリロニトリル (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	6	0.0040	0.0008	0.013	0.038	0.0014	0.30
	中央橋	沿道	6	0.0040	0.0009	0.013	0.051	0.0014	0.42
塩化ビニルモノマー (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	6	0.003	0.002	0.005	0.023	0.0019	0.30
	中央橋	沿道	6	0.004	0.002	0.006	0.023	0.0022	0.19
クロロホルム (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	6	0.27	0.004	13	0.27	0.004	13.0
	中央橋	沿道	6	0.18	0.076	0.18	0.18	0.08	0.58
1, 2-ジクロロエタン (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	6	0.12	0.082	0.16	0.14	0.017	0.56
	中央橋	沿道	6	0.11	0.072	0.14	0.14	0.060	0.27
1, 3-ブタジエン (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	6	0.006	0.003	0.019	0.053	0.0018	0.80
	中央橋	沿道	6	0.057	0.022	0.11	0.075	0.01	0.27
酸化エチレン (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	12	0.053	0.019	0.14	0.066	0.016	0.72
	中央橋	沿道	12	0.063	0.032	0.13	0.071	0.034	0.14
アセトアルデヒド (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	6	1.9	1.3	3.0	1.9	0.64	14
	中央橋	沿道	6	2.3	1.3	4.8	2.1	0.64	8.2

資料 18 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和4年度）

物質名（単位）	測定地点名	地域分類	検体数	平均値	最小値	最大値	全 国（令和元年度）		
							平均値	最小値	最大値
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	1.9	1.5	2.5	2.3	0.92	11
	中央橋	沿道	6	3.2	1.8	6.7	2.6	0.96	7
ベンゾ [a] ピレン (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	0.049	0.0052	0.18	0.15	0.0081	2.0
	中央橋	沿道	6	0.050	0.0079	0.17	0.13	0.020	0.78
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	1.5	0.98	1.7	1.7	0.17	2.8
	中央橋	沿道	6	1.4	1.1	1.6	1.7	1.4	2.4
ニッケル化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	1.1	0.36	1.9	2.1	0.13	12
	中央橋	沿道	6	1.7	0.88	3.9	2.3	0.60	7.8
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	0.97	0.071	2.7	1.1	0.075	5.7
	中央橋	沿道	6	0.97	0.13	2.5	1.1	0.29	2.9
ベリリウム及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	0.0064	0.0007	0.015	0.018	0.0019	0.10
	中央橋	沿道	6	0.0085	0.0024	0.017	0.019	0.0046	0.050
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	7.1	2.4	14	17	1.2	97
	中央橋	沿道	6	10	3.4	24	19	5.0	74
クロム及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	6	1.4	0.84	2.0	3.4	0.19	24
	中央橋	沿道	6	3.2	1.6	6.7	3.6	1.2	11
トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	11	3.2	29	5.7	0.33	180
	中央橋	沿道	6	2.6	1.7	4.4	5.3	1.30	28
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	6	1.2	1.0	1.4	1.4	0.32	3.0
	中央橋	沿道	6	1.2	1.0	1.4	1.3	0.32	1.8

注1) くを含む数値については、平均値の算出結果が検出下限値未満の値であったことを示す。

注2) 括弧書きの数値については、平均値の算出結果が検出下限値以上定量下限値未満の値であったことを示す。

資料 19 有害大気汚染物質の経年変化

物質名 (単位)	測定地点名	地域分類	H30 平均値	R元 平均値	R2 平均値	R3 平均値	R4 平均値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³) 環境基準値：0.6以下	小ヶ倉	一般環境	0.011	0.016	0.010	0.010	0.013
	中央橋	沿道	0.010	0.0073	0.0088	0.0088	0.010
ベンゼン (μg/m ³) 環境基準値：3以下	小ヶ倉	一般環境	0.88	0.79	0.77	0.57	0.90
	中央橋	沿道	1.2	0.93	0.86	0.77	0.71
トリクロロエチレン (μg/m ³) 環境基準値：130以下	小ヶ倉	一般環境	0.0082	0.026	0.0042	0.018	0.006
	中央橋	沿道	0.012	0.034	0.0042	0.026	0.007
テトラクロロエチレン (μg/m ³) 環境基準値：200以下	小ヶ倉	一般環境	0.017	0.054	0.0038	0.080	0.006
	中央橋	沿道	0.019	0.047	0.0040	0.033	0.006
ジクロロメタン (μg/m ³) 環境基準値：150以下	小ヶ倉	一般環境	1.5	0.52	1.4	1.0	0.69
	中央橋	沿道	1.5	0.60	1.7	1.1	0.71
アクリロニトリル (μg/m ³) 指針値：2	小ヶ倉	一般環境	0.0099	0.019	0.0016	0.017	0.0040
	中央橋	沿道	0.0085	0.019	0.0016	0.018	0.0040
塩化ビニルモノマー (μg/m ³) 指針値：10	小ヶ倉	一般環境	0.016	0.024	0.0063	0.017	0.003
	中央橋	沿道	0.012	0.021	0.0058	0.019	0.004
クロロホルム (μg/m ³) 指針値：18	小ヶ倉	一般環境	0.16	0.17	0.14	0.16	0.27
	中央橋	沿道	0.16	0.16	0.13	0.16	0.18
1, 2-ジクロロエタン (μg/m ³) 指針値：1.6	小ヶ倉	一般環境	0.22	0.15	0.15	0.11	0.12
	中央橋	沿道	0.23	0.15	0.16	0.16	0.11
1, 3-ブタジエン (μg/m ³) 指針値：2.5	小ヶ倉	一般環境	0.046	0.17	0.018	0.060	0.006
	中央橋	沿道	0.14	0.14	0.067	0.10	0.057
酸化エチレン (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	0.054	0.047	0.056	0.031	0.053
	中央橋	沿道	0.076	0.045	0.064	0.042	0.063

資料 19 有害大気汚染物質の経年変化

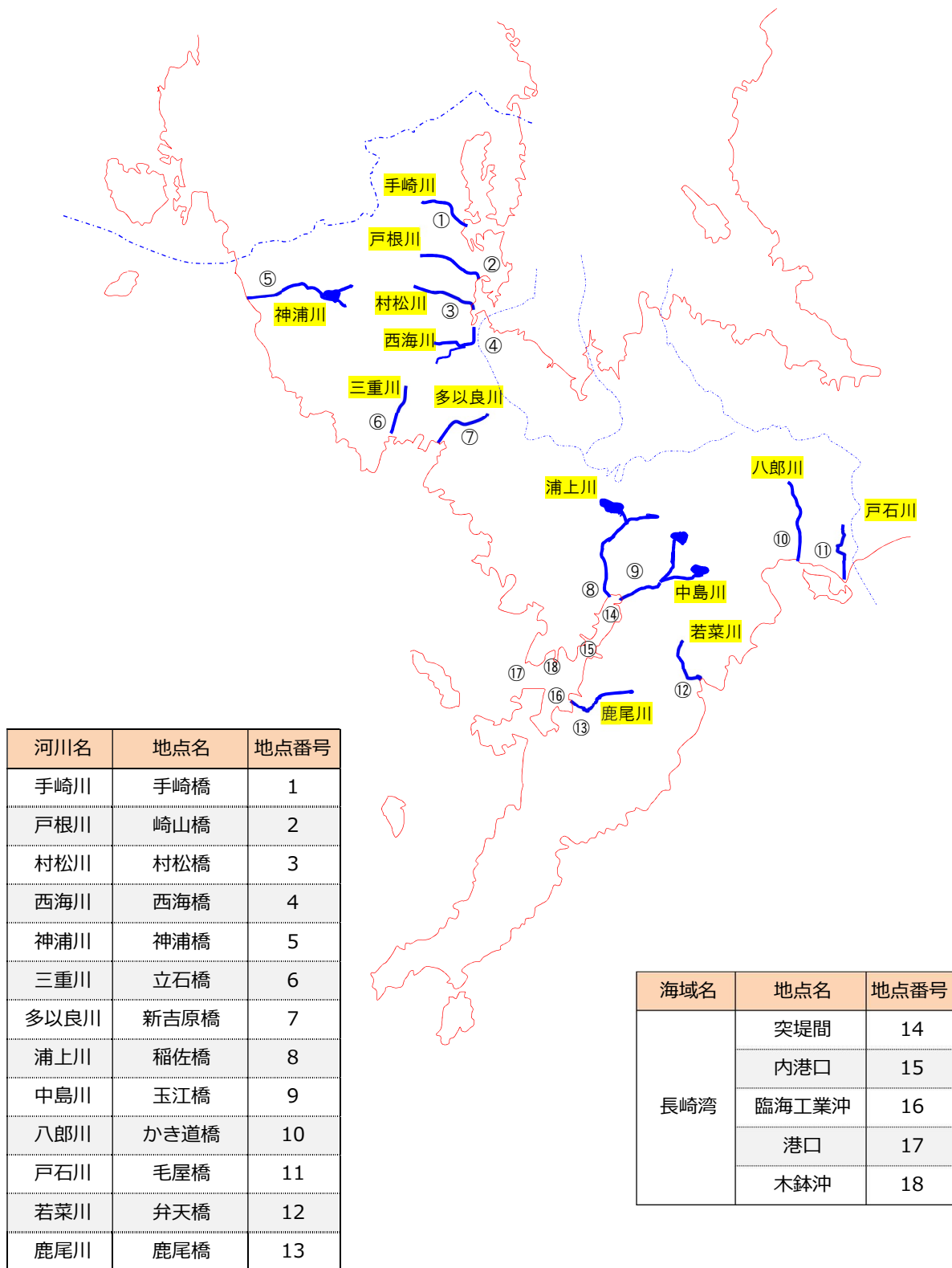
物質名 (単位)	測定地点名	地域分類	H30 平均値	R元 平均値	R2 平均値	R3 平均値	R4 平均値
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	4.5	2.0	1.6	1.9	1.9
	中央橋	沿道	4.6	2.3	1.5	1.7	2.3
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	2.3	1.7	1.9	2.1	1.9
	中央橋	沿道	2.6	2.0	2.2	2.3	3.2
ベンゾ [a] ピレン (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	0.043	0.045	0.035	0.050	0.049
	中央橋	沿道	0.052	0.065	0.054	0.073	0.050
水銀及びその化合物 (ng/m^3) 指針値：40	小ヶ倉	一般環境	1.8	1.1	1.5	1.7	1.5
	中央橋	沿道	2.1	1.3	1.5	1.7	1.4
ニッケル化合物 (ng/m^3) 指針値：25	小ヶ倉	一般環境	1.1	2.6	0.81	2.1	1.1
	中央橋	沿道	1.5	2.6	1.3	3.1	1.7
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3) 指針値：6	小ヶ倉	一般環境	0.62	1.0	0.79	1.3	0.97
	中央橋	沿道	0.74	0.98	0.77	1.8	0.97
ベリリウム及び その化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	0.0075	0.027	0.014	0.035	0.0064
	中央橋	沿道	0.0088	0.027	0.016	0.034	0.0085
マンガン及びその化合物 (ng/m^3) 指針値：140	小ヶ倉	一般環境	5.4	11	7.5	12	7.1
	中央橋	沿道	8.7	13	11	26	10
クロム及びその化合物 (ng/m^3)	小ヶ倉	一般環境	1.3	3.0	1.2	4.9	1.4
	中央橋	沿道	2.1	4.8	2.5	8.0	3.2
トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	15	3.7	2.2	9.4	11
	中央橋	沿道	67	5.3	2.7	2.8	2.6
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	小ヶ倉	一般環境	1.3	2.3	1.3	1.8	1.2
	中央橋	沿道	1.4	2.8	1.3	1.7	1.2

注1) くを含む数値については、平均値の算出結果が検出下限値未満の値であったことを示す。

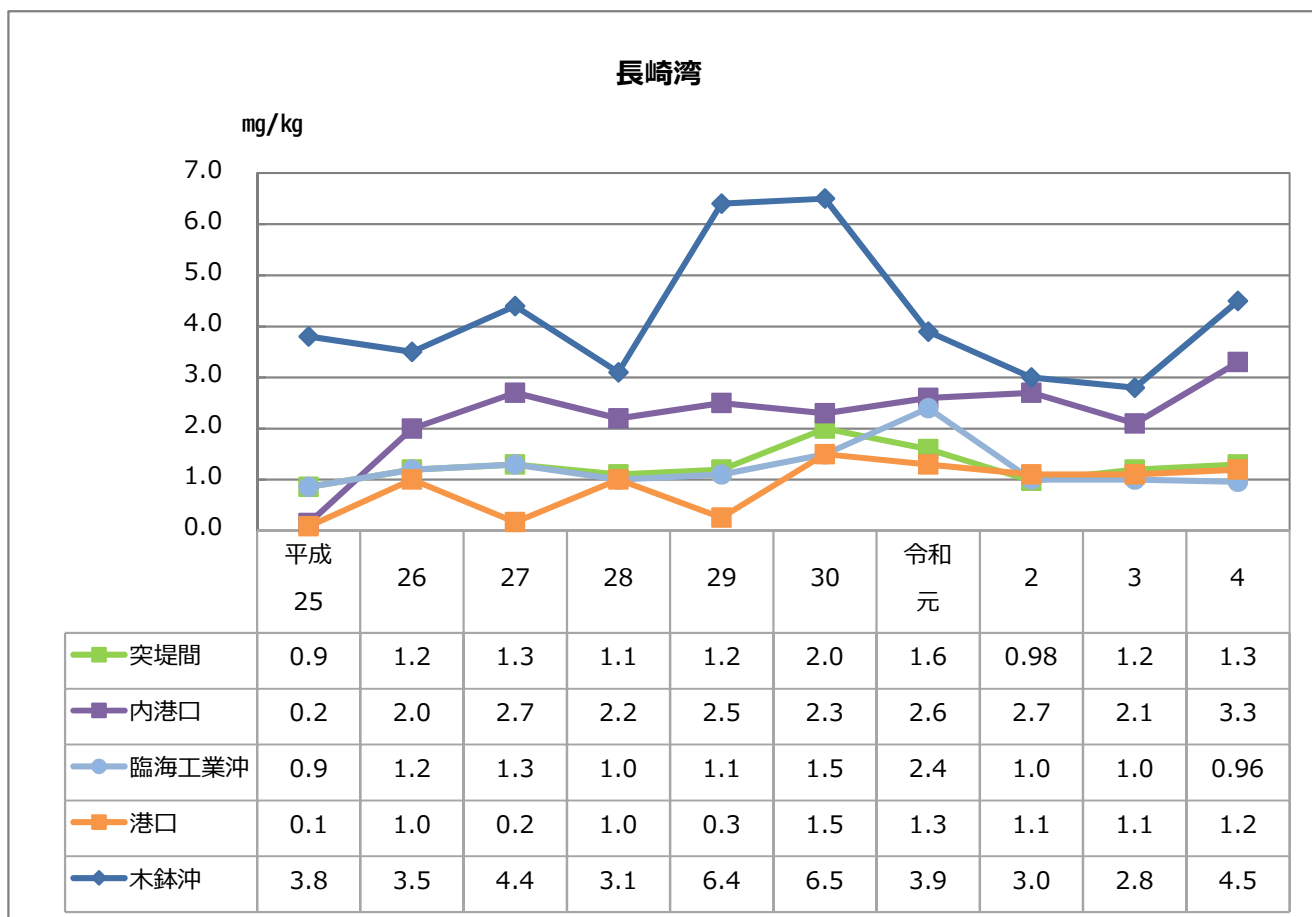
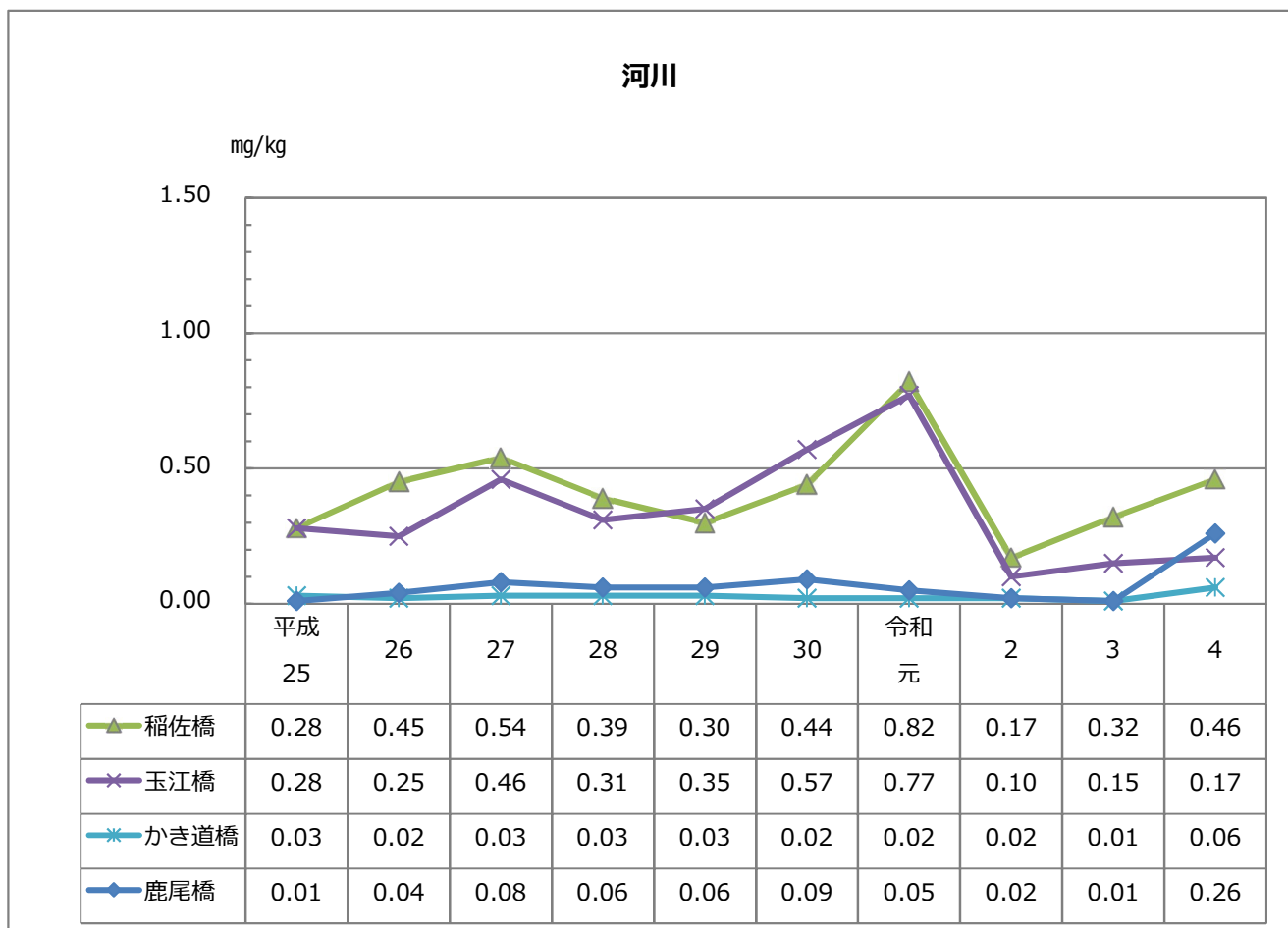
注2) 括弧書きの数値については、平均値の算出結果が検出下限値以上定量下限値未満の値であったことを示す。

注3) ダイオキシン類については、コプラナーPCBを含む。

資料 20 底質調査地点



資料 21 底質中の総水銀含有量の経年変化



資料 22 公害関係法令に基づく規制監視状況

1 工場及び事業場等の監視状況（令和4年度）

（件）

種別		件数	大気	水質	騒音	振動	悪臭	合計
			立入検査	公害関係法、 条例の届出 対象工場等	19 ※1 法 19	35 ※2 法 59	18 ※3 法 7 ※4 条例 11	0 ※5 法 0
監視 件数	立入検査	特定粉じん 排出等作業	28					28
	立入検査	特定建設作業			24	0		24
	立入検査	計	47	35	42	0	0	124
	指導	口頭	4	5	61	2	45	117
指導	文書	0	0	0	0	0	0	
	勸告	0	0	0	0	0	0	
	命令	0	0	0	0	0	0	
主な指導内容			○特定建築 材料調査 結果の表 示 ○粉じん発 生防止の ための散 水	○汚水処理 施設の改 善 ○水質検査 自主測定 の指導	○防音塀等 の騒音防 止施設の 設置 ○作業内容 の変更 ○住民に対 し工事内 容の周知 徹底	○工事の方 法の改善 ○住民に対 し工事内 容の周知 徹底	○脱臭施設 の改善	

※1 大気汚染防止法

※2 水質汚濁防止法

※3 騒音規制法

※4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例

※5 振動規制法

資料 23 諸届出の受理状況

1 大気関連施設設置状況等

(1) ばい煙発生施設の設置状況 (件)

大気汚染防止法施行令 別表第1の番号	施設名	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1	ボイラー	268	265	277	260	191
5	溶解炉	5	1	1	1	0
6	加熱炉	17	17	15	15	15
9	焼成炉	1	1	1	1	0
11	乾燥炉	4	4	4	4	4
12	電気炉	0	0	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	5	5	5	5	5
29	ガスタービン	38	38	36	41	38
30	ディーゼル機関	138	140	143	148	142
31	ガス機関	1	1	3	4	5
施設数		480	481	477	479	400
事業場数		220	215	213	223	204

(2) 一般粉じん発生施設の設置状況 (件)

大気汚染防止法施行令 別表第2の番号	施設名	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
2	鉱物又は 土石の堆積物	19	19	16	16	16
3	ベルトコンベア 及びバケット コンベア	71	71	74	72	74
4	破碎機及び 摩砕機	23	23	23	22	23
5	ふるい	18	18	18	18	18
施設数		134	131	131	128	131
事業場数		26	24	21	21	21

資料 23 諸届出の受理状況

(3) ダイオキシン類対策特別措置法特定施設の設置状況 (件)

施設名		焼却能力	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
大気基準適用施設	廃棄物焼却炉	4000 kg/h以上	4	4	4	4	4	4	4
		2000 kg/h以上 4000 kg/h未満	0	0	0	0	0	0	0
		200 kg/h以上 2000 kg/h未満	1	1	1	1	1	1	1
		100 kg/h以上 200 kg/h未満	4	4	4	3	3	2	2
		50 kg/h以上 100 kg/h未満	4	4	4	4	3	1	1
		50 kg/h未満	0	0	0	0	0	0	0
		上記以外	0	0	0	0	0	0	0
小計 (施設数)			13	13	13	12	11	8	8
水質基準対象施設	廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設		4	3	2	2	2	1	3
	廃棄物焼却炉において 生ずる灰の貯留施設		2	2	2	2	2	2	2
	廃 PCB 等又は PCB 処理場 の分解施設及び PCB 汚染 物又は PCB 処理物の洗浄 施設及び分解施設		0	0	0	0	0	0	0
	下水道終末処理施設		1	1	1	1	1	1	1
	水質基準対象施設を設置 する工場又は事業場から 排出される水の処理施設		0	0	0	0	0	0	0
小計 (施設数)			7	6	5	5	5	4	6
施設数			23	19	18	18	17	15	14
事業場数			14	12	12	12	11	10	7

(4) 監視状況 (令和4年度) (件)

		大気	水質	
監視 件数	立入検査	4	3	
	導指	口頭	3	0
		文書	0	0
	勧告	0	0	
	命令	0	0	
主な指導内容				

資料 23 諸届出の受理状況

2 水質に係る特定事業場等の監視

(1) 特定事業場の監視状況（令和4年度）

(件)

水質汚濁防止法施行 令別表第1の号番号	業種名又は施設名	立入件数 (延べ)	違反件数 (延べ)
3	水産食料品製造業	3	0
11	飼料又は有機質肥料の製造業	1	0
66の3	旅館業	15	0
66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0
68の2	病院で病床数が300以上であるもの	4	0
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育 を行う事業場	7	0
71の3	一般廃棄物処理施設	0	0
72	し尿処理施設	2	0
73	下水道終末処理施設	0	0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0
合 計		35	0

資料 23 諸届出の受理状況

(2) 水質汚濁防止法関係特定施設数(令和4年度内訳)

(件)

水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号	業種名又は施設名	1日当たりの平均排出量 50m ³ 以上のもの		1日当たりの平均排出量 50m ³ 未満のもの		合計 (a)+(b)
		(a)	有害物質を排出する恐れのあるもの	(b)	有害物質を排出する恐れのあるもの	
1の2	畜産農業又はサービス業			36		36
2	畜産食料品製造業			4		4
3	水産食料品製造業	2		59		61
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			9		9
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業			2		2
9	米菓製造業又はこうじ製造業			1		1
10	飲料製造業			1		1
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	1		1		2
16	麺類製造業			20		20
17	豆腐又は煮豆の製造業			12		12
18の2	冷凍調理食品製造業			1		1
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業			3		3
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業			6		6
38	石けん製造業			2		2
54	セメント製品製造業			2		2
55	生コンクリート製造業	1		15		16
61	鉄鋼業			1		1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1		3		4
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設			6		6
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1		6	4	7
66の3	旅館業	11		82		98
66の4	共同調理場			2		2
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業			5		5
66の6	飲食店	1		10		11
66の7	そば店・うどん店・すし店・喫茶店等			1		1
67	洗濯業			49	4	49
68	写真現像業			17	5	17
68の2	病院で病床数が300以上であるもの	4		4	2	8
70の2	自動車分解整備事業			7		7
71	自動式車両洗浄施設			119		119
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	4		24	15	28
71の3	一般廃棄物処理施設	1		2		3
71の4	産業廃棄物処理施設			2		2
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設			1	1	1
72	し尿処理施設	11		1		12
73	下水道終末処理施設	11				11
74	特定事業場から排出される水の処理施設			2	1	2
合計		49	0	518	32	567

資料 23 諸届出の受理状況

(3) 水質汚濁防止法関係特定施設数 (経年変化)

(件)

水質汚濁防止 法施行令別表 第1の号番号	業種名又は施設名	年度				
		平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
1の2	畜産農業又はサービス業	43	43	36	36	36
2	畜産食料品製造業	4	4	3	3	4
3	水産食料品製造業	84	85	61	61	61
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	12	12	9	9	9
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	2	2	2	2	2
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1	1	1	1
10	飲料製造業	1	1	1	1	1
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	2	2	2	2	2
16	麺類製造業	25	24	20	20	20
17	豆腐又は煮豆の製造業	27	27	12	12	12
18の2	冷凍調理食品製造業	1	1	1	1	1
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	3	3	3	3	3
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	7	7	7	7	6
38	石けん製造業	2	2	2	2	2
54	セメント製品製造業	2	2	2	2	2
55	生コンクリート製造業	18	16	15	15	16
61	鉄鋼業	1	1	1	1	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	3	3	4	4	4
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	6	6	6	6	6
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	6	6	7	6	7
66の3	旅館業	102	110	91	98	93
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設			1	1	2
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	5	5	5	5	5
66の6	飲食店	12	11	11	11	11
66の7	そば店・うどん店・すし店・喫茶店等	1	1	1	1	1
67	洗濯業	75	72	61	61	49
68	写真現像業	20	20	19	17	17
68の2	病院で病床数が300以上であるもの	8	8	8	8	8
70の2	自動車分解整備事業	6	6	6	7	7
71	自動式車両洗浄施設	121	121	120	118	119
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	28	29	28	26	28
71の3	一般廃棄物処理施設	4	4	3	3	3
71の4	産業廃棄物処理施設	2	2	2	2	2
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	1	1	1	1	1
72	し尿処理施設	15	15	15	13	12
73	下水道終末処理施設	11	11	11	11	11
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	2	2	2	2
合 計		663	666	580	579	567

資料 23 諸届出の受理状況

3 騒音・振動関連施設設置状況等

(1) 騒音規制法関係

ア 特定施設

(件)

施設種類	年度	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
金属加工機械		209 (49)	209 (50)	209 (50)	208 (50)	208 (50)
空気圧縮機等		1,339 (213)	1,323 (211)	1,399 (218)	1,348 (219)	1368 (218)
土石用破碎機等		22 (3)	22 (3)	22 (3)	22 (3)	22 (3)
建設用資材製造機械		12 (10)	12 (10)	12 (10)	12 (10)	12 (10)
木材加工機械		49 (7)	47 (7)	47 (7)	47 (7)	47 (7)
印刷機械		244 (46)	244 (46)	244 (46)	244 (46)	240 (45)
合成樹脂用射出成形機		6 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)
計		1,881	1,863	1,939	1,887	1903
工場等実数		329	328	335	336	334

() 内の数字は工場等実数

イ 特定建設作業

(件)

作業の種類	年度	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
くい打機等を使用する作業		21	25	32	25	16
びょう打機を使用する作業		0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業		332	391	415	352	372
空気圧縮機を使用する作業		11	8	12	18	13
コンクリートプラント等を使用する作業		1	0	0	0	0
バックホウ使用する作業		0	2	3	2	5
トラクターショベルを使用する作業		0	0	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業		0	0	0	0	0
計		365	426	462	397	406

※バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーは環境大臣が指定する低騒音型を除く。

資料 23 諸届出の受理状況

(2) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（指定施設） (件)

施設の種類	年度	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
冷凍機		1,767	1,850	1,940	1,980	2,025
クーリングタワー		461	461	465	475	474
板金又は製缶作業を行う作業場		145	144	142	138	138
鉄骨又は橋梁の組立て作業場		14	14	14	14	14
計		2,387	2,469	2,561	2,607	2,651
工場・事業場数		573	591	591	594	596

(3) 振動規制法関係

ア 特定施設

施設の種類	年度	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
金属加工機械		78 (21)	79 (21)	79 (21)	78 (21)	77 (21)
圧縮機		142 (48)	147 (50)	133 (50)	133 (49)	136 (50)
土石用破碎機等		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
コンクリート ブロックマシン等		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
木材加工機械		65 (19)	65 (19)	65 (19)	65 (19)	65 (19)
印刷機械		20 (4)	20 (4)	20 (4)	20 (4)	20 (4)
計		308	314	300	299	301
特定工場等数		95	97	97	96	97

() 内の数字は工場等実数

イ 特定建設作業

作業の種類	年度	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
くい打機等を使用する作業		21	25	32	23	16
鋼球を使用して破壊する作業		0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業		238	283	295	233	261
舗装版破碎機を使用する作業		1	0	0	0	0
計		260	308	327	256	277

資料 23 諸届出の受理状況

4 長崎市環境保全条例に基づく届出の受理状況

長崎市環境保全条例に基づく指定施設設置届出状況

(件)

指定施設名	年度	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
金属の表面処理の用に供するブラスト		59 (24)	62 (21)	62 (21)	77 (22)	76 (21)
綿製造施設または再生施設		7 (4)	7 (4)	7 (4)	7 (4)	7 (4)
原動機を使用する木材加工作業場		31 (30)	31 (29)	30 (32)	30 (32)	30 (32)
廃油の焼却炉		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
獣畜、魚介類又は鳥類の死体、臓器、骨、羽毛若しくはふんの焼却		7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)
廃油の再生の用に供する加熱処理施設		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
洗濯業の用に供する乾燥施設 (ドライクリーニング用に限る。)		214 (139)	208 (137)	205 (135)	205 (135)	205 (135)
原動機を使用する吹付塗装作業場		205 (176)	212 (177)	214 (177)	220 (179)	220 (179)
畜舎		111 (53)	111 (53)	113 (55)	111 (53)	111 (53)
鶏舎		52 (10)	52 (10)	52 (10)	52 (10)	52 (10)
手動式カラー写真現像施設		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		688	692	692	711	710
(事業場等の数)		(445)	(440)	(443)	(444)	(443)

() 内の数字は事業場等の数

資料 23 諸届出の受理状況

5 浄化槽法に基づく届出の受理状況

(1) 設置届出状況

(基)

年度	人槽 (人) 処理方式	5～ 20	21～ 100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	501 以上	合 計	設置 再開	廃止 休止	増減
28	単独	358	221	13	1	2	4	599			
	合併	2,516	98	29	15	8	22	2,688	50	77	▲27
	合計	2,874	319	42	16	10	26	3,287			
29	単独	341	208	11	1	2	4	567			
	合併	2,526	105	31	12	10	21	2,705	39	54	▲15
	合計	2,867	313	42	13	12	25	3,272			
30	単独	329	199	11	1	2	4	546			
	合併	2,550	105	31	11	10	21	2,728	46	44	2
	合計	2,879	304	42	12	12	25	3,274			
R1	単独	312	196	11	1	1	4	525			
	合併	2,572	103	31	11	11	21	2,749	47	47	0
	合計	2,884	299	42	12	12	25	3,274			
2	単独	295	190	9	1	1	4	500			
	合併	2,573	101	31	11	11	21	2,748	30	56	▲26
	合計	2,868	291	40	12	12	25	3,248			
3	単独	284	188	9	1	1	4	487			
	合併	2,571	98	31	11	11	21	2,743	32	50	▲18
	合計	2,855	286	40	12	12	25	3,230			
4	単独	277	177	9	1	1	4	469			
	合併	2,594	95	31	10	11	14	2,755	31	37	▲6
	合計	2,871	272	40	11	12	18	3,224			

※浄化槽法改正により、令和2年度から浄化槽の休止（再開）手続きが明確化された。

資料 23 諸届出の受理状況

(2) 長崎市浄化槽保守点検登録業者一覧表 (31 業者) (令和5年4月現在)

登録番号	会社名	営業所の所在地	電話番号
1	日の出設備工業	長崎市畝刈町 746-1	0957-22-7344
2	西部建設(株)高島出張所	〃 高島町 2706	896-2050
3	西日本高速道路エンジニアリング九州(株)長崎芒塚作業所	〃 芒塚町 783-1	050-5235-2486
4	(株)東和环境システム	〃 三ツ山町 1401-2	844-8463
5	翔陽設備(有)	〃 平間町 592-5	838-7001
6	(株)九電工長崎営業所	〃 平野町 22-40	840-0810
7	長崎衛生設備	〃 滑石 3 丁目 47-8-304	894-9948
8	(有)旭環境整備	〃 戸石町 500-82	807-2761
9	日化メンテナンス(株)	〃 西海町 2653-1	884-0613
10	(有)福島清掃	〃 伊王島 2 丁目 2047-10	848-9645
12	(株)協環	〃 京泊 2 丁目 8-57	801-2155
13	(有)ヤマシタ清掃	〃 琴海戸根町 3101-13	884-2050
14	(有)三和清掃社	〃 為石町 1669	892-2866
15	長崎水研工業長崎営業所	〃 三ツ山町 1596-3	883-6009
16	(有)松田メンテナンス工業	〃 樺島町 9-13	824-2369
19	環境メンテナンス	〃 淵町 17-6	090-1167-4333
22	琴海清掃(有)	〃 長浦町 1100	885-2504
24	シンセイテクノス(株)	〃 田中町 594-2	838-5066
25	協和技研(有)	〃 畝刈町 746-1	850-6730
26	(株)エコシス長崎営業所	〃 曙町 28-18	861-8835
27	マツモトメンテナンス	〃 稲田町 17-1	827-7446
30	(有)野母崎清掃社	〃 高浜町 3265-36	894-2041
31	イーエヌ環境コンテック(株)	〃 北浦町 2973-3	836-1103
33	(株)OMC	〃 小江原 2 丁目 35-3-102	801-4401
34	(一財)クリーンながさき	〃 茂里町 2-2	844-4117
35	(株)設備保守センター	〃 平野町 22-40	840-0836
36	東洋工業	〃 桶屋町 31-3-603	090-5723-2706
37	池島清掃(有)	〃 池島町 152-1	0959-26-0075
38	(株)ナガネツ	〃 小江原 2 丁目 35-3	845-5246
39	長崎市環境整備事業協同組合	〃 鳴見町 87	850-4166
40	木下住設長崎営業所	〃 三ツ山町 1596-3	090-5746-6806

資料 23 諸届出の受理状況

6 化製場等及び畜舎に関する監視状況等

(1) 施設数

(令和5年3月31日末現在) (件)

種 類	化製場等に関する法律に基づく許可施設							
施設別項目	化製場	死亡獣畜取扱場	牛	豚	馬	鶏	犬	合 計
許可件数	1	1	6	3	3	4	12	30
施設数	1	2	8	7	3	8	12	41

種 類	長崎市環境保全条例に基づく指定施設				
施設別項目	牛	豚	馬	鶏	合 計
届出件数	46	5	3	9	62
施設数	89	17	5	50	161

(2) 立入検査状況

(年度別) (件)

年度	内 訳							
	化製場	死亡獣畜取扱場	牛	豚	馬	鶏	犬	合 計
平成 29	0	0	0	0	0	1	1	2
30	0	0	1	0	0	0	0	1
令和 元	1	0	0	0	0	0	0	1
2	0	0	1	0	0	0	1	2
3	0	0	0	0	0	1	1	2
4	0	0	0	0	0	0	0	0

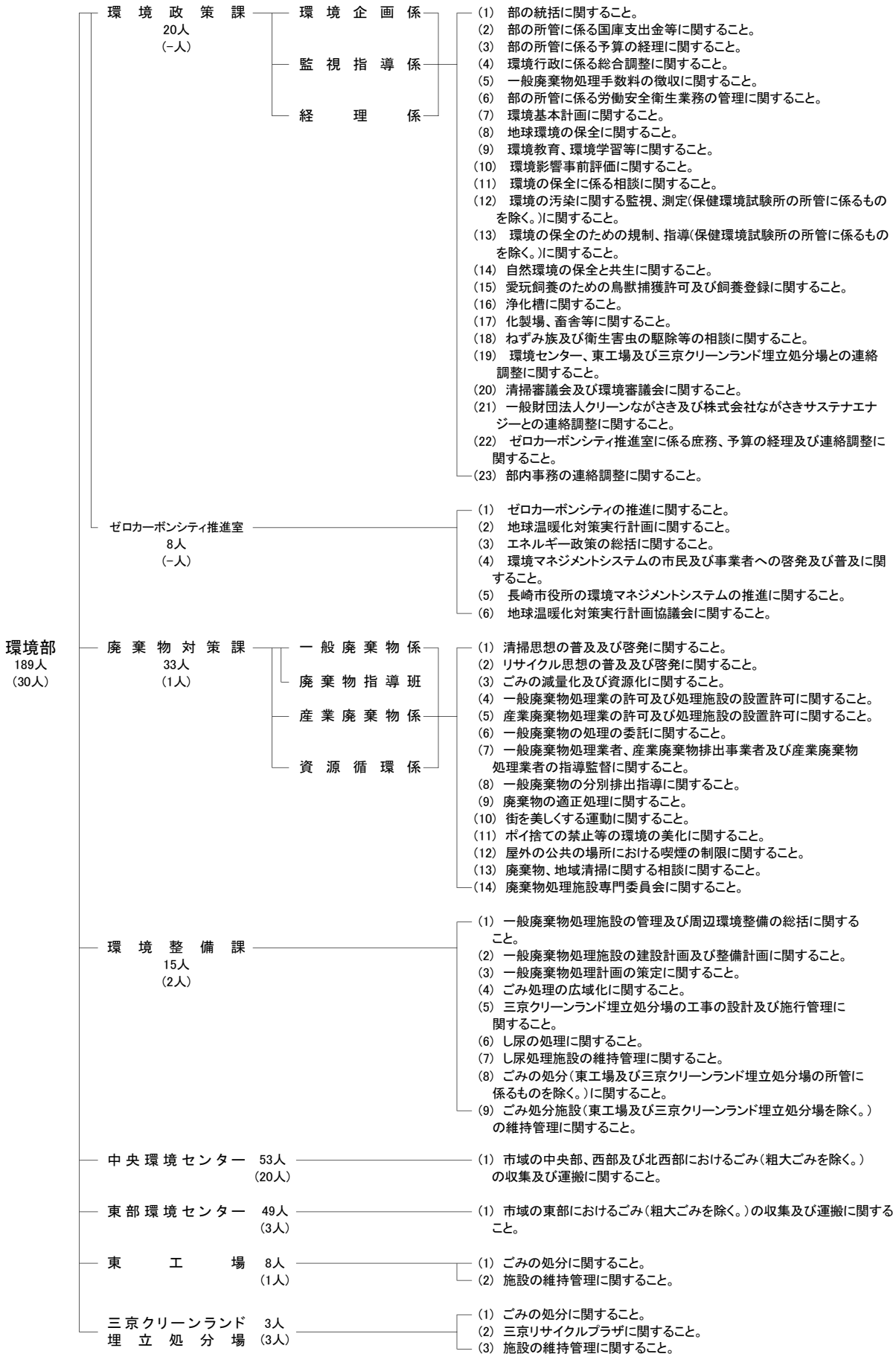
資料24 長崎市環境審議会

本市においては、環境保全及び公害対策に関する事項を調査審議していただくため、公害対策基本法第30条の規定に基づき、昭和46年7月に長崎市公害対策審議会条例を制定し、長崎市公害対策審議会を設置していたが、平成5年11月19日に公害対策基本法が廃止され、同日、環境基本法が公布施行されたのに伴い、平成6年6月24日に長崎市公害対策審議会を廃止し、長崎市環境審議会を設置している。

■環境審議会の構成（令和4年4月28日から令和6年4月27日まで）（五十音順・敬称略）

氏名	役職等	条例上の規定
アベ マユミ 安部 真由美	長崎市子ども会育成連合会 専門委員	学識経験者
イグチ ケイチロウ 井口 恵一朗	長崎県生物学会 会長	学識経験者
イケダ クミヨ 池田 久美子	長崎商工会議所 常議員	学識経験者
イノウエ シゲヒサ 井上 重久	長崎市議会議員	市議会議員
イワシタ トシアキ 岩下 俊明	長崎市中学校校長会 (長崎市立大浦中学校校長)	学識経験者
キクチ ヒデヒロ 菊池 英弘	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	学識経験者
クボタ エイト 久保田 英斗	(一社)長崎青年協会 総務・広報担当理事	学識経験者
クロダ カツヒコ 黒田 勝彦	長崎総合科学大学工学部 工学科 教授	学識経験者
コイズミ ノボル 小泉 昇	公募	市民
サルワタリ ケイコ 猿渡 圭子	長崎県県民生活環境部県民生活環境課長	関係行政機関
シゲトミ ヨウスケ 重富 陽介	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 准教授※1	学識経験者
タカダ エイジ 高田 英二	国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 総括保全対策官	関係行政機関
タカダ シンゲオ 高田 重男	長崎地方气象台 防災管理官	学識経験者
ナカガワ ケイ 中川 啓	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	学識経験者
ナカミチ タカシヒロ 中道 隆広	長崎総合科学大学総合情報学部 総合情報学科 講師	学識経験者
ナカヤマ トモキ 中山 智喜	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 准教授	学識経験者
ヤスタケ アツコ 安武 敦子	長崎大学大学院 工学研究科 教授	学識経験者
ヨシハラ タカシ 吉原 孝	長崎市議会議員	市議会議員
リキノ ミカ 力野 美香	松本清掃舎 代表	学識経験者
合 計	19名	

資料25 環境部組織（令和5年4月1日現在）



※職員現員数・・・上段は正規職員、下段括弧書きは再任用職員

資料 26 長崎市環境基本条例

平成11年9月27日

条例第22号

沿革 昭和46年7月条例第15号

平成6年6月条例第16号

平成8年12月条例第39号

改正 平成22年6月29日条例第8号

平成23年7月11日条例第20号

平成27年9月30日条例第40号

平成27年12月28日条例第56号

平成29年3月23日条例第13号

令和元年9月27日条例第64号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第7条—第9条）

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第25条）

第3章 長崎市環境審議会（第26条—第34条）

附則

私たちのまち長崎市は、長崎港を中心とした諸外国との交流の中から多様な文化や伝統を生み出した歴史あるまちであるとともに、起伏に富んだ地形が、美しい斜面市街地を形成し、海と山がおりなす豊かな自然に恵まれたまちである。

昭和20年8月9日、本市に原子爆弾が投下され、多くの尊い生命とともに、それまでに築き上げられてきた数々の歴史的文化的な遺産や、豊かな自然が一瞬にして失われた。

この惨禍から市民の英知と努力によつて見事に復興を遂げた本市は、被爆都市として、核の廃絶を訴え続ける使命を担い、世界平和の拠点となるべく発展してきた歴史的な経過がある。

一方、近年の都市活動の拡大、生活様式の変化等に伴い、大量生産、大量消費及び大量廃棄を続ける社会経済活動が、生活の利便性を高める反面で、環境への負荷を増大させ、自然の生態系のみならず地球全体の環境に影響を及ぼすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全及び創造し、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

このような認識の下、環境への負荷の少ない資源循環・環境共生型社会の構築を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、この条例を制定する。

資料 26 長崎市環境基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されること及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを目的として、すべての者が連携し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人の日常生活や事業活動が地球全体の環境と密接に係わっていることにかんがみ、すべての者の参加による環境の保全に関する地域的取組みにより、積極的かつ着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たつては、これに伴つて生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために、必要な措置を講ずる責務を有する。

資料 26 長崎市環境基本条例

- 2 事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合に、その適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのつとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのつとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の低減が図られること。
- (5) 緑化、ごみの散乱防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保存及び活用等による快適な生活環境の保全及び創造が図られること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

資料 26 長崎市環境基本条例

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画に市民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、長崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等

（施策の策定に当たつての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（環境影響評価の推進）

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（公害の防止及び自然環境保全のための規制の措置）

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（経済的措置）

第13条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の適切な事業を促進するため、必要な助成その他の経済的措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する事業の推進）

第14条 市は、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境

資料 26 長崎市環境基本条例

の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業

(2) 公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(3) 希少な野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業

(廃棄物の減量及び適正処理の促進等)

第15条 市は、県及び他の市町村と協力して、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たつて、廃棄物の適正な処理を行うとともに、廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に積極的に努めるものとする。

(水環境及び森林の保全及び創造)

第16条 市は、市民の憩いの場であるとともに、社会経済活動の場でもある美しい川、海、海岸等の水環境を保全し、及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、水源のかん養、二酸化炭素の吸収その他の機能を有する森林を保全し、及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な生活環境の保全及び創造)

第17条 市は、市民等と一体となつて、緑化、ごみの散乱防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保存及び活用等により、快適な生活環境の保全及び創造が図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第19条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組みの促進)

第20条 市は、事業者が行う環境管理（事業活動に伴つて生じる環境への負荷の低減を図るための目標の設定並びに達成状況の評価及び検証を自主的に実施することをいう。）に関する取組みが促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

資料 26 長崎市環境基本条例

第21条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第22条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測その他の環境を保全し、及び創造するために必要な調査及び研究を実施し、その成果の普及に努めるものとする。

(体制の整備等)

第23条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民等と協働することができるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、市民等と連携して、地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 長崎市環境審議会

(設置)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、長崎市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第27条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第8条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第28条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者

(3) 市議会議員

資料 26 長崎市環境基本条例

(4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平22条例8・平27条例40・令元条例64・一部改正)

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、同号の規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員(前条第2項第3号に掲げる委員を除く。)の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(平27条例40・平29条例13・令元条例64・一部改正)

(会長)

第30条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第32条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(平23条例20・平27条例56・一部改正)

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長崎市環境審議会条例の廃止)

2 長崎市環境審議会条例(平成6年長崎市条例第16号)は、廃止する。

(経過措置)

資料 26 長崎市環境基本条例

3 この条例の施行の際現に廃止前の長崎市環境審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された委員は、その任期が満了するまでの間、この条例の相当規定により委嘱された委員とみなす。

附 則（平成22年6月29日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月11日条例第20号）抄

（施行期日）

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第40号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第56号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則（令和元年9月27日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 27 長崎市環境保全条例

昭和49年4月1日

条例第11号

改正 昭和59年10月6日条例第50号

平成2年3月30日条例第6号

平成11年9月27日条例第22号

平成12年12月25日条例第54号

平成13年6月29日条例第19号

平成16年9月30日条例第124号

平成17年10月7日条例第105号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市の責務（第3条・第4条）

第3節 事業者の責務（第5条—第12条）

第4節 市民の責務（第13条）

第2章 環境の保全に関する協定（第14条・第15条）

第3章 ばい煙等の排出の規制

第1節 規制基準（第16条・第17条）

第2節 指定施設に関する規制（第18条—第25条）

第4章 良好な環境の保全

第1節 良好な環境の侵害に関する規制（第26条—第33条）

第2節 電波障害の防止（第34条）

第3節 生活環境の保持（第35条—第37条）

第4節 緑化の推進（第38条—第40条）

第5章 雑則（第41条・第42条）

第6章 罰則（第43条—第47条）

附則

資料 27 長崎市環境保全条例

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、長崎市環境基本条例（平成11年長崎市条例第22号。以下「基本条例」という。）の趣旨にのっとり、公害防止に関する規制、緑化の推進その他必要な事項を定めることにより環境保全対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、良好な環境を確保することを目的とする。

（平11条例22・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来において市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 公害 基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- (3) 指定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設で、ばい煙、粉じん、ガス、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）を著しく排出し、発生し、又は飛散するもののうち、別表左欄に掲げるものをいう。

（平11条例22・一部改正）

第2節 市の責務

(土地利用の純化)

第3条 市長は、良好な環境を確保するため、無秩序な市街化を防止するとともに、用途地域に従った土地利用の純化に努めなければならない。

（平11条例22・旧第5条繰上）

(苦情の処理)

第4条 市長は、市民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があつたときは、速やかにその実情を調査し、他の行政機関と協力して適切な処理をするように努めなければならない。

（平11条例22・旧第9条繰上、平12条例54・一部改正）

第3節 事業者の責務

(努力義務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うにあつては、法令又はこの条例（この条例の委任に基づく規則を含む。）に違反しない場合においても、良好な環境の侵害の防止について最大の努力をしなければならない。

（平11条例22・旧第13条繰上、平12条例54・一部改正）

(工場等の緑化等)

資料 27 長崎市環境保全条例

第6条 事業者は、工場等の敷地の緑化等を図り、公害の防止を行うとともに、地域の生活環境の保全に努めなければならない。

(平11条例22・旧第15条繰上、平12条例54・一部改正)

(監視)

第7条 事業者は、ばい煙等を排出し、発生し、又は飛散する施設から公害を発生させないようにその排出、発生又は飛散の状況を監視しなければならない。

(平11条例22・旧第16条繰上)

(製品公害の防止)

第8条 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによつて公害が発生することのないように努めなければならない。

(平11条例22・旧第17条繰上)

(公害防止技術の研究等)

第9条 事業者は、常に公害の防止に関する技術の研究及び開発を行うように努めなければならない。

(平11条例22・旧第18条繰上、平12条例54・一部改正)

(公害防止教育の徹底)

第10条 事業者は、従業員に対し、公害の防止に必要な教育を行うとともに、公害の防止のための指示等が速やかに徹底するよう努めなければならない。

(平11条例22・旧第19条繰上、平12条例54・一部改正)

(紛争解決の義務)

第11条 事業者は、その事業活動による公害その他良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときは、誠意をもつてその解決にあたらなければならない。

(平11条例22・旧第20条繰上)

(被害の処置)

第12条 事業者は、その事業活動による公害その他良好な環境の侵害に係る被害については、自らの責任と負担において速やかに適切な処置をとるよう努めなければならない。

(平11条例22・旧第21条繰上、平12条例54・一部改正)

第4節 市民の責務

(土地、建物等の清潔保持)

第13条 市民は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

(平11条例22・旧第23条繰上)

第2章 環境の保全に関する協定

(協定の締結)

第14条 市長は、良好な環境を保全するため、公害その他良好な環境を侵害するおそれのある事業を行

資料 27 長崎市環境保全条例

事業者と環境の保全に関する協定を締結することができるものとする。

(平11条例22・旧第24条繰上、平12条例54・一部改正)

(協定内容の遵守)

第15条 事業者は、環境の保全に関する協定を締結したときは誠実にこれを遵守しなければならない。

(平11条例22・旧第25条繰上)

第3章 ばい煙等の排出の規制

第1節 規制基準

(規制基準の設定)

第16条 指定施設から排出し、発生し、若しくは飛散するばい煙等の量、濃度若しくは程度（以下「ばい煙等の量等」という。）の許容限度又は施設の構造等の基準（以下「規制基準」という。）は、別表の左欄に掲げる指定施設ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(平11条例22・旧第26条繰上)

(規制基準の遵守)

第17条 ばい煙等を排出し、発生し、又は飛散する者（以下「ばい煙等排出者」という。）は、規制基準を遵守しなければならない。

(平11条例22・旧第27条繰上)

第2節 指定施設に関する規制

(指定施設の届出)

第18条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 指定施設の種類
- (4) 指定施設の構造及び配置
- (5) 指定施設の使用方法
- (6) ばい煙等の処理又は防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

(平11条例22・旧第28条繰上)

(経過措置)

第19条 一の施設が指定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が指定施設となつた日から30日以内に規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(平11条例22・旧第29条繰上)

(変更又は廃止の届出)

資料 27 長崎市環境保全条例

第20条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1号、第2号若しくは第7号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(平11条例22・旧第30条繰上・一部改正、平12条例54・一部改正)

(計画変更命令等)

第21条 市長は、第18条又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る指定施設の構造、使用の方法若しくは管理又は当該指定施設に係るばい煙等の量等が当該指定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、次条第1項又は第2項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造若しくは配置若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理若しくは防止の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第18条の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(平11条例22・旧第31条繰上・一部改正)

(実施の制限)

第22条 第18条の規定による届出をした者又は第20条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設の構造若しくは配置若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理若しくは防止の方法を変更してはならない。

2 市長は、第18条又は第20条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(平11条例22・旧第32条繰上・一部改正)

(承継)

第23条 第18条又は第19条の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第18条又は第19条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る指定施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第18条又は第19条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(平11条例22・旧第33条繰上・一部改正、平13条例19・一部改正)

(改善命令等)

資料 27 長崎市環境保全条例

第24条 市長は、指定施設の構造、使用の方法若しくは管理又は当該指定施設に係るばい煙等の量等が、当該指定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、当該指定施設に係るばい煙等排出者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造、使用の方法、管理若しくは配置の改善を命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(平11条例22・旧第34条繰上)

(事故時の措置)

第25条 指定施設を設置している者は、故障、破損その他の事故が発生したことにより、当該指定施設に係るばい煙等の量等が当該指定施設に係る規制基準に適合しなくなったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 指定施設を設置している者は、前項の事故について、速やかにその状況、その応急措置の状況等を市長に届け出なければならない。

(平11条例22・旧第35条繰上、平12条例54・一部改正)

第4章 良好な環境の保全

第1節 良好な環境の侵害に関する規制

(水道水源保全のための必要な措置)

第26条 何人も、上水道の水源を汚染するおそれがないよう、浄化槽の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(平12条例54・全改)

(畜舎等の維持管理)

第27条 畜舎若しくは鶏舎又は浄化槽その他の汚水処理施設の所有者、占有者又は管理者は、これらの施設から悪臭、水質汚濁その他の公害を発生させないように、当該施設を適正に維持管理しなければならない。

(平11条例22・旧第38条繰上、平12条例54・旧第28条繰上)

(油水分離施設の設置)

第28条 公共下水道の排水区域外において、自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車分解整備事業をいう。）を営業者は、当該事業場からの油類を公共用水域へ流出させないように油水分離施設を設置しなければならない。

2 前項の規定により油水分離施設を設置した者は、当該施設を適正に維持管理しなければならない。

(平11条例22・旧第39条繰上、平12条例54・旧第29条繰上)

(土砂等の流出防止)

第29条 岩石若しくは土砂（以下「土砂等」という。）の採取又は宅地造成等の開発行為を行う者は、公共用水域に著しく土砂等を流出させ、又は水質を汚濁させないように努めなければならない。

(平11条例22・旧第40条繰上、平12条例54・旧第30条繰上・一部改正)

資料 27 長崎市環境保全条例

(たい積土砂等の排除)

第30条 公共用水域に土砂等を流出させたことにより、当該水域に土砂等をたい積させた者は、自らの責任と負担においてその土砂等を排除しなければならない。

(平11条例22・旧第41条線上、平12条例54・旧第31条線上)

(運搬の規制)

第31条 道路を反復して土砂等その他これらに類する物を運搬する者は、その運搬によりその積載物を落下させ、又はばい煙等を排出し、発生し、若しくは飛散しないように特に配慮するとともに、午後11時から翌日の午前6時までの間においては運搬しないように努めなければならない。

(平11条例22・旧第42条線上、平12条例54・旧第32条線上)

(勧告)

第32条 市長は、第26条、第27条、第28条第2項、第29条又は前条に規定する義務を怠つたことにより、良好な環境を侵害していると認められるときは、その者に対し、施設の設置、管理の方法又は行為について必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(平11条例22・旧第43条線上・一部改正、平12条例54・旧第33条線上・一部改正)

(違反者に対する命令等)

第33条 市長は、第28条第1項又は第30条の規定に違反していると認められるときは、その違反者に対し、施設の設置若しくは改善又は土砂等の排除を行うよう勧告し、又は命ずることができる。

(平11条例22・旧第44条線上・一部改正、平12条例54・旧第34条線上・一部改正)

第2節 電波障害の防止

(電波障害の防止)

第34条 建造物を建設しようとする者又は宅地造成等の開発行為を行おうとする者は、当該建造物又は当該開発行為によつて付近の住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を与えるおそれがあると認められるときは、あらかじめその影響が予想される地域の受信の状況を調査のうえ、必要な措置を講じなければならない。

2 建造物を建設した者又は宅地造成等の開発行為を行つた者は、当該建造物又は当該開発行為によつて付近の住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を与えたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(平11条例22・旧第45条線上、平12条例54・旧第35条線上・一部改正)

第3節 生活環境の保持

(公共の場所の清潔保持)

第35条 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚損してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持するように努めなければならない。

資料 27 長崎市環境保全条例

らない。

(平11条例22・旧第46条繰上、平12条例54・旧第36条繰上)

(空地の適正管理)

第36条 空地(宅地化された空地その他の空閑地で、現に人が使用していない土地をいう。以下同じ。)の所有者又は管理者は、その空地における雑草類の繁茂、廃棄物等の不法投棄等により、付近の住民の生活環境を侵害しないように適正に管理しなければならない。

(平11条例22・旧第47条繰上、平12条例54・旧第37条繰上)

(勧告)

第37条 市長は、空地の所有者又は管理者が前条の規定に違反しているときは、その空地の所有者又は管理者に対して、雑草類、廃棄物等の除去その他必要な措置を講ずるように勧告することができる。

(平11条例22・旧第48条繰上、平12条例54・旧第38条繰上)

第4節 緑化の推進

(公共施設等の緑化)

第38条 公園、広場、道路、学校その他の公共施設の管理者は、その管理する公共施設における緑化の計画を定め、緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

(平11条例22・旧第49条繰上、平12条例54・旧第39条繰上)

第39条 土地の所有者、占有者又は管理者は、その所有し、占有し、又は管理する土地における緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

(平11条例22・旧第50条繰上、平12条例54・旧第40条繰上)

(緑化の援助)

第40条 市長は、緑化を推進するため苗木の供与、樹種の選定、緑化の相談その他必要な援助を行うものとする。

(平11条例22・旧第51条繰上、平12条例54・旧第41条繰上・一部改正)

第5章 雑則

(報告及び立入検査)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者、ばい煙等排出者、土砂等を採取している者、宅地造成等の開発行為をしている者、土砂等若しくはこれらに類する物を運搬している者又は空地の所有者若しくは管理者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその命じた職員に、当該指定施設を設置している工場等、当該作業場又は当該空地に立ち入り、指定施設その他の物件又は作業の状況、空地の管理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

(平11条例22・旧第52条繰上、平12条例54・旧第42条繰上・一部改正)

資料 27 長崎市環境保全条例

(委任)

第42条 この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

(平11条例22・旧第53条繰上、平12条例54・旧第43条繰上)

第6章 罰則

第43条 第21条又は第24条の規定による命令に違反した者は、80,000円以下の罰金に処する。

(平11条例22・旧第54条繰上・一部改正、平12条例54・旧第44条繰上)

第44条 第33条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

(平11条例22・旧第55条繰上・一部改正、平12条例54・旧第45条繰上・一部改正)

第45条 第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30,000円以下の罰金に処する。

(平11条例22・旧第56条繰上・一部改正、平12条例54・旧第46条繰上)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、20,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条又は第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第22条第1項の規定に違反した者
- (3) 第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平11条例22・旧第57条繰上・一部改正、平12条例54・旧第47条繰上・一部改正)

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第43条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平11条例22・旧第58条繰上、平12条例54・旧第48条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(平16条例124・旧附則・一部改正)

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う特例)

2 平成17年1月3日において旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町又は旧三和町の区域内に指定施設に該当するものを設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する第19条の規定の適用については、同条中「30日」とあるのは、「90日」とする。

(平16条例124・追加)

(琴海町の編入に伴う特例)

3 平成18年1月3日において旧琴海町の区域内に指定施設に該当するものを設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する第19条の規定の適用については、同条中「30日」とあるのは、「90日」とする。

(平17条例105・追加)

資料 27 長崎市環境保全条例

附 則（昭和59年10月6日条例第50号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月30日条例第6号）

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成11年9月27日条例第22号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第54号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、別表の改正規定（「排水基準を定める総理府令」を「排水基準を定める省令」に改める部分に限る。）は、同年1月6日から施行する。

附 則（平成13年6月29日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第124号）

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成17年10月7日条例第105号）

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

別表（第2条、第16条関係）

（昭59条例50・平2条例6・平12条例54・一部改正）

指定施設	規制基準
1 金属の表面処理の用に供するブラスト	構造設備の基準 次の各号のいずれかに該当すること。
2 綿の製造施設又は更生施設	(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
3 原動機を使用する木材加工作業場	(2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4 廃油の焼却炉（焼却能力が1時間当たり50キログラム以上200キログラム未満のものに限る。）	1 ばいじんの排出基準 温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき0.70グラムの量とする。
5 獣畜、魚介類又は鳥類の死体、臓器、骨、羽毛若しくはふん（以下「動物質廃棄物」	2 におう酸化物の排出基準 次の算式により算出したにおう酸化物の量とする。 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ 備考

資料 27 長崎市環境保全条例

<p>という。)の焼却炉(焼却能力が1時間当たり200キログラム未満のものに限る。)</p>	<p>1 いおう酸化物の排出基準の式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>q いおう酸化物の量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)</p> <p>K 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第3条第2項第1号に規定する政令で定める長崎市の地域に定められた値</p> <p>He 次に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)</p> $He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$ $Hm = (0.795\sqrt{Q \cdot V}) / (1 + (2.58/V))$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1 / J - 1)$ $J = 1 / \sqrt{Q \cdot V} \cdot (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$ <p>2 前項の式においてHe・Ho・Q・V及びTはそれぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)</p> <p>Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)</p> <p>Q 温度15度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)</p> <p>V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)</p> <p>T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)</p> <p>3 ばいじんの排出基準及びいおう酸化物の排出基準は、大気中に排出する排出口における値とする。</p> <p>4 ばいじんの排出基準及びいおう酸化物の排出基準の算出方法は、大気汚染防止法第3条第1項に規定する算出方法の例による。</p> <p>5 動物質廃棄物の焼却炉で焼却能力が1時間当たり50キログラム未満のものについては、ばいじんの排出基準及びいおう酸化物の排出基準は適用しない。</p>
<p>6 廃油の再生の用に供する加熱処理施設</p> <p>7 洗たく業の用に供する乾燥施設(ドライクリーニング用のものに限る。)</p> <p>8 原動機を使用する吹付塗装作業場(現場作業を除く。)</p>	
<p>9 畜舎</p>	<p>構造設備の基準</p>

資料 27 長崎市環境保全条例

<p>牛、馬又は豚を飼養し、又は収容する施設をいい、次の各号に掲げる施設を除く。</p> <p>(1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条の規定により長崎市長が指定した区域内にある畜舎</p> <p>(2) 家畜取引法（昭和31年法律第123号）に規定する家畜市場</p> <p>(3) 競馬法（昭和23年法律第158号）に規定する競馬場</p> <p>(4) 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる畜舎</p>	<p>(1) 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。</p> <p>(2) 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、清掃に支障をきたさない構造を有すること。</p> <p>(3) 内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。</p> <p>(4) 床の周辺の地面で汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆され、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。</p> <p>(5) 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>(6) 汚物処理設備として汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。</p> <p>(7) 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができるおおいが設けられていること。</p> <p>(8) 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水みぞが設けられていること。</p> <p>(9) 排水みぞは、不浸透性材料で作られ、かつ、適当なおおいが設けられていること。</p> <p>(10) 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱い室を有すること。</p> <p>ア 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。</p> <p>イ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備が設けられていること。</p> <p>ウ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>エ 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ、適当な容積の容器が備えられていること。</p>
<p>10 鶏舎（鶏（30日未満のひな</p>	<p>構造設備の基準</p>

資料 27 長崎市環境保全条例

<p>を除く。)の飼養数が100羽以上のものに限る。)</p> <p>次の各号に掲げる鶏舎を除く。</p> <p>(1) 化製場等に関する法律第9条の規定により長崎市長が指定した区域内にある鶏舎</p> <p>(2) 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる鶏舎</p>	<p>(1) 内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。</p> <p>(2) 鶏舎の床は、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。</p> <p>(3) 汚物処理設備として汚物だめを有すること。</p> <p>(4) 汚物だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができるおおいが設けられていること。</p>
<p>11 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に汚水を排出する施設であつてカラー写真現像の用に供するフィルム現像洗淨施設（自動式フィルム現像洗淨施設を除く。）</p>	<p>排水基準</p> <p>排水1リットルにつきシアン1ミリグラムの量とする。</p> <p>備考</p> <p>1 排水基準は、指定施設を有する工場等の排水口における値とする。</p> <p>2 排水基準の検定方法は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の例による。</p>

資料 28 長崎市環境保全条例施行規則

昭和49年5月1日

規則第22号

改正 平成11年9月27日規則第120号

平成13年3月12日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市環境保全条例（昭和49年長崎市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平11規則120・一部改正)

(指定施設の設置等の届出)

第2条 条例第18条又は第19条の規定による届出は、指定施設設置届出書（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第18条第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数

(平11規則120・旧第3条繰上・一部改正)

(指定施設の構造等の変更の届出)

第3条 条例第20条第1項の規定による届出は、指定施設構造等変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

(平11規則120・旧第4条繰上・一部改正)

(氏名の変更等の届出)

第4条 条例第20条第2項の規定による届出は、条例第18条第1号、第2号又は第7号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名等変更届出書（第3号様式）により、指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては指定施設使用廃止届出書（第4号様式）により行わなければならない。

(平11規則120・旧第5条繰上・一部改正)

(承継の届出)

第5条 条例第23条第3項の規定による届出は、承継届出書（第5号様式）により行わなければならない。

(平11規則120・旧第6条繰上・一部改正)

(届出書の提出部数)

第6条 条例第18条又は第20条第1項の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通を添えて行わなければならない。

(平11規則120・旧第7条繰上・一部改正)

資料 28 長崎市環境保全条例施行規則

(届出の受理)

第7条 市長は、条例第18条又は第20条第1項の届出を受理したときは、届出書の写しの受理年月日欄に所要の記載をし、当該届出をした者に交付するものとする。

(平11規則120・旧第8条繰上・一部改正)

(立入検査の身分証明書)

第8条 条例第41条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、長崎市環境保全条例第41条第2項の規定による身分証明書(第6号様式)とする。

(平11規則120・旧第9条繰上・一部改正、平13規則9・一部改正)

附 則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則(平成11年9月27日規則第120号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成13年3月12日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

資料 28 長崎市環境保全条例施行規則

第1号様式(第2条関係)

指定施設設置届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

長崎市環境保全条例第18条(第19条)の規定により、指定施設について、次のとおり届け出ます。

工事 場 又 は 場	名 称	※ 整 理 番 号	
	所在地	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
指定施設の種類及び数		※ 施 設 番 号	
		※ 審 査 結 果	
△ 指定施設の構造及び配置		※ 備 考	
△ 指定施設の使用方法		常時使用する従業員数	人
△ ばい煙等の処理又は防止の方法		工場又は事業場の内容	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。
2 ※印の欄には、記入しないでください。

資料 28 長崎市環境保全条例施行規則

第2号様式(第3条関係)

指定施設構造等変更届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

長崎市環境保全条例第20条第1項の規定により、指定施設の種別(構造、配置、使用方法、ばい煙等の処理又は防止の方法)の変更について、次のとおり届け出ます。

工 事 場 又 は 場	名 称		※ 整 理 番 号	
	所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
ばい煙等の処理又は防止の方法			※ 施 設 番 号	
変	更	前	変	更
		後	※ 審 査 結 果	
			※ 備 考	
指 定 施 設	変 更 の 内 容		変	更
	種 類 及 び 数		前	後
	△構 造 及 び 配 置			
	△使 用 方 法			

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。

資料 28 長崎市環境保全条例施行規則

第3号様式(第4条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地、事業内容、従業員等)に変更があつたので、長崎市環境保全条例第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整 理 番 号	
	変更後		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
	変 更 年 月 日	年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※備 考	

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

資料 28 長崎市環境保全条例施行規則

第4号様式(第4条関係)

指定施設使用廃止届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出人 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

指定施設の使用を廃止したので、長崎市環境保全条例第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場	名称	※ 整理番号	
	所在地	※ 受理年月日	年 月 日
指定施設の種別		※ 施設番号	
指定施設の設置場所		※備考	
使用廃止年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

資料 28 長崎市環境保全条例施行規則

第5号様式(第5条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出人 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

指定施設に係る届出者の地位を承継したので、長崎市環境保全条例第23条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工 事 場 業 又 は 場	名 称	※ 整 理 番 号		
	所在地	※ 受 理 年 月 日	年 月 日	
	指定施設の種別	※ 施 設 番 号		
	指 定 施 設 の 設 置 場 所	※備 考		
	承 継 年 月 日			年 月 日
被 承 継 者	氏名又 は名称			
	住 所			
	承継の理由			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

資料 28 長崎市環境保全条例施行規則

第6号様式(第8条関係)

12センチメートル		8 センチ メー トル
第	号	
長崎市環境保全条例第41条第2項の規定による身分証明書		
職名及び氏名		
年	月	日生
年	月	日発行
長崎市長		印

裏

長崎市環境保全条例抜すい

(報告及び立入検査)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者、ばい煙等排出者、土砂等を採取している者、宅地造成等の開発行為をしている者、土砂等若しくはこれらに類する物を運搬している者又は空地の所有者若しくは管理者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその命じた職員に、当該指定施設を設置している工場等、当該作業場又は当該空地に立ち入り、指定施設その他の物件又は作業の状況、空地の管理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

(罰則)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、20,000円以下の罰金に処する。

(3) 第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第43条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本来の罰金刑を科する。



—環境行動 11 か条ポスター—

表紙・裏表紙

表紙及び裏表紙の作品は、それぞれ「令和5年度 環境ポスター」の小学生の部及び中学生の部における最優秀賞受賞作品です。



長崎市環境白書 令和5年度版 (令和6年3月 発行)

編集・発行 長崎市 環境部 環境政策課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(13階)

電話 095-829-1156

FAX 095-829-1218